目 次

令和5年3月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第16号	一宮市公告式条例の一部改正について	1頁
議案第17号	一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部	
	改正について	5頁
議案第18号	一宮市子ども・子育て審議会条例の一部改正について	8頁
議案第19号	一宮市職員定数条例の一部改正について	10頁
議案第20号	一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	12頁
議案第21号	一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について	14頁
議案第22号	一宮市営地下駐車場基金の設置及び管理に関する条例の制定について …	32頁
議案第23号	一宮市手数料条例の一部改正について	34頁
議案第24号	一宮市保育所条例の一部改正について	66頁
議案第25号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等	
	の一部改正について	69頁
議案第26号	一宮市国民健康保険条例の一部改正について	87頁
議案第27号	一宮市国民健康保険税条例の一部改正について	89頁
議案第28号	一宮市営住宅条例の一部改正について	98頁
議案第29号	一宮市自転車駐車場条例の一部改正について	101頁
議案第30号	一宮市都市公園条例の一部改正について	103頁
議案第31号	一宮市文化広場条例の一部改正について	105頁
議案第32号	一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につ	
	VT	109頁
議案第33号	一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	111頁
議案第34号	一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定に係る議決内容の変	
	更について	113頁
議案第35号	包括外部監査契約の締結について	114頁
議案第36号	市道路線の廃止及び認定について	115頁

議案第37号	民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業に係	
	る契約の締結に係る議決内容の変更について	138頁
報告第1号	専決処分の報告について	139頁
報告第2号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	141頁
報告第3号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	146頁
報告第4号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	157頁

- 一宮市公告式条例の一部改正について
- 一宮市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

条例の公布、公告等について、市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示して行うことができるようにするため、本案を提出する。

一宮市公告式条例の一部を改正する条例

一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)の一部を次のように改正する。

	SITTING THE DIVING THE TOO	
現行	改正後	
(条例の公布)	(条例の公布)	
第2条 略	第2条 略	
2 略	2 略	
	3 電磁的記録による条例の公布は、前項の	
	規定にかかわらず、市のウェブサイトに	
	設置した掲示場に掲示して行う。	
(規程の公表)	(規程の公表)	
第4条 略	第4条 略	
2 第2条第2項の規定は、前項の	2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の	
規程にこれを準用する。	規程にこれを準用する。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - (一宮市行政手続条例の一部改正)
- 2 一宮市行政手続条例(平成8年一宮市条例第25号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後		
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)		
第15条 略	第15条 略		
2 略	2 略		
3 行政庁は、不利益処分の名あて人となる	3 行政庁は、不利益処分の名あて人となる		
べき者の所在が判明しない場合において	べき者の所在が判明しない場合において		
は、第1項の規定による通知を、その者の	は、第1項の規定による通知を、その者の		
氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並	氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項		
びに当該行政庁が同項各号に掲げる事	並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事		
項を記載した書面をいつでもその者に交	項を記載した書面をいつでもその者に交		
付する旨を <u>当該行政庁の事務所の掲示場</u>	付する旨を告示する		
<u>に掲示する</u> ことによって行うことができ	ことによって行うことができ		
る。この場合においては、 <u>掲示</u> を始めた日	る。この場合においては、 <u>告示</u> を始めた		
から2週間を経過したときに、当該通知が	日から2週間を経過したときに、当該通知		
その者に到達したものとみなす。	がその者に到達したものとみなす。		
(続行期日の指定)	(続行期日の指定)		
第22条 略	第22条 略		
2 略	2 略		

- 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合に 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合に おいて、当事者又は参加人の所在が判明 しないときにおける通知の方法について 準用する。この場合において、同条第3項 中「不利益処分の名あて人となるべき者」 とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲 示を始めた日から2週間を経過したとき」 とあるのは「掲示を始めた日から2週間を 経過したとき(同一の当事者又は参加人 に対する2回目以降の通知にあっては、掲 示を始めた日の翌日)」と読み替えるもの とする。
 - おいて、当事者又は参加人の所在が判明 しないときにおける通知の方法について 準用する。この場合において、同条第3項 中「不利益処分の名あて人となるべき者」 とあるのは「当事者又は参加人」と、「告 示を始めた日から2週間を経過したとき」 とあるのは「告示を始めた日から2週間を 経過したとき(同一の当事者又は参加人 に対する2回目以降の通知にあっては、告 示を始めた日の翌日)」と読み替えるもの とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

- (一宮市職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 3 一宮市職員の退職手当に関する条例(昭和31年一宮市条例第34号)の一部を次のように

<u></u> 改止する。			
現行	改正後		
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職		
当の支給制限)	手当の支給制限)		
第12条 略	第12条 略		
2 略	2 略		
3 退職手当管理機関は、前項の規定による	3 退職手当管理機関は、前項の規定による		
通知をする場合において、当該処分を受	通知をする場合において、当該処分を受		

該処分の内容を一宮市公告式条例(昭和2 5年一宮市条例第28号)第2条第2項 (同条例第5条において準用する場合 を含む。)に定める掲示場に掲示すること をもって通知に代えることができる。こ の場合においては、その掲示した日から 起算して2週間を経過した日に、通知が当 該処分を受けるべき者に到達したものと みなす。

けるべき者の所在が知れないときは、当

通知をする場合において、当該処分を受 けるべき者の所在が知れないときは、当 該処分の内容を一宮市公告式条例(昭和2 5年一宮市条例第28号)第2条第2項又は第 3項(同条例第5条において準用する場合 を含む。)に定める掲示場に掲示すること をもって通知に代えることができる。こ の場合においては、その掲示した日から 起算して2週間を経過した日に、通知が当 該処分を受けるべき者に到達したものと みなす。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市市税条例の一部改正)

4 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

		1/45/4 4/ - HILE 5 (- 3 () (- 3 ())
現行		改正後
(公示送達)		(公示送達)
	第18条 法第20条の2の規定による公司	示送達 第18条 法第20条の2の規定による公示送達

は、一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条 は、一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条 例第28号)第2条第2項 に規定す 例第28号)第2条第2項又は第3項に規定す

る掲示場に掲示して行うものとする。 る掲示場に掲示して行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市屋外広告物条例の一部改正)

5 一宮市屋外広告物条例(令和2年一宮市条例第65号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後	
(広告物等を保管した場合の公示事項等)	(広告物等を保管した場合の公示事項等)	
第22条 略	第22条 略	
2 法第8条第2項の規定による公示は、前項	2 法第8条第2項の規定による公示は、前項	
各号に掲げる事項を、保管を始めた日か	各号に掲げる事項を、保管を始めた日か	
ら起算して2週間(法第8条第3項第1号に	ら起算して2週間(法第8条第3項第1号に	
掲げる広告物については、2日間)、一宮	掲げる広告物については、2日間)、一宮	
市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28	市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28	
号)第2条第2項に規定する掲示	号)第2条第2項 <u>又は第3項</u> に規定する掲示	
場に掲示して行わなければならない。	場に掲示して行わなければならない。	
3~5 略	3~5 略	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第17号

一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

オンラインにより行うことができる行政手続の範囲を拡大するため、本案を提出する。

一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年一宮市条例第 180号)の一部を次のように改正する。

現行

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等で当該申請等に 関する他の条例等の規定により書面等に より行うこととしているもの<u>のうち規則</u> 等(執行機関の規則、公営企業管理規程及 び議会の規則をいう。以下同じ。)で定め <u>るもの</u>については、当該条例等の規定に かかわらず、規則等

で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2~4 略

(電子情報処理組織による処分通知等) 第4条 市の機関は、処分通知等で当該処分 通知等に関する他の条例等の規定により 書面等により行うこととしているもの<u>の</u> うち規則等で定めるものについては、当該 条例等の規定にかかわらず、規則等で定 めるところにより、電子情報処理組織(市 の機関の使用に係る電子計算機と処分通 知等を受ける者の使用に係る電子計算機 とを電気通信回線で接続した電子情報処 理組織をいう

。)を使用して行うことができる。

改正後

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等で当該申請等に 関する他の条例等の規定により書面等に より行うこととしているもの

一については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等(執行機関の規則、公営企業管理規程及び議会の規則をいう。以下同じ。)で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2~4 略

(電子情報処理組織による処分通知等) 第4条 市の機関は、処分通知等で当該処分 通知等に関する他の条例等の規定により 書面等により行うこととしているもの__ については、当該

条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用して行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用して受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2~4 略

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等で当該縦覧等に 関する他の条例等の規定により書面等に より行うこととしているもの(申請等に 基づくものを除く。)<u>のうち規則等で定め</u> <u>るもの</u>については、当該条例等の規定に かかわらず、規則等で定めるところによ り、書面等の縦覧等に代えて当該書面等 に係る電磁的記録に記録されている事項 又は当該事項を記載した書類の縦覧等を 行うことができる。

2 略

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等で当該作成等に 関する他の条例等の規定により書面等に より行うこととしているもの<u>のうち規則</u> <u>等で定めるもの</u>については、当該条例等の 規定にかかわらず、規則等で定めるとこ ろにより、書面等の作成等に代えて当該 書面等に係る電磁的記録の作成等を行う ことができる。

2•3 略

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2~4 略

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等で当該縦覧等に 関する他の条例等の規定により書面等に より行うこととしているもの(申請等に 基づくものを除く。)

____については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 略

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等で当該作成等に 関する他の条例等の規定により書面等に より行うこととしているもの

2・3 略

一宮市子ども・子育て審議会条例の一部改正について

一宮市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正に伴い、条文の整理を行うため、 本案を提出する。

一宮市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

一宮市子ども・子育て審議会条例(令和2年一宮市条例第58号)の一部を次のように改正する。

30		
現行	改正後	
(所掌事務)	(所掌事務)	
第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を	第2条 略	
調査審議する。		
(1) • (2) 略	(1) • (2) 略	
(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律	(3) 子ども・子育て支援法(平成24年法	
第65号) <u>第77条第1項各号</u> に掲げる事務	律第65号) <u>第72条第1項各号</u> に掲げる事	
に関する事項	務に関する事項	
(4) 略	(4) 略	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

- 一宮市職員定数条例の一部改正について
- 一宮市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

中核市関連業務に対する体制及び保育所の体制充実等に伴い、職員の定数を増員するため、本案を提出する。

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例

一宮市職員定数条例(昭和25年一宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

1 14 18 04 7 C 30 14 1 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1				
現行	改正後			
(職員の定数)	(職員の定数)			
第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとお	第2条 略			
りとする。ただし、選挙管理委員会、監査				
委員、農業委員会及び公平委員会の事務部				
局の職員は、市長の事務部局の職員におい				
てこれを兼ねることができる。				
【別記 参照】	【別記 参照】			
2 略	2 略			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)	2,074人
上下水道部の職員	188人
病院事業部の職員	1,248人
略	
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教	110人
育機関の職員	
略	
合計	4,076人

改正案

市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)	2,133人
上下水道部の職員	190人
病院事業部の職員	1,251人
略	
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教	114人
育機関の職員	
略	
合計	4,144人

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

- 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

民生委員法(昭和23年法律第198号)第8条第1項に規定する民生委員推薦会の委員の報酬 を定めるため、本案を提出する。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように 改正する。

現行	改正後			
別表第1(第1条関係)	別表第1(第1条関係)			
【別記 参照】	【別記 参照】			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

番号	区分	報酬の額(円)
略		
27	略	
<u>28∼54</u>	略	

改正案

番号	区分	報酬の額(円)
略		
27	略	
28	民生委員推薦会委員	日額 7,400
<u>29∼55</u>	略	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

- 一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

職員の給料表の号給について、国家公務員の俸給表の最高号俸を上回る部分を廃止する ため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後
別表第1 行政職給料表(第4条関係)
ア 行政職給料表(1)
【別記1 参照】
備考略
イ 行政職給料表(2)
【別記2 参照】
備考 略
別表第2 医療職給料表(第4条関係)
ア 医療職給料表(1)
【別記3 参照】
備考 略
イ 医療職給料表(2)
【別記4 参照】
備考 略
ウ 医療職給料表(3)
【別記5 参照】
備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】 現行 全部改正のため省略

	止案									
職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
の区 分	· · · · ·	給料月額								
	号給	(円)								
	1	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900	408, 100	458, 400
定	2	151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900		365, 500	410, 500	461, 500
年	3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900	413, 000	464, 500
前	4	153, 500	203, 900	239, 000	271, 000	297, 000	325, 900	370, 500	415, 400	467, 500
再	5	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100	372, 400	417, 300	470, 500
任	6	155, 700	207, 200	241, 900		300, 800	330, 100	374, 900	419, 600	473, 500
用用	7	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600	332, 300	377, 200	421, 700	476, 500
短	8	157, 900		244, 900	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700		479, 600
時	9	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900	482, 300
間	10	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000	485, 400
勤	11	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	310, 600	340, 600	387, 400	430, 100	488, 400
務	12	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200	491, 500
職	13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900	494, 200
員	14	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700	496, 500
以以	15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700	498, 800
外	16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700	501, 100
の	17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600	503, 200
職	18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400		354, 300	403, 200	443, 400	504, 600
員	19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200	506, 100
	20	174, 000	230, 900	261, 100		329, 300	358, 000	406, 900	446, 900	507, 500
	21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700	508, 700
	22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200	510, 100
	23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100		412, 400	451,600	511,600
	24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100	513, 100
	25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500	514, 200
	26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417,600	455, 800	515, 300
	27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371,600	419, 100	457, 100	516, 500
	28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300	517, 700
	29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300	518, 700
	30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460,000	519,600
	31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800	520, 500
	32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461,500	521, 400
	33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200	522, 200
	34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000	523, 100
	35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700	523, 800
	36	202, 900	250,000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300	524, 300
	37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000
	38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600
	39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000	526, 400
	40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600	527,000
	41	209, 300		295, 800		365, 500	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500
	42	210, 600		297, 500		366, 400		436, 000		
	43	211, 900				367, 500		436, 700		
	44	213, 200		300, 600				437, 400		
	45	214, 300						438, 200		
	46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000		

Ī	47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
	48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
	49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440,600	
	50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441,000	
	51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400,600	441, 400	
	52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401,000	441,800	
	53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
	54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401,700	442,600	
	55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402,000	443, 000	
	56	226, 000	273, 100	319,000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
	57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402,600	443, 600	
	58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
	59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
	60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
	61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
	62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
	63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
	64	231, 300	281,000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		
	65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		
	66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		
	67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
	68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		
	69 70	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
	70 71	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		
	71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
	72 73	236, 300 237, 000	287, 400 288, 200	333, 000 333, 500	371, 200 371, 500	387, 100 387, 400	407, 000 407, 200		
	74	237, 600	288, 700	334, 100	371, 300	387, 400	407, 500		
	75	237, 000	289, 100	334, 600	372, 100	388, 200	407, 800		
	76	238, 700	289, 600	335, 200	372, 300	388, 600	408, 000		
	77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
	78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
	79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
	80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409,000		
	81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
	82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
	83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
	84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410,000		
	85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391,000	410, 200		
	86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
	87	245, 100	292, 700	340,000	378, 600	391, 600			
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392,000			
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
	91	246, 900	294, 100	341,600	380, 300	392, 600			
	92	247, 300	294, 500	342,000	380, 700	392, 800			
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
	94		294, 900	342, 600					
	95		295, 200	343, 100					
	96		295, 600	343, 500					
	97		295, 800	343, 700					
	98		296, 100	344, 100					
	99		296, 500	344, 500					
	100		296, 900	344, 800					
	101		297, 100	345, 100					
1	102	I	297, 400	345, 500			1		

	103 104		297, 800 298, 100	346, 300						
	105		298, 300	346, 800						
	106		298, 600	347, 200						
	107		299, 000	347,600						
	108		299, 300	348,000						
	109		299, 500	348, 500						
	110		299, 900	348, 900						
	111		300, 300	349, 200						
	112		300, 600	349, 500						
	113		300, 800	350,000						
	114		301,000							
	115		301, 300							
	116		301, 700							
	117		301, 900							
	118		302, 100							
	119		302, 400							
	120		302, 700							
	121		303, 100							
	122		303, 300							
	123		303, 600							
	124		303, 900							
	125		304, 200							
定前任短間務員年再用時勤職		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441,000

【別記2】 現行 全部改正のため省略

	正案					
職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
の区分		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
)J	号給	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	1	136, 200	187, 400	208, 500	254, 100	281, 000
定	2	137, 100	188, 700	209, 700	255, 300	282, 900
年	3	138, 100	190, 100	211, 100	256, 300	284, 500
前	4	139, 000	191, 300	212, 300	257, 400	286, 200
再	5	140, 000	192, 300	213, 600	258, 300	287, 900
任	6	141, 000	193, 800	215, 000	259, 300	289, 400
用用	7	142, 000	195, 200	216, 400	260, 400	290, 600
短	8	143, 000	196, 500	217, 800	261, 300	291, 800
時	9	143, 800	197, 900	219, 100	262, 200	293, 300
間	10	144, 800	198, 900	220, 700	262, 900	295, 100
勤	11	145, 800	200, 200	222, 300	263, 800	296, 800
務	12	146, 900	201, 200	223, 700	264, 700	298, 600
職	13	147, 700	202, 400	224, 900	265, 700	300, 000
員	14	148, 700	203, 500	226, 400	266, 700	301, 700
以以	15	149, 800	204, 600	227, 900	267, 600	303, 300
外外	16	150, 800	205, 700	229, 200	268, 500	304, 800
0	17	151, 900	206, 600	230, 000	269, 400	306, 300
職	18	153, 300	207, 700	230, 700	270, 500	307, 900
員	19	154, 500	208, 700	231, 600	270, 500	309, 500
只	20	155, 700	209, 700	232, 600	271, 300	311, 200
	21	156, 800	210, 600	232, 000	272, 300	311, 200
	22	158, 000	210, 000	234, 700	274, 100	312, 200
	23	159, 200	211, 700	234, 700	274, 100	315, 000
	24	160, 400	212, 800	237, 000	275, 100	316, 500
	25	161, 500	213, 700	238, 300	276, 500	317, 600
	26	163, 000	214, 600	239, 500	277, 300	317, 000
	27	164, 500	216, 200	240, 800	278, 200	320, 500
	28	166, 000	217, 100	242, 000	279, 100	321, 900
	29	167, 400	217, 100	242, 800	280, 000	323, 500
	30	168, 800	219, 100	244, 000	281, 100	324, 700
	31	170, 300	220, 100	245, 200	282, 100	326, 000
	32	171, 800	220, 900	246, 300	283, 100	327, 200
	33	173, 100	221, 500	247, 400	283, 800	328, 300
	34	174, 800	222, 500	248, 400	284, 700	329, 200
	35	176, 500	223, 600	249, 500	285, 600	330, 300
	36	178, 200	224, 700	250, 500	286, 700	331, 400
	37	179, 900	225, 200	251, 600	287, 300	332, 500
	38	181, 300	226, 300	252, 500	288, 200	333, 600
	39	183, 000	227, 400	253, 500	289, 100	334, 600
	40	184, 500	228, 400	254, 500	290, 000	335, 600
	41	185, 800	229, 200	255, 500	290, 600	336, 600
	42	187, 200	230, 200	256, 700	291, 600	337, 600
	43	188, 500	231, 200	257, 600	292, 600	338, 600
	44	189, 900	232, 100	258, 900	293, 500	339, 600
	45	191, 400	233, 000		294, 200	

46	192, 700	233, 900	260,600	295, 100	341,500
47	194, 100	234, 700	261, 700	296, 000	342, 500
48	195, 500	235, 400	262,600	296, 900	343, 500
49	196, 800	236, 300	263, 700	297, 600	344, 400
50	197, 900	237, 300	264, 700	298, 200	345, 300
51	199, 000	238, 300	265, 800	298, 900	346, 200
52	200, 200	239, 300	266, 500	299, 700	347,000
53	201, 300	240, 300	267, 200	300, 300	347, 800
54	202, 400	241, 300	268,000	301, 100	348, 600
55	203, 300	242,000	269,000	301, 800	349, 400
56	204, 400	242, 700	270,000	302, 500	350, 100
57	205, 500	243, 500	270, 800	303, 200	350, 800
58	206, 400	244, 400	271, 800	303, 900	351, 600
59	207, 400	245, 300	272, 900	304, 700	352, 400
60	208, 400	246, 000	273, 900	305, 400	353, 100
61	209, 500	246, 800	274, 900	306, 000	353, 800
62	210, 400	247, 600	276, 000	306, 700	354, 500
63	211, 300	248, 500	276, 800	307, 400	355, 200
64	212, 200	249, 200	277, 900	308, 100	355, 900
65	212, 800	250, 000	278, 700	308, 600	356, 500
66	213, 600	250, 600	279, 500	309, 100	357, 000
67	214, 300	251, 300	280, 300	309, 700	357, 500
68	214, 300	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000
69	215, 400	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
70	215, 400	252, 300	282, 500	311, 300	556, 400
71	216, 100	253, 500	283, 300	311, 800	
72	216, 100	253, 900	284, 000	312, 300	
73	216, 400	254, 100	284, 800	312, 600	
				313, 100	
74 75	217, 000	254, 500	285, 500		
	217, 400	255, 000	286, 300	313, 600	
76 77	218, 000	255, 500	287, 100	314, 000	
77 79	218, 200	255, 800	287, 700	314, 200	
78 70	218, 700	256, 200	288, 200	314, 500	
79	219, 100	256, 700	288, 700	314, 800	
80	219, 500	257, 200	289, 100	315, 100	
81	220, 000	257, 500	289, 500	315, 400	
82	220, 300	257, 800	289, 900	315, 700	
83	220, 600	258, 100	290, 400	316, 000	
84	221, 000	258, 400	290, 900	316, 300	
85	221, 500	258, 600	291, 300	316, 500	
86	221, 900	258, 800	291, 900	316, 900	
87	222, 300	259, 100	292, 500	317, 200	
88	223, 000	259, 400	293, 100	317, 400	
89	223, 400	259, 600	293, 400	317, 600	
90	223, 900	259, 800	293, 900	317, 900	
91	224, 400	260, 200	294, 400	318, 200	
92	224, 800	260, 400	294, 800	318, 500	
93	225, 100	260, 700	295, 200	318, 700	
94	225, 500	261, 100	295, 700	319, 000	
95	225, 900	261, 400	296, 200	319, 300	
96	226, 200	261, 700	296, 700	319, 500	
97	226, 500	261, 900	297, 000	319, 700	
98	226, 900	262, 200	297, 400	320, 000	
99	227, 300	262, 400	297, 900	320, 300	
100	227, 700	262, 700	298, 400	320, 500	
101	228, 100	263, 000	298, 800	320, 700	

	102	228, 500	263, 200	299, 200		
	103	228, 900	263, 500	299, 500		
	104	229, 300	263, 800	299, 800		
	105	229, 700	264, 000	300, 100		
	106	230, 200	264, 200	300, 500		
	107	230, 500	264, 500	300, 900		
	108	230, 900	264, 700	301, 300		
	109	231, 100	265, 000	301, 600		
	110	231, 500	265, 300	302,000		
	111	232, 000	265, 600	302, 400		
	112	232, 400	265, 800	302, 700		
	113	232, 600	266, 000	302, 900		
	114	233, 100	266, 300	303, 200		
	115	233, 600	266, 500	303, 500		
	116	234, 100	266, 700	303, 700		
	117	234, 400	267, 000	303, 900		
	118	234, 800	267, 300	304, 200		
	119	235, 200	267, 600	304, 500		
	120	235, 600	267, 900	304, 700		
	121	236, 000	268, 100	304, 900		
	122		268, 300	305, 200		
	123		268, 600	305, 500		
	124		268, 900	305, 700		
	125		269, 100	305, 900		
	126		269, 300	306, 200		
	127		269, 600	306, 500		
	128		269, 900	306, 700		
	129		270, 100	306, 900		
	130		270, 300	307, 200		
	131		270, 600	307, 500		
	132		270, 900	307, 700		
	133		271, 100	307, 900		
	134		271, 300			
	135		271, 600			
	136		271, 900			
少年	137		272, 100			
定前任短間務員年再用時勤職		193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700
		I I				

【別記3】 現行 全部改正のため省略

職員 の区分 分 給料月額 給料月額 (円)		止案	,				
		I \		2級	3級	4級	5級
長給			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 2 256,100 341,400 400,400 471,700 566,500 定 2 256,100 341,400 403,300 474,000 569,600 年 3 258,600 344,200 405,900 476,200 572,700 前 4 261,100 347,100 408,600 478,500 575,800 再 5 263,300 349,800 411,000 480,700 578,700 任 6 267,100 352,800 413,300 482,900 581,100 用 7 270,900 355,900 415,400 485,100 583,500 短 8 274,700 358,700 417,300 489,300 588,100 問 10 282,300 361,100 419,500 489,300 588,100 前 11 286,300 366,400 424,800 493,500 591,100		号給					
年 3 258,600 344,200 405,900 476,200 572,700 前 4 261,100 347,100 408,600 478,500 575,800 再 5 263,300 349,800 411,000 480,700 578,700 历任 6 267,100 352,800 413,300 482,900 581,100 月 7 270,900 355,900 415,400 485,100 583,500 短 8 274,700 358,700 417,300 487,300 585,900 时 9 278,300 361,100 419,500 489,300 588,100 前 11 286,300 366,400 424,800 493,500 591,100 務 12 290,300 369,200 427,500 495,600 592,600 ឃ 13 294,000 372,100 429,900 497,700 594,100 以 15 301,900 378,600 432,400 499,800 595,200 か 17 309,300 385,600 432,400 499,800 597,200 か 17 309,300 385,600 439,300 506,100 598,400 職 18 312,800 383,300 441,700 508,100 599,400 19 319,800 393,400 446,400 512,100 600,400 22 327,100 398,300 446,400 512,100 600,400 22 327,100 398,300 450,300 515,700 23 330,500 400,200 452,600 517,600 24 333,800 401,800 454,900 515,700 602,400 22 327,100 398,300 456,900 515,700 23 330,500 400,200 452,600 517,600 24 333,800 406,100 459,200 524,800 31 350,700 410,000 459,200 524,800 32 352,700 410,000 515,700 524,800 32 344,700 410,600 459,200 523,000 31 350,700 417,000 470,400 531,800 32 352,700 410,000 470,400 531,800 32 352,700 410,000 470,400 531,800 32 352,700 410,000 470,400 531,800 32 352,700 410,000 470,400 531,800 32 352,700 410,000 470,400 531,800 32 352,700 410,000 470,400 531,800 32 352,700 410,000 470,400 531,800 32 352,700 410,000 470,400 531,800 32 352,700 410,000 470,400 531,800 32 352,700 410,000 474,600 535,200 34 357,200 422,800 476,700 537,000 35 359,300 424,600 478,800 543,700 36 361,600 426,600 478,800 543,700 36 361,600 426,600 478,800 543,700 38 366,000 434,400 488,400 540,700 370,300 434,400 488,400 540,700 544,500 430,800 454,600 545,100 400 370,300 434,400 488,400 546,700 544,500 430,800 454,600 545,100 460,400 544,600 478,800 544,600 478,800 544,700 470,400 531,800 544,600 370,300 434,400 488,400 546,700 548,200 448,400 488,400 546,700 548,200 449,400 488,400 544,600 544,400 488,400 544,600 478,800 544,600 478,800 544,600 478,800 544,700 470,400 551,000 470,400 551,000 470,400 551,000 470,400 551,000 470,400 551,000			253, 600	338, 400	400, 400	471, 700	566, 500
前	定	2	256, 100	341, 400	403, 300	474, 000	569, 600
再	年	3	258, 600	344, 200	405, 900	476, 200	572, 700
任 6 267,100 352,800 413,300 482,900 581,100 月 7 270,900 355,900 415,400 485,100 583,500 短 8 274,700 358,700 417,300 487,300 585,900 時 9 278,300 361,100 419,500 489,300 588,100 前 10 282,300 366,400 424,800 493,500 591,100 務 12 290,300 369,200 427,500 495,600 592,600 職 13 294,000 372,100 429,900 497,700 594,100 以 15 301,900 378,600 432,400 499,800 595,200 外 16 305,700 382,200 437,300 506,100 598,400 職 18 312,800 386,300 441,700 508,100 599,400 最 19 316,300 390,800 444,000 510,100 600,400 20 319,800 393,400 446,400 512,100 601,400 21 323,400 396,100 447,900 513,900 602,400 22 327,100 398,300 450,300 517,600 24 333,800 401,800 454,900 519,500 25 337,300 403,800 456,900 521,200 26 339,800 406,100 459,200 521,200 29 347,100 412,900 465,900 521,200 26 339,800 406,100 459,200 523,300 348,900 416,400 512,100 601,400 25 332,400 408,300 461,400 524,800 338,300 461,400 524,800 338,300 461,400 512,100 601,400 32 333,800 406,100 459,200 521,200 26 339,800 406,100 459,200 523,000 27 342,400 408,300 461,400 524,800 33 348,900 416,000 463,700 526,600 33 348,900 410,600 463,700 526,600 33 352,700 419,100 470,400 531,800 33 354,900 421,000 470,400 533,600 33 355,700 419,100 472,600 533,600 33 359,300 424,600 478,800 538,200 33 359,300 424,600 478,800 538,700 36 361,600 428,500 488,000 542,100 38 366,100 430,500 484,800 544,700 39 368,300 424,600 478,800 538,700 36 361,600 428,500 488,000 542,100 470,400 531,800 39 368,300 424,600 488,000 542,100 38 366,100 430,500 484,800 543,700 39 368,300 432,400 488,000 542,100 470,500 548,000 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 548,200 470,500 551,000 470,500 551,000 470,500 551,000 470,500 551,000 551,000 470,500 551,000 554,500 551,000 470,500 551,000 554,500 551,000 554,500 551,000 554,500 551,000 554,500 551,000 554,500 551,000 554,500 551,000 554,500 551,000 554,500 551,000 554,500 551,000 554	前	4	261, 100	347, 100	408,600	478, 500	575, 800
用 7 270,900 355,900 415,400 485,100 583,500 短 8 274,700 358,700 417,300 487,300 585,900 時 9 278,300 361,100 419,500 489,300 588,100 勤 11 286,300 366,400 422,200 491,400 589,600 動 11 280,300 369,200 427,500 495,600 592,600 職 13 294,000 372,100 429,900 497,700 594,100 月 14 298,000 375,600 432,400 499,800 595,200 以 15 301,900 378,600 434,800 501,900 596,300 外 16 305,700 382,200 447,700 588,100 599,400 形 18 312,800 388,300 441,700 508,100 599,400 自 20 319,800 393,400 446,400 510,100 600,400 21 323,400 396,100 447,900 513,900 602,400 22 327,100 398,300 450,300 515,700 23 330,500 400,200 452,600 517,600 24 333,800 401,800 456,900 521,200 266 339,800 406,100 459,200 523,000 27 342,400 408,300 461,400 512,100 602,400 29 347,100 412,900 465,800 528,200 347,100 412,900 465,800 528,200 348,900 415,000 468,700 528,200 347,100 412,900 465,800 528,200 347,100 412,900 465,800 528,200 347,100 412,900 465,800 528,200 347,100 412,900 465,800 528,200 347,100 412,900 465,800 528,200 347,100 412,900 470,400 531,800 32 352,700 419,100 472,600 533,600 33 354,900 415,000 474,600 535,200 34 357,200 422,800 476,700 537,000 35 359,300 424,600 478,800 543,700 366 361,600 426,600 480,900 540,500 37 363,700 422,800 476,700 537,000 36 363,700 428,500 488,800 543,700 36 361,600 426,600 480,900 540,500 37 363,700 428,500 488,800 543,700 36 363,700 428,500 488,800 543,700 36 363,700 428,500 488,800 543,700 36 363,700 428,500 488,800 543,700 441 372,500 438,800 491,900 548,200 443 374,300 439,700 493,700 551,000	再	5	263, 300	349,800	411,000	480, 700	578, 700
短 8 274,700 358,700 417,300 487,300 585,900 時 9 278,300 361,100 419,500 489,300 588,100 前 10 282,300 363,700 422,200 491,400 589,600 数 11 286,300 366,400 424,800 493,500 591,100 務 12 290,300 369,200 427,500 495,600 592,600 職 13 294,000 372,100 429,900 497,700 594,100 月 14 298,000 375,600 432,400 499,800 595,200 以 15 301,900 378,600 434,800 501,900 596,300 外 16 305,700 382,200 437,300 506,100 598,400 職 18 312,800 388,300 441,700 508,100 599,400 最 18 312,800 393,400 446,400 512,100 600,400 20 319,800 393,400 446,400 512,100 601,400 21 323,400 396,100 447,900 513,900 602,400 22 327,100 398,300 450,300 515,700 23 330,500 400,200 452,600 577,600 24 333,800 401,800 454,900 519,500 25 337,300 408,300 456,900 521,200 266 339,800 406,100 459,200 521,200 266 339,800 406,100 459,200 521,200 26 339,800 406,100 459,200 523,000 27 342,400 408,300 451,400 524,800 29 347,100 412,900 463,700 526,600 31 350,700 417,000 470,400 531,800 32 352,700 419,100 472,600 533,600 348,900 415,000 468,100 535,200 34 357,200 422,800 476,700 537,000 35 359,300 424,600 470,400 531,800 35 359,300 424,600 470,400 531,800 35 359,300 424,600 470,400 531,800 366,100 426,600 426,600 535,200 34 357,200 422,800 476,700 537,000 35 359,300 424,600 478,800 543,700 36 361,600 426,600 480,900 540,500 37 363,700 428,500 484,800 543,700 36 361,600 426,600 480,900 540,500 470,400 470,400 370,300 428,600 488,900 540,500 488,800 543,700 368,300 432,400 486,600 545,100 40 370,300 434,400 488,400 540,500 441 372,500 438,900 448,800 543,700 436,200 490,100 548,200 411 372,500 438,400 491,900 549,600 443 374,300 439,700 493,700 551,000	任	6	267, 100	352, 800	413, 300	482, 900	581, 100
時	用	7	270, 900	355, 900	415, 400	485, 100	583, 500
問 10 282,300 363,700 422,200 491,400 589,600	短	8	274, 700	358, 700	417, 300	487, 300	585, 900
勤	時	9	278, 300	361, 100	419, 500	489, 300	588, 100
務 12 290,300 369,200 427,500 495,600 592,600 職 13 294,000 372,100 429,900 497,700 594,100 月 14 298,000 375,600 432,400 499,800 595,200 以 15 301,900 378,600 434,800 501,900 596,300 分 16 305,700 382,200 437,300 504,000 597,200 形職 18 312,800 388,300 441,700 508,100 599,400 20 319,800 390,800 444,000 510,100 600,400 21 323,400 396,100 447,900 513,900 602,400 22 327,100 398,300 456,300 515,700 23 330,500 400,200 452,600 517,600 24 333,800 401,800 454,900 523,300 256 600 29 347,100 412,900 465,800 523,000 27 342,400 408,300 461,400 524,800 29 347,100 412,900 465,800 528,200 30 348,900 415,000 468,100 531,800 32 352,700 417,000 470,400 531,800 33 354,900 421,000 474,600 533,600 33 359,300 424,600 474,600 535,200 34 357,200 422,800 476,700 537,000 35 359,300 424,600 478,800 538,700 35 359,300 424,600 478,800 538,700 36 361,600 426,600 480,900 540,500 37 363,700 428,500 488,900 542,100 38 368,300 432,400 488,400 545,700 441 372,500 436,200 448,400 545,100 440,300 39 368,300 424,600 478,800 538,700 36 361,600 426,600 480,900 540,500 37 363,700 428,500 488,900 540,500 39 368,300 432,400 488,400 545,700 441 372,500 436,200 490,100 548,200 442 373,500 438,000 491,900 549,600 443 374,300 439,700 493,700 551,000	間	10	282, 300	363, 700	422, 200	491, 400	589, 600
職 13 294,000 372,100 429,900 497,700 594,100 月 14 298,000 375,600 432,400 499,800 595,200 以 15 301,900 378,600 434,800 501,900 596,300 外 16 305,700 382,200 437,300 504,000 597,200 の 17 309,300 385,600 439,300 506,100 598,400 頁 19 316,300 390,800 441,700 508,100 599,400 20 319,800 393,400 446,400 510,100 600,400 21 323,400 396,100 447,900 513,900 602,400 22 327,100 398,300 450,300 515,700 23 330,500 400,200 452,600 517,600 24 333,800 401,800 454,900 519,500 25 337,300 408,300 466,400 521,200 602,400 26 339,800 406,100 459,200 523,000 27 342,400 408,300 461,400 524,800 28 344,700 410,600 463,700 526,600 31 350,700 417,000 468,100 528,200 30 348,900 415,000 468,100 528,200 30 348,900 415,000 468,100 531,800 32 352,700 419,100 470,400 531,800 32 352,700 419,100 470,400 531,800 33 354,900 421,000 470,400 531,800 32 352,700 419,100 472,600 533,600 33 354,900 421,000 474,600 535,200 34 357,200 422,800 476,700 537,000 35 359,300 424,600 478,800 538,700 36 361,600 426,600 480,900 540,500 37 363,700 428,500 484,800 542,100 38 366,100 430,500 484,800 542,100 38 366,100 430,500 484,800 545,100 40 370,300 434,400 488,400 548,200 42 373,500 438,000 491,900 549,600 43 374,300 439,700 493,700 551,000	勤	11	286, 300	366, 400	424, 800	493, 500	591, 100
日本	務	12	290, 300	369, 200	427, 500	495, 600	592, 600
以	職	13	294, 000	372, 100	429, 900	497, 700	594, 100
外 16 305,700 382,200 437,300 504,000 597,200 17 309,300 385,600 439,300 506,100 598,400	員	14	298, 000	375, 600	432, 400	499, 800	595, 200
田	以	15	301, 900	378, 600	434, 800	501, 900	596, 300
職員 18 312,800 388,300 441,700 508,100 600,400 20 319,800 393,400 446,400 512,100 601,400 21 323,400 396,100 447,900 513,900 602,400 22 327,100 398,300 450,300 515,700 23 330,500 400,200 452,600 517,600 24 333,800 401,800 456,900 521,200 26 339,800 406,100 459,200 523,000 27 342,400 408,300 461,400 524,800 28 344,700 410,600 463,700 526,600 29 347,100 412,900 465,800 528,200 30 348,900 415,000 468,100 530,000 31 350,700 417,000 470,400 531,800 32 352,700 419,100 472,600 533,600 33 354,900 421,000 474,600 535,200 34 357,200 422,800 476,700 537,000 35 359,300 424,600 478,800 538,700 36 361,600 426,600 480,900 540,500 37 363,700 428,500 488,400 543,700 39 368,300 432,400 488,400 546,700 41 372,500 436,200 490,100 548,200 42 373,500 438,000 491,900 549,600 423,700 551,000 441 372,500 438,000 491,900 549,600 422 373,500 438,000 491,900 549,600 423,700 551,000	外	16	305, 700	382, 200	437, 300	504, 000	597, 200
月 19 316, 300 390, 800 444, 000 510, 100 600, 400 20 319, 800 393, 400 446, 400 512, 100 601, 400 21 323, 400 396, 100 447, 900 513, 900 602, 400 22 327, 100 398, 300 450, 300 515, 700 23 330, 500 400, 200 452, 600 517, 600 24 333, 800 401, 800 456, 900 521, 200 26 339, 800 406, 100 459, 200 523, 000 27 342, 400 408, 300 461, 400 524, 800 28 344, 700 410, 600 463, 700 526, 600 31 350, 700 417, 000 470, 400 31 350, 700 417, 000 470, 400 33 33 354, 900 421, 000 474, 600 33 359, 300 424, 600 478, 800 353, 700 35 359, 300 424, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 484, 800 543, 700 366 361, 600 426, 600 480, 900 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 488, 400 546, 700 410, 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 410, 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 410, 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 410, 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 410, 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 410, 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 411 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 422 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 422 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 422 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 422 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 423 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000	の	17	309, 300	385, 600	439, 300	506, 100	598, 400
20 319, 800 393, 400 446, 400 512, 100 601, 400 21 323, 400 396, 100 447, 900 513, 900 602, 400 22 327, 100 398, 300 450, 300 515, 700 23 330, 500 400, 200 452, 600 517, 600 24 333, 800 401, 800 454, 900 519, 500 25 337, 300 403, 800 456, 900 521, 200 26 339, 800 406, 100 459, 200 523, 000 27 342, 400 408, 300 461, 400 524, 800 28 344, 700 410, 600 463, 700 526, 600 29 347, 100 412, 900 465, 800 528, 200 30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700		18	312, 800	388, 300	441, 700	508, 100	599, 400
21 323, 400 396, 100 447, 900 513, 900 602, 400 22 327, 100 398, 300 450, 300 515, 700 23 330, 500 400, 200 452, 600 517, 600 24 333, 800 401, 800 454, 900 519, 500 25 337, 300 403, 800 456, 900 521, 200 26 339, 800 406, 100 459, 200 523, 000 27 342, 400 408, 300 461, 400 524, 800 28 344, 700 410, 600 463, 700 526, 600 29 347, 100 412, 900 465, 800 528, 200 30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500	員		316, 300		444, 000		
22 327, 100 398, 300 450, 300 515, 700 23 330, 500 400, 200 452, 600 517, 600 24 333, 800 401, 800 454, 900 519, 500 25 337, 300 403, 800 456, 900 521, 200 26 339, 800 406, 100 459, 200 523, 000 27 342, 400 408, 300 461, 400 524, 800 28 344, 700 410, 600 463, 700 526, 600 29 347, 100 412, 900 465, 800 528, 200 30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 33 354, 900 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 540, 500 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 38 36		20	319, 800	393, 400	446, 400	512, 100	601, 400
23 330, 500 400, 200 452, 600 517, 600 24 333, 800 401, 800 454, 900 519, 500 25 337, 300 403, 800 456, 900 521, 200 26 339, 800 406, 100 459, 200 523, 000 27 342, 400 408, 300 461, 400 524, 800 28 344, 700 410, 600 463, 700 526, 600 29 347, 100 412, 900 465, 800 528, 200 30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 33 354, 900 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 484, 800 543, 700 39 36							602, 400
24 333, 800 401, 800 454, 900 519, 500 25 337, 300 403, 800 456, 900 521, 200 26 339, 800 406, 100 459, 200 523, 000 27 342, 400 408, 300 461, 400 524, 800 28 344, 700 410, 600 463, 700 526, 600 29 347, 100 412, 900 465, 800 528, 200 30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 37							
25 337, 300 403, 800 456, 900 521, 200 26 339, 800 406, 100 459, 200 523, 000 27 342, 400 408, 300 461, 400 524, 800 28 344, 700 410, 600 463, 700 526, 600 29 347, 100 412, 900 465, 800 528, 200 30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 34 357, 200 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 37							
26 339, 800 406, 100 459, 200 523, 000 27 342, 400 408, 300 461, 400 524, 800 28 344, 700 410, 600 463, 700 526, 600 29 347, 100 412, 900 465, 800 528, 200 30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 33 354, 900 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 37							
27 342, 400 408, 300 461, 400 524, 800 28 344, 700 410, 600 463, 700 526, 600 29 347, 100 412, 900 465, 800 528, 200 30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 33 354, 900 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 549, 600 42 37							
28 344, 700 410, 600 463, 700 526, 600 29 347, 100 412, 900 465, 800 528, 200 30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 33 354, 900 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 37							
29 347, 100 412, 900 465, 800 528, 200 30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 33 354, 900 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
30 348, 900 415, 000 468, 100 530, 000 31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 33 354, 900 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
31 350, 700 417, 000 470, 400 531, 800 32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 33 354, 900 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
32 352, 700 419, 100 472, 600 533, 600 33 354, 900 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
33 354, 900 421, 000 474, 600 535, 200 34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000					-		
34 357, 200 422, 800 476, 700 537, 000 35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
35 359, 300 424, 600 478, 800 538, 700 36 361, 600 426, 600 480, 900 540, 500 37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
36 361,600 426,600 480,900 540,500 37 363,700 428,500 483,000 542,100 38 366,100 430,500 484,800 543,700 39 368,300 432,400 486,600 545,100 40 370,300 434,400 488,400 546,700 41 372,500 436,200 490,100 548,200 42 373,500 438,000 491,900 549,600 43 374,300 439,700 493,700 551,000					-		
37 363, 700 428, 500 483, 000 542, 100 38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
38 366, 100 430, 500 484, 800 543, 700 39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
39 368, 300 432, 400 486, 600 545, 100 40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
40 370, 300 434, 400 488, 400 546, 700 41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
41 372, 500 436, 200 490, 100 548, 200 42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
42 373, 500 438, 000 491, 900 549, 600 43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
43 374, 300 439, 700 493, 700 551, 000							
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
45 376, 200 443, 300 497, 100 553, 500							
46 377, 600 445, 100 498, 800 554, 500							
47 379, 100 446, 900 500, 600 555, 500							
48 380, 600 448, 600 502, 400 556, 500		48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500	

	I 40 I	001 700	450 400	E04 000	EE7 F00	ı
	49 50	381, 700 382, 700	450, 400 452, 100	504, 000 505, 300	557, 500 558, 400	
	51	383, 700	452, 100	506, 600	559, 300	
	52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200	
	53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000	
	54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900	
	55	387, 000	460,000	511, 500	562, 800	
	56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700	
	57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600	
	58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500	
	59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400	
	60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100	
	61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000	
	62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900	
	63 64	392, 500 393, 000	467, 600 468, 300	518, 800 519, 600	569, 800 570, 700	
	65	393, 300	469, 000	520, 500	570, 700	
	66	333, 300	469, 700	521, 400	511,000	
	67		470, 400	522, 100		
	68		471, 000	523, 000		
	69		471, 300	523, 900		
	70		472,000	524, 700		
	71		472, 700	525, 600		
	72		473, 400	526, 500		
	73		473, 800	527, 300		
	74		474, 400	528, 200		
	75 76		475, 100	529, 100		
	76 77		475, 800	529, 800 530, 600		
	78		476, 200 476, 800	530, 600		
	79		477, 400	532, 400		
	80		477, 900	533, 300		
	81		478, 500	534, 100		
	82		479,000	535, 000		
	83		479, 500	535, 900		
	84		480, 000	536, 800		
	85		480, 400	537, 600		
	86		481, 000	538, 500		
	87		481, 400	539, 400		
	88 89		481, 900	540, 300 541, 100		
	90		482, 400 483, 000	541, 100		
	91		483, 600			
	92		484, 000			
	93		484, 500			
	94		485, 100			
	95		485, 700			
	96		486, 300			
	97		486, 800			
定年前再						
任用						
短時		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900
間勤						
務職員						
只		l l				

【別記4】 現行 全部改正のため省略

職員 の区		<u> </u>					-	-		
分子 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一	磁具	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
分		\ の級								
長齢			給料月額							
定 2 156,100 191,500 226,800 252,400 282,100 327,000 371,100 473,700 年 2 156,500 193,100 228,400 253,500 284,000 329,000 373,800 439,800 前 4 159,300 194,700 230,000 254,700 286,100 331,200 376,400 442,300 所 4 159,300 196,300 231,600 256,200 290,200 333,400 379,100 444,900 任 6 162,300 199,300 234,600 256,200 290,200 333,400 381,500 447,300 所 7 164,000 200,900 236,100 259,500 294,200 339,400 384,200 449,800 所 7 164,000 200,900 236,100 259,500 294,200 339,400 384,200 449,800 所 9 167,200 204,000 237,700 260,500 296,200 341,600 389,500 458,800 所 9 167,200 204,000 262,500 262,500 299,900 343,400 391,600 457,200 所 1 1170,500 207,300 241,400 263,400 301,500 347,600 396,100 462,200 分 1 1170,500 207,300 241,400 263,400 301,500 347,600 396,100 462,200 分 1 1170,500 207,300 241,400 263,400 301,500 347,600 396,100 462,200 分 1 1170,500 207,300 241,400 265,300 305,100 349,700 398,300 466,600 成 1 1 170,500 207,300 241,400 265,300 305,100 351,200 400,400 467,100 月 1 168,900 205,500 246,500 305,100 351,200 400,400 467,100 月 1 1 170,500 207,300 241,800 265,300 305,100 351,200 400,400 467,100 月 1 1 1 170,500 212,000 245,300 266,400 307,000 353,200 402,400 469,900))	号給								
定 2 156,500 193,100 228,400 253,500 284,000 329,000 373,800 449,800 前 4 159,300 194,700 230,000 254,700 286,100 331,200 376,400 442,300 両 5 160,500 197,800 233,000 257,200 292,200 333,400 337,100 444,300 圧 6 162,300 199,300 234,600 259,500 294,200 337,400 384,200 447,300 短 8 165,600 202,400 238,600 265,500 294,200 339,400 386,800 452,300 短 9 167,200 204,000 238,600 265,500 298,000 343,400 391,600 458,600 期 1 170,500 207,300 241,400 266,300 393,100 345,600 396,100 458,600 期 13 173,700 210,400 244,000 264,300 303,100 341,500 398,300 462,200<										
年 3	完	1								
前 4		1								
任任 6 162,500 197,800 233,000 257,200 290,200 335,200 381,500 447,300 任任 6 162,300 199,300 234,600 258,400 292,300 337,400 384,200 449,800 類		1								
日任 6 162,300 199,300 234,600 256,400 292,300 337,400 384,200 452,300 短 8 165,600 202,400 236,100 259,500 294,200 331,600 389,500 454,800 時 9 167,200 204,000 238,600 261,800 298,000 341,600 391,600 457,200 間 10 168,900 205,700 240,000 262,500 299,900 341,600 391,600 457,200 所 11 170,500 207,300 241,400 263,400 301,500 347,600 396,100 462,200		1				· ·				
肝		1								
短		1		,						
時		1								
問		1								
勤 11		1								
務		1								
職	勤	11	170, 500	207, 300	241, 400	263, 400	301, 500	347, 600	396, 100	462, 200
員	務	12	172, 300	209, 000	242, 500	264, 200	303, 100	349, 700	398, 300	464, 600
以 15	職	13	173, 700	210, 400	244, 000	265, 300	305, 100	351, 200	400, 400	467, 100
外 16	員	14	175, 500	212, 000	245, 300	266, 400	307, 000	353, 200	402, 400	468, 600
外 16	以	15	177, 400	213, 600	246, 500	267, 600	309, 100	355, 100	404, 400	469, 900
か							311, 100			
職		1								
日		1								
20		1		· ·						
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$										
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		1								
23										
24 192, 200 227, 300 256, 000 282, 000 326, 900 372, 900 420, 800 481, 500 25 193, 800 228, 500 257, 000 283, 700 328, 600 374, 300 422, 300 482, 900 26 195, 100 229, 900 258, 100 285, 400 330, 500 376, 100 423, 600 484, 200 27 196, 600 231, 200 259, 200 287, 200 332, 500 377, 900 424, 900 485, 600 28 198, 000 233, 600 261, 800 290, 200 335, 800 381, 400 427, 500 488, 400 30 200, 700 234, 900 263, 400 291, 800 337, 600 382, 900 428, 700 489, 500 31 202, 000 236, 400 265, 000 293, 400 339, 300 384, 500 429, 900 490, 600 32 203, 300 237, 700 266, 500 295, 100 341, 100 386, 200 431, 000 491, 700 33 204, 700 2										
25 193,800 228,500 257,000 283,700 328,600 374,300 422,300 482,900 26 195,100 229,900 258,100 285,400 330,500 376,100 423,600 484,200 27 196,600 231,200 259,200 287,200 332,500 377,900 424,900 485,600 28 198,000 232,400 260,400 288,800 334,500 379,600 426,200 487,000 29 199,500 233,600 261,800 290,200 335,800 381,400 427,500 488,400 30 200,700 236,400 265,000 291,800 337,600 382,900 428,700 489,500 31 202,000 236,400 265,000 293,400 339,300 384,500 429,900 490,600 32 203,300 237,700 266,500 295,100 341,100 386,200 431,000 491,700 33 204,700 238,700 267,800 298,500										
26 195, 100 229, 900 258, 100 285, 400 330, 500 376, 100 423, 600 484, 200 27 196, 600 231, 200 259, 200 287, 200 332, 500 377, 900 424, 900 485, 600 28 198, 000 232, 400 260, 400 288, 800 334, 500 379, 600 426, 200 487, 000 29 199, 500 233, 600 261, 800 290, 200 335, 800 381, 400 427, 500 488, 400 30 200, 700 234, 900 263, 400 291, 800 337, 600 382, 900 428, 700 488, 400 31 202, 000 236, 400 265, 000 293, 400 339, 300 384, 500 429, 900 490, 600 32 203, 300 237, 700 266, 500 295, 100 341, 100 386, 200 431, 000 491, 700 33 204, 700 238, 700 267, 800 298, 500 344, 600 387, 500 432, 200 492, 800 34 206, 100 2										
27 196,600 231,200 259,200 287,200 332,500 377,900 424,900 485,600 28 198,000 232,400 260,400 288,800 334,500 379,600 426,200 487,000 29 199,500 233,600 261,800 290,200 335,800 381,400 427,500 488,400 30 200,700 234,900 263,400 291,800 337,600 382,900 428,700 489,500 31 202,000 236,400 265,000 293,400 339,300 384,500 429,900 490,600 32 203,300 237,700 266,500 295,100 341,100 386,200 431,000 491,700 33 204,700 238,700 267,800 296,800 342,800 387,500 432,200 492,800 34 206,100 240,000 269,500 298,500 344,600 388,800 433,400 494,600 35 207,400 240,900 271,100 300,300										
28 198,000 232,400 260,400 288,800 334,500 379,600 426,200 487,000 29 199,500 233,600 261,800 290,200 335,800 381,400 427,500 488,400 30 200,700 234,900 263,400 291,800 337,600 382,900 428,700 489,500 31 202,000 236,400 265,000 293,400 339,300 384,500 429,900 490,600 32 203,300 237,700 266,500 295,100 341,100 386,200 431,000 491,700 33 204,700 238,700 267,800 296,800 342,800 387,500 432,200 492,800 34 206,100 240,000 269,500 298,500 344,600 388,800 433,400 494,600 35 207,400 240,900 271,100 300,300 346,500 390,100 435,800 494,600 36 208,800 242,100 272,700 302,100		1								
29 199,500 233,600 261,800 290,200 335,800 381,400 427,500 488,400 30 200,700 234,900 263,400 291,800 337,600 382,900 428,700 489,500 31 202,000 236,400 265,000 293,400 339,300 384,500 429,900 490,600 32 203,300 237,700 266,500 295,100 341,100 386,200 431,000 491,700 33 204,700 238,700 267,800 296,800 342,800 387,500 432,200 492,800 34 206,100 240,000 269,500 298,500 344,600 388,800 433,400 493,700 35 207,400 240,900 271,100 300,300 346,500 390,100 434,600 494,600 36 208,800 242,100 272,700 302,100 348,300 391,300 435,800 495,500 37 209,900 243,400 274,100 303,400 351,800 393,600 437,100 496,500 38 211,200<		1								
30 200, 700 234, 900 263, 400 291, 800 337, 600 382, 900 428, 700 489, 500 31 202, 000 236, 400 265, 000 293, 400 339, 300 384, 500 429, 900 490, 600 32 203, 300 237, 700 266, 500 295, 100 341, 100 386, 200 431, 000 491, 700 33 204, 700 238, 700 267, 800 296, 800 342, 800 387, 500 432, 200 492, 800 34 206, 100 240, 000 269, 500 298, 500 344, 600 388, 800 433, 400 493, 700 35 207, 400 240, 900 271, 100 300, 300 346, 500 390, 100 434, 600 494, 600 36 208, 800 242, 100 272, 700 302, 100 348, 300 391, 300 435, 800 495, 500 37 209, 900 243, 400 274, 100 303, 400 351, 800 393, 600 437, 100 496, 500 38 211, 200 244, 500 275, 600 305, 100 351, 800 393, 600 437, 900 <td></td> <td>1</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		1	-							
31 202,000 236,400 265,000 293,400 339,300 384,500 429,900 490,600 32 203,300 237,700 266,500 295,100 341,100 386,200 431,000 491,700 33 204,700 238,700 267,800 296,800 342,800 387,500 432,200 492,800 34 206,100 240,000 269,500 298,500 344,600 388,800 433,400 493,700 35 207,400 240,900 271,100 300,300 346,500 390,100 434,600 494,600 36 208,800 242,100 272,700 302,100 348,300 391,300 435,800 495,500 37 209,900 243,400 274,100 303,400 350,100 392,400 437,100 496,500 38 211,200 245,600 277,200 306,600 353,400 394,700 438,300 40 213,800 246,700 278,600 308,200 355,100 395,800 439,500 41 214,900 247,800 279,800<										
32 203, 300 237, 700 266, 500 295, 100 341, 100 386, 200 431, 000 491, 700 33 204, 700 238, 700 267, 800 296, 800 342, 800 387, 500 432, 200 492, 800 34 206, 100 240, 000 269, 500 298, 500 344, 600 388, 800 433, 400 493, 700 35 207, 400 240, 900 271, 100 300, 300 346, 500 390, 100 434, 600 494, 600 36 208, 800 242, 100 272, 700 302, 100 348, 300 391, 300 435, 800 495, 500 37 209, 900 243, 400 274, 100 303, 400 350, 100 392, 400 437, 100 496, 500 38 211, 200 244, 500 275, 600 305, 100 351, 800 393, 600 437, 900 39 212, 500 245, 600 277, 200 306, 600 353, 400 394, 700 438, 300 40 213, 800 246, 700 278, 600 308, 200 355, 100 395, 800 439, 000 41 214, 900		1								
33 204, 700 238, 700 267, 800 296, 800 342, 800 387, 500 432, 200 492, 800 34 206, 100 240, 000 269, 500 298, 500 344, 600 388, 800 433, 400 493, 700 35 207, 400 240, 900 271, 100 300, 300 346, 500 390, 100 434, 600 494, 600 36 208, 800 242, 100 272, 700 302, 100 348, 300 391, 300 435, 800 495, 500 37 209, 900 243, 400 274, 100 303, 400 350, 100 392, 400 437, 100 496, 500 38 211, 200 244, 500 275, 600 305, 100 351, 800 393, 600 437, 900 39 212, 500 245, 600 277, 200 306, 600 353, 400 394, 700 438, 300 40 213, 800 246, 700 278, 600 308, 200 355, 100 395, 800 439, 900 41 214, 900 247, 800 279, 800 309, 900 356, 300 396, 600 439, 500 43 217, 300 249, 600										
34 206, 100 240, 000 269, 500 298, 500 344, 600 388, 800 433, 400 493, 700 35 207, 400 240, 900 271, 100 300, 300 346, 500 390, 100 434, 600 494, 600 36 208, 800 242, 100 272, 700 302, 100 348, 300 391, 300 435, 800 495, 500 37 209, 900 243, 400 274, 100 303, 400 350, 100 392, 400 437, 100 496, 500 38 211, 200 244, 500 275, 600 305, 100 351, 800 393, 600 437, 900 39 212, 500 245, 600 277, 200 306, 600 353, 400 394, 700 438, 300 40 213, 800 246, 700 278, 600 308, 200 355, 100 395, 800 439, 000 41 214, 900 247, 800 279, 800 309, 900 356, 300 396, 600 439, 500 42 216, 100 248, 700 281, 200 311, 600 357, 400 397, 400 439, 900 43 217, 300 249, 600 282, 700										
35 207, 400 240, 900 271, 100 300, 300 346, 500 390, 100 434, 600 494, 600 36 208, 800 242, 100 272, 700 302, 100 348, 300 391, 300 435, 800 495, 500 37 209, 900 243, 400 274, 100 303, 400 350, 100 392, 400 437, 100 496, 500 38 211, 200 244, 500 275, 600 305, 100 351, 800 393, 600 437, 900 39 212, 500 245, 600 277, 200 306, 600 353, 400 394, 700 438, 300 40 213, 800 246, 700 278, 600 308, 200 355, 100 395, 800 439, 000 41 214, 900 247, 800 279, 800 309, 900 356, 300 396, 600 439, 500 42 216, 100 248, 700 281, 200 311, 600 357, 400 397, 400 439, 900 43 217, 300 249, 600 282, 700 313, 200 358, 600 398, 200 440, 300 45 219, 600 251, 500 285, 700 315, 800		1								
36 208,800 242,100 272,700 302,100 348,300 391,300 435,800 495,500 37 209,900 243,400 274,100 303,400 350,100 392,400 437,100 496,500 38 211,200 244,500 275,600 305,100 351,800 393,600 437,900 39 212,500 245,600 277,200 306,600 353,400 394,700 438,300 40 213,800 246,700 278,600 308,200 355,100 395,800 439,000 41 214,900 247,800 279,800 309,900 356,300 396,600 439,500 42 216,100 248,700 281,200 311,600 357,400 397,400 439,900 43 217,300 249,600 282,700 313,200 358,600 398,200 440,300 44 218,500 250,400 284,200 314,900 359,800 399,000 440,700 45 219,600 251,500 285,700 315,800 361,800 400,000 441,500 <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		1								
37 209, 900 243, 400 274, 100 303, 400 350, 100 392, 400 437, 100 496, 500 38 211, 200 244, 500 275, 600 305, 100 351, 800 393, 600 437, 900 39 212, 500 245, 600 277, 200 306, 600 353, 400 394, 700 438, 300 40 213, 800 246, 700 278, 600 308, 200 355, 100 395, 800 439, 000 41 214, 900 247, 800 279, 800 309, 900 356, 300 396, 600 439, 500 42 216, 100 248, 700 281, 200 311, 600 357, 400 397, 400 439, 900 43 217, 300 249, 600 282, 700 313, 200 358, 600 398, 200 440, 300 44 218, 500 250, 400 284, 200 314, 900 359, 800 399, 000 440, 700 45 219, 600 251, 500 285, 700 315, 800 361, 800 400, 000 441, 100 46 220, 700 252, 800 287, 400 317, 200 361, 800 400, 000									-	
38 211, 200 244, 500 275, 600 305, 100 351, 800 393, 600 437, 900 39 212, 500 245, 600 277, 200 306, 600 353, 400 394, 700 438, 300 40 213, 800 246, 700 278, 600 308, 200 355, 100 395, 800 439, 000 41 214, 900 247, 800 279, 800 309, 900 356, 300 396, 600 439, 500 42 216, 100 248, 700 281, 200 311, 600 357, 400 397, 400 439, 900 43 217, 300 249, 600 282, 700 313, 200 358, 600 398, 200 440, 300 44 218, 500 250, 400 284, 200 314, 900 359, 800 399, 000 440, 700 45 219, 600 251, 500 285, 700 315, 800 361, 800 400, 000 441, 100 46 220, 700 252, 800 287, 400 317, 200 361, 800 400, 000 441, 500		1								
39 212,500 245,600 277,200 306,600 353,400 394,700 438,300 40 213,800 246,700 278,600 308,200 355,100 395,800 439,000 41 214,900 247,800 279,800 309,900 356,300 396,600 439,500 42 216,100 248,700 281,200 311,600 357,400 397,400 439,900 43 217,300 249,600 282,700 313,200 358,600 398,200 440,300 44 218,500 250,400 284,200 314,900 359,800 399,000 440,700 45 219,600 251,500 285,700 315,800 361,000 399,400 441,100 46 220,700 252,800 287,400 317,200 361,800 400,000 441,500		1	-	-					-	496, 500
40 213,800 246,700 278,600 308,200 355,100 395,800 439,000 41 214,900 247,800 279,800 309,900 356,300 396,600 439,500 42 216,100 248,700 281,200 311,600 357,400 397,400 439,900 43 217,300 249,600 282,700 313,200 358,600 398,200 440,300 44 218,500 250,400 284,200 314,900 359,800 399,000 440,700 45 219,600 251,500 285,700 315,800 361,000 399,400 441,100 46 220,700 252,800 287,400 317,200 361,800 400,000 441,500		1	-	-						
41 214,900 247,800 279,800 309,900 356,300 396,600 439,500 42 216,100 248,700 281,200 311,600 357,400 397,400 439,900 43 217,300 249,600 282,700 313,200 358,600 398,200 440,300 44 218,500 250,400 284,200 314,900 359,800 399,000 440,700 45 219,600 251,500 285,700 315,800 361,000 399,400 441,100 46 220,700 252,800 287,400 317,200 361,800 400,000 441,500		1								
42 216, 100 248, 700 281, 200 311, 600 357, 400 397, 400 439, 900 43 217, 300 249, 600 282, 700 313, 200 358, 600 398, 200 440, 300 44 218, 500 250, 400 284, 200 314, 900 359, 800 399, 000 440, 700 45 219, 600 251, 500 285, 700 315, 800 361, 000 399, 400 441, 100 46 220, 700 252, 800 287, 400 317, 200 361, 800 400, 000 441, 500		1			· ·	· ·			-	
43 217, 300 249, 600 282, 700 313, 200 358, 600 398, 200 440, 300 440 218, 500 250, 400 284, 200 314, 900 359, 800 399, 000 440, 700 45 219, 600 251, 500 285, 700 315, 800 361, 000 399, 400 441, 100 46 220, 700 252, 800 287, 400 317, 200 361, 800 400, 000 441, 500						· ·				
44 218,500 250,400 284,200 314,900 359,800 399,000 440,700 45 219,600 251,500 285,700 315,800 361,000 399,400 441,100 46 220,700 252,800 287,400 317,200 361,800 400,000 441,500		1								
45 219,600 251,500 285,700 315,800 361,000 399,400 441,100 46 220,700 252,800 287,400 317,200 361,800 400,000 441,500		1							-	
46 220,700 252,800 287,400 317,200 361,800 400,000 441,500		44	218, 500					399, 000	440, 700	
		45	219, 600		285, 700	315, 800	361, 000	399, 400	441, 100	
47 221, 700 254, 100 289, 100 318, 700 363, 000 400, 500 441, 900										
	1	47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500	441, 900	

48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900	442, 200	
49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300	442, 500	
50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600	442, 900	
51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900	443, 200	
52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200	443, 500	
53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500	443, 800	
54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800		
55 56	228, 000 228, 800	264, 200 265, 300	300, 600 302, 100	328, 700 329, 700	370, 600	403, 100 403, 400		
56 57	229, 500	266, 100	302, 100	330, 200	371, 500 372, 000	403, 400		
58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000		
59	230, 200	268, 500	305, 500	331, 100	372, 600	404, 300		
60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700		
61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900		
62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200		
63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500		
64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800		
65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000		
66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900			
67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600			
68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200			
69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600			
70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100			
71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600			
72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100			
73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700			
74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200			
75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800			
76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400			
77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900			
78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400			
79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900			
80	243, 200 243, 500	287, 100 287, 800	322, 500 323, 100	344, 200	385, 400 385, 700			
81 82	243, 800	288, 300	323, 100	344, 500 344, 800	386, 200			
83	243, 800	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600			
84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000			
85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400			
86	211, 100	289, 500	325, 400	346, 300	001, 100			
87		289, 700	325, 600	346, 600				
88		289, 900	326, 000	346, 900				
89		290, 300	326, 400	347, 300				
90		290, 500	326, 800	347, 600				
91		290, 700	327, 200	348,000				
92		290, 900	327, 600	348, 300				
93		291, 300	327, 900	348, 700				
94		291, 500	328, 100	349,000				
95		291, 700	328, 500	349, 300				
96		292, 000	328, 800	349, 600				
97		292, 400	329, 000	349, 900				
98		292, 700	329, 300	350, 300				
99		292, 900	329, 600	350, 700				
100		293, 200	329, 900	351, 100				
101		293, 500	330, 100	351, 600				
102 103		293, 700	330, 400 330, 800	352, 000 352, 400				
103		293, 900 294, 200	330, 800	352, 400 352, 800				
104		294, 200	331, 200	353, 300				
1 1 100	ı l	201,000	001, 200	555, 550	Į	I	I	1

	106 107 108 109 110 111 112 113			331, 400 331, 800 332, 000 332, 200 332, 600 333, 000 333, 400 333, 600				
定前任短間務員年再用時勤職		188, 700	215, 300		282, 100	322, 800	365, 000	426, 500

【別記5】 現行 全部改正のため省略

	<u> </u>							
職員	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
の区	へ の級							
分		給料月額						
	号給	(円)						
	1	169, 900	197,000	243,600	265, 700	288, 400	330, 100	374, 100
定	2	171, 300	198, 900	245, 400	266, 600	290,000	332, 200	376, 700
年	3	172, 800	200, 900	247, 200	267, 500	291,600	334, 200	379, 400
前	4	174, 200	202, 800	249,000	268, 400	293, 400	336, 400	382,000
再	5	175, 600	204, 900	250, 400	268, 900	295, 000	338, 400	384, 200
任	6	177, 100	206, 900	251, 700	269, 900	296, 800	340, 500	386,600
用	7	178, 600	209, 100	252, 800	270,600	298, 500	342,600	388, 900
短	8	180, 100	211, 200	254, 100	271, 500	300, 200	344, 700	391, 200
時	9	181, 300	213, 200	254, 900	272,600	301, 900	346, 200	393, 200
間	10	183, 000	214,600	255, 800	273, 200	303, 500	348, 200	395, 300
勤	11	184, 600	216,000	256, 700	274, 200	304, 800	350, 100	397, 500
務	12	186, 100	217, 200	257, 500	275, 200	306, 100	352, 100	399, 800
職	13	187, 500	218,600	258, 600	276, 200	307, 600	354, 000	401, 700
員	14	189, 500	220,000	259, 600	277, 200	309, 200	356, 100	403, 700
以	15	191, 500	221, 500	260, 400	278, 200	311, 000	358, 200	405, 900
外	16	193, 500	222, 700	261, 300	279, 300	312, 800	360, 200	408, 100
の	17	195, 500	224, 100	261, 800	280, 600	314, 500	362, 200	410, 100
職	18	197, 500	225, 600	262, 700	281, 800	316, 100	364, 200	412, 300
員	19	199, 500	227, 100	263, 500	282, 800	317, 800	366, 300	414, 500
	20	201, 500	228, 600	264, 300	284, 000	319, 500	368, 400	416, 600
	21	203, 500	229, 700	265, 200	285, 500	320, 900	370, 100	418, 500
	22	205, 400	231, 400	265, 900	287, 100	322, 400	372, 200	420, 400
	23	207, 500	233, 100	266, 800	288, 400	323, 900	374, 300	422, 200
	24	209, 600	234, 700	267, 600	289, 700	325, 400	376, 300	424, 100
	25	211, 200	236, 000	268, 600	290, 800	326, 800	378, 300	425, 800
	26	212, 500	237, 700	269, 400	292, 400	328, 200	379, 900	427, 400
	27	213, 700	239, 400	270, 300	294, 100	329, 700	381, 800	429, 100
	28	215, 000	241, 100	271, 300	295, 600	331, 300	383, 700	430, 700
	29	216, 200	242, 700	272, 500	296, 600	332, 400	385, 500	432, 000
	30	217, 300	244, 100	273, 700	298, 000	333, 900	387, 200	433, 300
	31	218, 600	245, 400	275, 200	299, 400	335, 300	389, 100	434, 900
	32	219, 700	246, 500	276, 500	300, 900	336, 800	390, 900	436, 400
	33	221, 000	247, 500	278, 000	302, 300	338, 400	392, 600	438, 100
	34	222, 300	248, 600	279, 400	303, 800	339, 900	394, 300	439, 700
	35	223, 600	249, 500	280, 600	305, 400	341, 500	396, 100	441, 100
	36	224, 900	250, 500	281, 800	307, 000	343, 000	397, 800	442, 500
	37	226, 000	251, 200	283, 300	308, 300	344, 700	399, 400	443, 600
	38	227, 400	252, 200	284, 500	309, 700	346, 300	401, 100	444, 900
	39	228, 700	253, 100	285, 900	311, 100	347, 800	402, 900	446, 200
	40	230, 100	254, 100	287, 100	312, 700	349, 400	404, 700	447, 600
	41	231, 000	254, 500	288, 100	314, 200	350, 600	406, 200	448, 600
	42	231, 000	255, 400	289, 400	315, 600	352, 100	407, 700	449, 300
	43	232, 400	256, 200	290, 700	317, 000	353, 600	409, 200	450, 100
	44	235, 100		292, 100	318, 500	355, 000	410, 500	450, 700
	45	236, 300						
I	I 40	200, 000	201, 100	200, 400	010,000	550, 000	411,000	401,000

1 40 1	007 700	050 400	004 0001	000 700l	057 000	410 700	450 000
46	237, 700	258, 400	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700	452, 300
47	239, 000	259, 300	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800	453, 100
48	240, 300	260, 100	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000	453, 900
49	241, 200	260, 900	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300	454, 600
50	242, 300	261, 800	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400	455, 300
51	243, 300	262, 700	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600	456, 000
52	244, 300	263, 700	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700	456, 800
53	245, 000	264, 800	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900	457, 600
54	246, 000	266, 000	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900	458, 400
55 56	246, 900	267, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000	459, 100
56	247, 800	268, 600	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100	459, 800
57	248, 500	270, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200	460, 600
58	249, 500	271, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700	
59	250, 100	272, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300	
60	250, 900	274, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700	
61	251, 700	275, 600	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300	
62	252, 500	276, 900	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800	
63	253, 300	278, 300	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200	
64	254, 100	279, 400	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700	
65	254, 800	280, 500	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300	
66	255, 500	281, 800	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700	
67	256, 300	283, 100	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000	
68	257, 000	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300	
69	257, 800	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700	
70	258, 600	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000		
71	259, 500	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700		
72 73	260, 500	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300		
	261, 800 263, 100	290, 900	328, 100 328, 800	353, 000	384, 000		
74 75	264, 200	292, 300 293, 500	329, 900	354, 100 355, 200	384, 500 385, 100		
76	265, 300	293, 300	331, 100	356, 300	385, 600		
77	266, 200	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000		
78	267, 200	297, 500	332, 200	357, 800	386, 600		
79	268, 400	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100		
80	269, 400	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400		
81	270, 300	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700		
82	271, 200	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200		
83	272, 200	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600		
84	273, 100	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900		
85	273, 900	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200		
86	274, 700	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700		
87	275, 600	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200		
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600		
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900		
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300		
91	279,000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800		
92	280,000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200		
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600		
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400			
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800			
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100			
97	284, 400	317,000	350, 100	367, 700			
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200			
99	285, 800	317, 900	351,000	368, 700			
100	286, 700	318,600	351, 400	369, 200			
101	287, 500	319,000	351, 900	369, 800			
-	•	•	•	•	•	•	•

	102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300		
	103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800		
	104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200		
	105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800		
	106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300		
	107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800		
	108	292, 100	322, 700	354, 700	372, 300		
	108	292, 100	323, 100	354, 700	373, 300		
	1	I ' I					
	110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300		
	111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800		
	112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300		
	113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900		
	114	293, 700	324, 900	357, 700			
	115	294, 100	325, 300	358, 200			
	116	294, 400	325, 600	358, 600			
	117	294, 700	325, 800	359, 000			
	118	295, 000	326, 100	359, 400			
	119	295, 300	326, 500	359, 900			
	120	295, 700	326, 700	360, 400			
	121	296, 000	326, 900	360, 800			
	122	296, 400	327, 200	361, 300			
	123	296, 700	327, 500	361, 800			
	124	297, 100	327, 800	362, 300			
	125	297, 300	328, 000	362, 600			
	126	297, 500	328, 300				
	127	297, 800	328, 700				
	128	298, 200	328, 900				
	129	298, 400	329, 100				
	130	298, 700	329, 300				
	131	299, 100	329, 700				
	132	299, 500	329, 900				
	133	299, 700	330, 200				
	134	300, 000	330, 600				
	135	300, 400	331, 000				
	136	300, 700	331, 400				
	137	300, 900	331, 700				
	138	301, 200	332, 100				
	139	301, 600	332, 500				
	140	301, 900	332, 900				
	141	302, 100	333, 200				
	142	302, 500	333, 600				
	143	302, 900	333, 900				
	143	302, 900	334, 300				
	144	303, 200	334, 600				
			334, 600				
	146	303, 600					
	147	303, 900	335, 400				
	148	304, 300	335, 800				
	149	304, 500	336, 100				
	150	304, 700	336, 500				
	151	305, 000	336, 900				
	152	305, 300	337, 300				
	153	305, 700	337, 600				
	154	305, 900					
	155	306, 100					
	156	306, 400					
1	157	306, 700	- 1	I			

	158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169	307, 000 307, 300 307, 600 308, 000 308, 300 308, 600 309, 300 309, 600 309, 900 310, 200 310, 600					
定前任短間務員年再用時勤職	100	235, 100	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (施行日における最高の号給を超える職員の号給の切替え)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日における号給が改正後の一宮市職員の給与に関する条例別表第1又は別表第2の給料表におけるその職務の級の最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)を超える職員の施行日における号給は、当該職員が施行日に昇格(一宮市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する昇格をいう。)し、又は降格(一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年一宮市規則第7号)第2条第3号に規定する降格をいう。)する場合を除き、最高号給とする。(号給の切替えに伴う経過措置)
- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、 その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる ときは、当該職員には、市長が定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給す る。

(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第22号

- 一宮市営地下駐車場基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- 一宮市営地下駐車場基金の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市営地下駐車場基金を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。

一宮市営地下駐車場基金の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 一宮市営地下駐車場(一宮駅東地下駐車場及び一宮市銀座通公共駐車場をいう。) の整備及びその適切な維持管理に要する費用に充てるため、一宮市営地下駐車場基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一宮市公共駐車場事業特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。 (管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理)
- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。 (繰替運用)
- 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を 定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- **第6条** 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

コンビニ端末を利用した自動交付サービスに係る納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料を新設し、当該手数料を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、減額する特例措置を講じ、及び条文の整備を行い、建築基準法(昭和25年法律第201号)並びに都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令/国土交通省令第1号)の一部改正に伴い都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等の区分及び建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料等の区分の変更等並びに条文の整備を行い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)の一部改正に伴い同法の規定に基づくマンション管理計画の認定申請手数料及び認定更新申請手数料を新設するため、本案を提出する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

(手数	対料の種類、金額等)
第3条	手数料の種類及び金額は、次のとお
りと	する。
(1)	略
(2)	地方税法(昭和25年法律第226号)第2
0条	この10の規定に基づく納税、所得その
他	課税内容等に関する証明手数料 1年
度	1税目につき300円

現行

(3)~(10) 略

(11) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10 条第1項若しくは第10条の2第1項から第 5項までの規定に基づく戸籍の謄本若し くは抄本又は同法第120条第1項の規定 に基づく磁気ディスクをもって調製さ れた戸籍に記録されている事項の全部 若しくは一部を証明した書面の交付手 数料 1通につき450円(本市の電子計算 機と電気通信回線で接続された専用の 端末機を使用して自動で交付するサー ビス(以下この項において「自動交付サ ービス」という。)による場合にあって は、350円)

(12)~(43) 略

(44) 略

改正後

(手数料の種類、金額等)

第3条 略

- (1) 略
- (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第2 0条の10の規定に基づく納税、所得その 他課税内容等に関する証明手数料 1年 度1税目につき300円(本市の電子計算機 と電気通信回線で接続された専用の端 末機を使用して自動で交付するサービ ス(以下この項において「自動交付サー ビス」という。)による場合にあっては、 200円)
- (3)~(10) 略
- (11) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10 条第1項若しくは第10条の2第1項から第 5項までの規定に基づく戸籍の謄本若し くは抄本又は同法第120条第1項の規定 に基づく磁気ディスクをもって調製さ れた戸籍に記録されている事項の全部 若しくは一部を証明した書面の交付手 数料 1通につき450円(自動交付サービ ス

による場合にあって

は、350円)

- (12)~(43) 略
- (44) 建築基準法第52条第6項第3号の規 定に基づく建築物の延べ面積の特例認 定申請手数料 1件につき27,000円

(44)の2 略

(45) 建築基準法第53条第4項及び第5項 の規定に基づく建築物の建築面積の敷 地面積に対する割合に関する制限の特 (45) 建築基準法第53条第6項第3号の 規定に基づく建築物の建築面積の敷地 面積に対する割合に関する制限の適用 除外に係る許可申請手数料 1件につき 33,000円

(46) 略

(47) 建築基準法<u>第55条第3項各号</u>の規定 に基づく建築物の高さの

許可申請手数料 1件に

つき160,000円

(48) • (49) 略

- (50) \sim (57) の2 略
- (58) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一団地内に建築される 1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料建築物の数が1又は2である場合にあっては1件につき78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては1件につき78,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額
- (59) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提として総合的見地から設計された建築物の特例認定申請手数料 建築物(既存建築物を除く___。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

<u>例許可に係る許可申請手数料 1件につ</u> き160,000円

(45)の2 建築基準法第53条第6項第3号の 規定に基づく建築物の建築面積の敷地 面積に対する割合に関する制限の適用 除外に係る許可申請手数料 1件につき 160,000円

(46) 略

- (46)の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例許可申請手数料 1件につき160,000円
- (47) 建築基準法<u>第55条第4項各号</u>の規定 に基づく建築物の<u>高さに関する制限の</u> 適用除外に係る許可申請手数料 1件に つき160,000円
- (48) (49) 略
- (49)の2 建築基準法第58条第2項の規定 に基づく高度地区における建築物の高 さの特例許可申請手数料 1件につき16 0,000円
- (50) \sim (57) の2 略
- (58) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一団地内において建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料建築物の数が1又は2である場合にあっては1件につき78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては1件につき78,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額
- (59) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提として総合的見地から設計された建築物の特例認定申請手数料 建築物(建築等をするものをいう。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(59)の2 建築基準法第86条第3項の規定 に基づく一団地内に建築される

__1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料 建築物の数が1又は2である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

- (59)の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料 建築物(既存建築物を除く 。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額
- (60) 建築基準法第86条の2第1項の規定 に基づく一敷地内認定建築物以外の建 築物の建築認定申請手数料

____ 建築物(一敷地内認定建築物を

除く

。以下この号

において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(60)の2 建築基準法第86条の2第2項又は 第3項の規定に基づく一敷地内認定建築 物<u>及び</u>一敷地内許可建築物以外の 建築物の建築に関する

- (59)の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一団地内において建築等をする1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料 建築物の数が1又は2である場合にあっては1件につき238,00円、建築物の数が3以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額
- (59)の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料 建築物(建築等をするものをいう。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額
- (60) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は、一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定申請手数料 建築物(一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をするものをいう。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき78,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額
- (60)の2 建築基準法第86条の2第2項又は 第3項の規定に基づく一敷地内認定建築 物<u>若しくは</u>一敷地内許可建築物以外の 建築物の新築又は一敷地内認定建築物

______特例許可申請手数料 建築物(一敷地内認定建築物及び一敷地内 許可建築物を除く

_____。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(60) の2~(72) の3 略

(72)の4 都市の低炭素化の促進に関する 法律(平成24年法律第84号。以下この号 及び次号において「低炭素化促進法」と いう。)第53条第1項の規定に基づく低炭 素建築物新築等計画の認定申請手数料 (以下この号において「低炭素建築物新 築等計画認定申請手数料」という。)1 件につき次の表に掲げる区分に応じ、同 表に定める額

【別記1 参照】

(72)の5 低炭素化促進法第55条第1項の 規定に基づく低炭素建築物新築等計画 の変更認定申請手数料(以下この号において「低炭素建築物新築等計画変更認定 申請手数料」という。)1件につき次の表 に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記2 参照】

(72)の6 略

(72)の7 建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律(平成27年法律第53 号。以下この号から第72号の10までにお いて「建築物省エネ法」という。)第35 条第1項の規定に基づく建築物エネルギ 一消費性能向上計画の認定申請手数料 (以下この号において「建築物エネルギ ー消費性能向上計画認定申請手数料」と 若しくは一敷地内許可建築物の増築等をする場合の特例許可申請手数料 建築物(一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内認定建築物若しくは一敷地内部可建築物の増築等をするものをいう。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(60) の2~(72) の3 略

(72)の4 略

【別記1 参照】

(72)の5 略

【別記2 参照】

(72)の6 略

(72)の7 建築物省エネ法

第35

条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」と

いう。) 1の建築物につき次の表に掲げ る区分に応じ、同表に定める額

【別記3 参照】

(72)の8 建築物省エネ法第36条第1項の 規定に基づく建築物エネルギー消費性 能向上計画の変更認定申請手数料(以下 この号において「建築物エネルギー消費 性能向上計画変更認定申請手数料しとい う。) 1の建築物につき次の表に掲げる 区分に応じ、同表に定める額

【別記4 参照】

(72)の9 建築物省エネ法第41条第2項の (72)の9 略 規定に基づく建築物エネルギー消費性 能基準適合の認定申請手数料(以下この 号において「建築物エネルギー消費性能 基準適合認定申請手数料という。) 1 件につき次の表に掲げる区分に応じ、同 表に定める額

【別記5 参照】

(72)の10 略

いう。) 1の建築物につき次の表に掲げ る区分に応じ、同表に定める額

【別記3 参照】

(72)の8 略

【別記4 参照】

【別記5 参照】

(72)の10 略

(72)の11 マンションの管理の適正化の 推進に関する法律(平成12年法律第149 号。次号において「マンション管理法」 という。)第5条の3第1項の規定による認 定の申請(市長が指定する方法で確認を 受けたものを除く。)に係るマンション 管理計画認定申請手数料 長期修繕計 画の数が1である場合にあっては1件に つき42,100円、長期修繕計画の数が2以 上である場合にあっては1件につき42,1 00円に、22,500円に1を超える長期修繕 計画の数を乗じて得た額を加算した額 (72)の12 マンション管理法第5条の6第2 項において準用するマンション管理法 第5条の3第1項の規定による認定の更新 の申請(市長が指定する方法で確認を受 けたものを除く。)に係るマンション管 理計画認定更新申請手数料 長期修繕 計画の数が1である場合にあっては1件

以上である場合にあっては1件につき4 2,100円に、22,500円に1を超える長期修 繕計画の数を乗じて得た額を加算した 額 (73)~(77) 略 (73)~(77) 略 2•3 略 2•3 略 付 則 付 則 1~5 略 1~5 略 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで の間における自動交付サービスによる納税、 所得その他課税内容等に関する証明手数料 の額の特例) 6 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで の間における第3条第1項第2号の規定の適 用については、同号中「200円」とあるの

は「100円」とする。

につき42,100円、長期修繕計画の数が2

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

		区分	手数料の額
低炭素化	略		
促進法第	共同住宅等	1棟の戸数が1のもの	5,200円
54条第1		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	10,300円
項各号に		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,500円
掲げる基		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	29, 100円
準に適合		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	48,800円
すると愛		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	87,300円
知県知事		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	138, 100円
が定める		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174, 400円
機関が認		1棟の総戸数が301以上のもの	186, 100円
めた場合	略		
又は当該			
基準に適			
合するこ			
とを証す			
る書類と			
して愛知			

県知事が 定めるも のが添付 されてい			
る場合			
以下こ			
の表及び			
次号の表			
において			
「適合性			
確認機関			
が認めた			
場合等」			
という。) その他の	一戸建ての信	ti文	37, 100円
場合		<u> </u>	37, 100円
5/// LI	公园压气分	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	74,900円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	105, 400円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	148, 300円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	213,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	305, 200円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	413, 500円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	542, 100円
		1棟の総戸数が301以上のもの	636, 500円
	その他の建	建築物全体が建築略	
	築物	物エネルギー消費	
		性能基準等を定め	
		る省令(平成28年	
		経済産業省、国土	
		交通省令第1号。次	
		号及び第72号の7	
		から第72号の10ま	
		でにおいて「建築	
		物省工ネ法基準省	
		<u>令」という。)</u> 第1	
		0条第1号イ(2)及	
		びロ(2)に定める	
		基準に係るもので	
		あるもの	

	略	
備考		
1 低炭	炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合性確認	機関が認めた場合等における共
同住宅	宅等の	申請に係るものに限る。)につ
いて、	、次に掲げる場合	
	には、それぞれ次に定める額を加算する。	
(1)	住宅の用途に供する共用の部分	(以下この表並びに
<u>次</u> 号	号、第72号の7、第72号の8及び第72号の9の表にお	おいて「共用部分」という。)があ
る場	場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出	出の基礎に共用部分が含まれてい
る場	場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計につ	ついての次に掲げる場合の区分に
応じ、	じ、それぞれ次に定める額	
ア〜	~キ 略	
(2)	住戸及び共用部分以外の部分(以下この表及び次	:号の表において「非住宅部分」と
<u> </u>	<u>う。)</u> がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計	汁についての前号アからキまでに
掲げ	げる場合の区分に応じ、それぞれ同号アからキま	でに定める額
2 低炭	炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場	合における共同住宅等の
	申請に係るもの	に限る。)について、次に掲げる
場合_	·	には、
それる	ぞれ次に定める額を加算する。	
$(1) \sim$	~(3) 略	

		区分	手数料の額
低炭素化	略		
促進法第	共同住宅等	建築物全体又は複申請に係る戸数が1のもの	5, 200 円
54条第1		合建築物(建築物の申請に係る戸数が2以上5以下の	10,300 円
項各号に		エネルギー消費性もの	
掲げる基		能の向上に関する申請に係る戸数が6以上10以下の	17,500円
準に適合		法律(平成27年法律もの	
すると愛		第53号。(72)の7か申請に係る戸数が11以上25以下	29, 100 円
知県知事		<u>ら(72)の10までに</u> のもの	
が定める		おいて「建築物省工申請に係る戸数が26以上50以下	48,800 円
機関が認		ネ法」という。)第1のもの	
めた場合		1条第1項に規定す申請に係る戸数が51以上100以下	87, 300 円
又は当該		る非住宅部分(以下のもの	
基準に適		この号、次号及び第申請に係る戸数が101以上200以	138, 100 円
合するこ		72号の7から第72号下のもの	
とを証す		の9までにおいて申請に係る戸数が201以上300以	174, 400 円
る書類と		「非住宅部分」とい下のもの	

して愛知	う。)及び同項に規申請に係る戸数が301以上のもの	186, 100 円
県知事が	定する住宅部分(以	
定めるも	下この号、次号、第	
のが添付	72号の7及び第72号	
されてい	の8において「住宅	
る場合	部分」という。)を	
(以下こ	有する建築物をい	
の表及び	う。以下この号、次	
次号の表	号、第72号の7及び	
において	第72号の8において	
「適合性	同じ。)の住宅部分	
確認機関	に係るもの	
が認めた	複合建築物の非住 非住宅部分の床面積の合計が300	10,300円
場合等」	宅部分に係るもの 平方メートル以内のもの	
という。)	非住宅部分の床面積の合計が300	17,900円
	平方メートルを超え1,000平方メ	
	ートル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合計が1,0	29, 100 円
	00平方メートルを超え2,000平方	
	メートル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合計が2,0	87,300円
	00平方メートルを超え5,000平方	
	メートル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合計が5,0	138, 100 円
	00平方メートルを超え10,000平	
	方メートル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合計が10,	174, 400 円
	000平方メートルを超え25,000平	
	方メートル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合計が25,	218,000 円
	000平方メートルを超えるもの	
略		
その他の一戸建立	ての建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平	19, 100円
場合住宅	成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この号、	
	次号及び第72号の7から第72号の10までにおいて「建	
	築物省エネ法基準省令」という。)第10条第2号イ(2)	
	及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	
	その他のもの	37, 100 円
	C *> E *> O *>	0.,100

体又は複	建築物省	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	35,900 円
合建築物	エネ法基	1棟の総戸数が6以上10以下のも	51,900円
の住宅部	準省令第	<u>0</u>	
分に係る	10条第2	1棟の総戸数が11以上25以下のも	74,600 円
もの	号イ(2)	<u>0</u>	
	及びロ	1棟の総戸数が26以上50以下のも	112,600円
	(2)に定	Ø	
	める基準	1棟の総戸数が51以上100以下の	170, 300 円
	に係るも	<u>もの</u>	
	のである	1棟の総戸数が101以上200以下の	242,600 円
	もの	<u>もの</u>	
		1棟の総戸数が201以上300以下の	313, 400 円
		<u>もの</u>	
		1棟の総戸数が301以上のもの	356, 500 円
	その他の	1棟の戸数が1のもの	37, 100 円
	もの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	74,900 円
		1棟の総戸数が6以上10以下のも	105, 400 円
		<u>0</u>	
		1棟の総戸数が11以上25以下のも	148, 300 円
		<u>の</u>	
		1棟の総戸数が26以上50以下のも	213,000円
		<u>ග</u>	
		1棟の総戸数が51以上100以下の	305, 200 円
		<u>もの</u>	
		1棟の総戸数が101以上200以下の	413,500円
		<u>もの</u>	
		1棟の総戸数が201以上300以下の	542, 100 円
		<u>もの</u>	
		1棟の総戸数が301以上のもの	636, 500 円
複合建築	非住宅部	非住宅部分の床面積の合計が300	95,000円
物の非住	分の全部	平方メートル以内のもの	
宅部分に	が建築物	非住宅部分の床面積の合計が300	121,000円
係るもの	省エネ法	平方メートルを超え1,000平方メ	
	基準省令	ートル以内のもの	
	第10条第	非住宅部分の床面積の合計が1,0	159, 300 円
	1号イ(2)	00平方メートルを超え2,000平方	
	及び口	メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が2,0	257, 900 円
	める基準	00平方メートルを超え5,000平方	

		に係るな	メートル以内のもの	
			が非住宅部分の床面積の合計が5.0	336,800 円
		もの	00平方メートルを超え10,000平	
			方メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が10,	404, 700 円
			000平方メートルを超え25,000平	10 1) 100 1
			方メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が25,	474,800円
			000平方メートルを超えるもの	1, 1, 1, 1,
		その他の)非住宅部分の床面積の合計が300	248, 400 円
		もの	平方メートル以内のもの	<u> </u>
		<u> </u>	非住宅部分の床面積の合計が300	311, 200 円
			平方メートルを超え1,000平方メ	<u> </u>
			ートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が1,0	401,800円
			00平方メートルを超え2,000平方	101,000 1
			メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が2,0	573, 400 円
			00平方メートルを超え5,000平方	<u> </u>
			メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が5,0	706, 300 円
			00平方メートルを超え10,000平	
			方メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が10,	834, 900 円
			000平方メートルを超え25,000平	
			方メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が25,	952, 400 円
			000平方メートルを超えるもの	
その他の	建建築物金	 全体が建築	§略	
築物	物省エス	ネ法基準省		
	令			
			_	
			_	
			1	

0条第1号イ(2)及び ロ(2)に定める基準 に係るものである もの 略

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) 建築物省エネ法基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分(以下この表並びに 次号及び第72号の7から第72号の9まで において「共用部分」という。)がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア~キ 略

- (2) 非住宅部分
 - ______がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号アからキまでに 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号アからキまでに定める額
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の<u>建築物</u>全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1)~(3) 略

【別記2】

現行

区分				手数料の額
適合性確認機	略			
関が認めた場	共同住宅等	住戸のみに係	申請に係る戸数が1戸の	3,200円
合等		<u> るもの</u>	<u>もの</u>	
			申請に係る戸数が2戸以	6, 200円
			上5戸以下のもの	
			申請に係る戸数が6戸以	10,500円
			上10戸以下のもの	
			申請に係る戸数が11戸	17,500円
			以上25戸以下のもの	
			申請に係る戸数が26戸	29, 300円
			以上50戸以下のもの	

1	1	1		
			申請に係る戸数が51戸	52,400円
			以上100戸以下のもの	
			申請に係る戸数が101戸	82,900円
			以上200戸以下のもの	
			申請に係る戸数が201戸	104, 700円
			以上300戸以下のもの	
			申請に係る戸数が301戸	111,700円
			以上のもの	
		建築物全体又	【1棟の戸数が1戸のもの	3,200円
		は建築物全体	1棟の総戸数が2戸以上5	6,200円
		及び住戸に係	<u>戸以下のもの</u>	
		<u> るもの</u>	1棟の総戸数が6戸以上1	10,500円
			0戸以下のもの	
			1棟の総戸数が11戸以上	17,500円
			25戸以下のもの	
			1棟の総戸数が26戸以上	29, 300円
			50戸以下のもの	
			1棟の総戸数が51戸以上	52,400円
			100戸以下のもの	
			1棟の総戸数が101戸以	82,900円
			上200戸以下のもの	
			1棟の総戸数が201戸以	104,700円
			上300戸以下のもの	
			1棟の総戸数が301戸以	111,700円
			上のもの	
	略			
その他の場合	一戸建ての住	<u>宅</u>		19,200円
	共同住宅等	住戸のみに係	東請に係る戸数が1戸の	19,200円
		るもの	<u>もの</u>	
			申請に係る戸数が2戸以	38,500円
			上5戸以下のもの	
			申請に係る戸数が6戸以	54,500円
			上10戸以下のもの	
			申請に係る戸数が11戸	77,100円
			以上25戸以下のもの	
			申請に係る戸数が26戸	111,400円
			以上50戸以下のもの	
			申請に係る戸数が51戸	161,300円
			以上100戸以下のもの	
ı	ı	ı		'

申請に係る戸数が101戸 以上200戸以下のもの	600円				
以上200戸以下のもの					
(2) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4					
申請に係る戸数が201戸 288,	500円				
<u>以上300戸以下のもの</u>					
申請に係る戸数が301戸 336,	900円				
以上のもの					
建築物全体又1棟の戸数が1戸のもの 19,	200円				
は建築物全体1棟の総戸数が2戸以上5 38,	500円				
及び住戸に係戸以下のもの					
<u>るもの</u> 1棟の総戸数が6戸以上1 54,	500円				
<u>0戸以下のもの</u>					
1棟の総戸数が11戸以上 77,	100円				
<u>25戸以下のもの</u>					
1棟の総戸数が26戸以上 111,	400円				
50戸以下のもの					
1棟の総戸数が51戸以上 161,	300円				
100戸以下のもの					
1棟の総戸数が101戸以 220,	600円				
<u>上200戸以下のもの</u>					
1棟の総戸数が201戸以 288,	500円				
<u>上300戸以下のもの</u>					
1棟の総戸数が301戸以 336,	900円				
<u>上のもの</u>					
略					
備考					
1 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合性確認機関が認めた場合等に	おけ				
る共同住宅等の建築物全体 <u>又は建築物全体及び住戸</u> に係る	申請				
に係るものに限る。)について、次に掲げる場合					
には、それぞれ次に定める額を加算する。					
(1)・(2) 略					
2 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建					
築物全体 <u>又は建築物全体及び住戸</u> に係る申請に係るものに限					
る。)について、次に掲げる場合					
には、それぞれ次に定める額を加算する。					
(1) ~(3) 略					

	区分	手数料の額
適合性確認標	幾略	·

関が認めた場共同住宅等	住戸のみに係	申請に係る戸数が1のも	3, 200 円
合等	るもの	Ø	
		申請に係る戸数が2以上5	6, 200 円
		以下のもの	
		申請に係る戸数が6以上1	10,500円
		0以下のもの	
		申請に係る戸数が11以上	17,500 円
		25以下のもの	
		申請に係る戸数が26以上	29, 300 円
		50以下のもの	
		申請に係る戸数が51以上	52,400 円
		100以下のもの	
		申請に係る戸数が101以	82,900 円
		上200以下のもの	
		申請に係る戸数が201以	104,700 円
		上300以下のもの	
		申請に係る戸数が301以	111,700円
		<u>上のもの</u>	
	建築物全体、	1棟の戸数が1のもの	3,200 円
	建築物全体及	1棟の総戸数が2以上5以	6, 200 円
	び住戸又は複	下のもの	
	合建築物の住	1棟の総戸数が6以上10以	10,500円
	宅部分に係る	<u>下のもの</u>	
	<u>もの</u>	1棟の総戸数が11以上25	17,500 円
		<u>以下のもの</u>	
		1棟の総戸数が26以上50	29, 300 円
		<u>以下のもの</u>	
		1棟の総戸数が51以上100	52,400 円
		<u>以下のもの</u>	
		1棟の総戸数が101以上20	82,900 円
		0以下のもの	
		1棟の総戸数が201以上30	104, 700 円
		0以下のもの	
		1棟の総戸数が301以上の	111,700円
		<u>to</u>	
	複合建築物の	非住宅部分の床面積の合	6, 200 円
	非住宅部分に	計が300平方メートル以	
	係るもの	内のもの	
		非住宅部分の床面積の合	10,700 円

				計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合 計が1,000平方メートル	17,500円
				を超え2,000平方メート	
				ル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合	52,400 円
				計が2,000平方メートル	
				を超え5,000平方メート	
				ル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合	82,900 円
				計が5,000平方メートル	
				を超え10,000平方メート	
				ル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合	104,700 円
				計が10,000平方メートル	
				を超え25,000平方メート	
				ル以内のもの	100.000 円
				非住宅部分の床面積の合	130,800 円
				計が25,000平方メートル	
	m/ s			を超えるもの	
スの他の担合	略	Z由给M	加少テラ汁甘シ	能化合第 10 冬第 9 只 Z (9)	10, 100 III
その他の場合				<u> 準省令第 10 条第 2 号イ(2)</u> 基準に係るものであるも	10, 100 円
	ての 宝	<u>火い</u> り	1 (Z) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C	を作に依るものであるも	
	<u>~</u>		<u>は</u> のもの		19, 200 円
	北 同 住			申請に係る戸数が1のも	19, 200 円
	宅等	<u>ロエノ・ </u>	70×10×10	の	13, 200 1
		<u> </u>		申請に係る戸数が2以上5	38,500円
				以下のもの	33,3331,3
				申請に係る戸数が6以上1	54,500円
				0以下のもの	
				申請に係る戸数が11以上 25以下のもの	77, 100 円
				申請に係る戸数が26以上	
				50以下のもの	111, 400 1
				申請に係る戸数が51以上 100以下のもの	161,300円
I	I	I			

		申請に係る戸数が101以	220,600 円
		上200以下のもの	
		申請に係る戸数が201以	288, 500 円
		上300以下のもの	
		申請に係る戸数が301以	336, 900 円
		上のもの	
建築物全	全住戸が	1棟の戸数が1のもの	10,100円
体、建築	建築物省	1棟の総戸数が2以上5以	19,000 円
物全体及	エネ法基	下のもの	
び住戸又	準省令第	1棟の総戸数が6以上10以	27,700 円
は複合建	10条第2	下のもの	
		 1棟の総戸数が11以上25	40, 200 円
		以下のもの	
		1棟の総戸数が26以上50	61,300 円
	める基準	以下のもの	
		1棟の総戸数が51以上100	93,900 円
		以下のもの	
) -	 1棟の総戸数が101以上20	135, 200 円
		0以下のもの	
		1棟の総戸数が201以上30	174, 200 円
		0以下のもの	
		1棟の総戸数が301以上の	197,000 円
		もの	
	その他の	 1棟の戸数が1のもの	19, 200 円
	もの	1棟の総戸数が2以上5以	38,500 円
	<u>_</u>	下のもの	
		1棟の総戸数が6以上10以	54,500 円
		下のもの	
		1棟の総戸数が11以上25	77, 100 円
		以下のもの	
		1棟の総戸数が26以上50	111,400 円
		以下のもの	
		1棟の総戸数が51以上100	161, 300 円
		以下のもの	
		1棟の総戸数が101以上20	220,600 円
		0以下のもの	
		1棟の総戸数が201以上30	288, 500 円
		0以下のもの	
		1棟の総戸数が301以上の	336, 900 円
ı			I

	<u>\$0</u>	
複合建築非住宅	宅部非住宅部分の床面積の合	48,600 円
物の非住分の	全部計が300平方メートル以	
宅部分にが建築	築物内のもの	
係るもの省エ	ネ法非住宅部分の床面積の合	62, 300 円
基準	省令計が300平方メートルを	
第10	条第超え1,000平方メートル	
1号イ	(2)以内のもの	
及 ひ	ドロ非住宅部分の床面積の合	82,600 円
(2)	こ定計が1,000平方メートル	
める	基準を超え2,000平方メート	
に係	るもル以内のもの	
ので	ある非住宅部分の床面積の合	137, 700 円
もの	計が2,000平方メートル	
	を超え5,000平方メート	
	ル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合	182, 300 円
	計が5,000平方メートル	
	を超え10,000平方メート	
	ル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合	219,900 円
	計が10,000平方メートル	
	を超え25,000平方メート	
	ル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合	259, 300 円
	計が25,000平方メートル	
	を超えるもの	
そのケ	他の非住宅部分の床面積の合	125, 200 円
もの	計が300平方メートル以	
	内のもの	
	非住宅部分の床面積の合	157, 400 円
	計が300平方メートルを	
	超え1,000平方メートル	
	以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合	203, 800 円
	計が1,000平方メートル	
	を超え2000平方メートル	
	以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合	295, 500 円

	計が2,000平方メートル	
	を超え5,000平方メート	
	ル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合	367, 100 円
	計が5,000平方メートル	
	を超え10,000平方メート	
	ル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合	435,000 円
	計が10,000平方メートル	
	を超え25,000平方メート	
	ル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合	498, 200 円
	計が25,000平方メートル	
	を超えるもの	
略		

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) (2) 略
- 2 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1)~(3) 略

【別記3】

現行

		区分	手数料の額
建築物省工	略		
ネ法第35条	共同住宅等	1棟の戸数が1のもの	5, 200円
第1項各号に		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	10,300円
掲げる基準		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,500円
に適合する		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	29, 100円
と愛知県知		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	48,800円
事が定める		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	87, 300円
機関が認め		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	138, 100円
た場合又は		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174, 400円

	1		
当該基準に		1棟の総戸数が301以上のもの	<u>186, 100</u> □
適合するこ	略		
とを証する			
書類として			
愛知県知事			
が定めるも			
のが添付さ			
れている場			
合(以下この			
表及び次号			
の表におい			
て「計画適合	ī		
生確認機関			
が認めた場			
合等」とい			
う。)			
その他の場	一戸建ての住宅		<u>37, 100</u> ₽
<u>}</u>	共同住宅等	1棟の戸数が1のもの	<u>37, 100</u> ₽
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	<u>74, 900</u> ₽
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>105, 400</u> □
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>148, 300</u> □
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	213, 000 □
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	305, 200₽
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>413, 500</u> ₽
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>5</u> 42, 100₽
		1棟の総戸数が301以上のもの	<u>6</u> 36, 500 □
	略		
 備考	- L		
	エネルギー消費性能	 上向上計画認定申請手数料(計画適合性確認模	と関が認めた場
	おける共同住宅等の		申請に係るも
のに限る	る。)について、次に	 Ľ掲げる場合	
	<u> </u>	には、それぞれ次に定める額を加算する。	
$(1) \cdot (2)$) 略		
2 建築物	エネルギー消費性能	と にった とう とり とう とり とり とう とり	ぶける共同住宅
等の		申請に係るものに限る	
次に掲げ	ザる場合 <u></u>		
	 こは、それぞれ次に	定める額を加算する。	
$\overline{(1)} \sim (3)$) 略		

第1項各号に 掲げる基準 に適合する と愛知県知事 **** *** *** *** *** ** ** ** ** ** **			区分		手数料の額
第1項各号に 掲げる基準 に適合する と愛知県知事 **** *** *** *** *** ** ** ** ** ** **	建築物省工	略			
では、	ネ法第35条	共同住宅等	建築物全体又	1棟の戸数が1のもの	5, 200 円
に適合する と愛知県知 事が定める 機関が認め た場合又は 当該基準に 適合することを証する 書類として 愛知県知事が定めるも のが添付されている場合 (以下この 表及び次号 において「計 画適合性確認 認めた場合等」という。) に適かする まり、100 平方メートルと超え 1,000 平方メートル以内のもの 非住宅部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルと超え 2,000平方メートルと超え 1,000 平方メートルと超え 1,000 平方メートルとの 138,100 円 2,000 平方メートルル内のも 0 1,000 平方メートルルトのも 0 1,000 平方メートルルトルを超え 1,000 平方メートルと超え	第1項各号に		は複合建築物	1棟の総戸数が2以上5以下の	10,300円
を愛知県知事が定める 機関が認め た場合又は 1棟の総戸数が26以上50以下 0もの 1棟の総戸数が26以上50以下 0もの 1棟の総戸数が26以上50以下 0もの 1棟の総戸数が51以上100以下 0もの 1棟の総戸数が101以上200以 50もの 1棟の総戸数が101以上200以 50が流付されている場合 (以下この表及び次号において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)	掲げる基準		の住宅部分に	もの	
事が定める 機関が認め た場合又は 1棟の総戸数が11以上25以下 のもの 1棟の総戸数が26以上50以下 48,800 円 当該基準に 適合することを記する 書類として 愛知県知事 が26以上200以 138,100 円 下のもの 1棟の総戸数が101以上200以 138,100 円 下のもの 1棟の総戸数が201以上300以 174,400 円 下のもの 1棟の総戸数が301以上のもの 1棟の総戸数が301以上のもの 1棟の総戸数が301以上のもの 1棟の総戸数が301以上のもの 1棟の総戸数が301以上のもの 1棟の総戸数が301以上のもの 1を全部分の床面積の合計が 10,300 円 赤ノートルと内のもの 1年宅部分の床面積の合計が 17,900 円 300平方メートルと内のもの 1,000 平方メートルを超え 2,000平方メートルを超え 2,000平方メートルを超え 2,000平方メートルと内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルとを超え 5,000平方メートルと内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートルと内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートルと内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートルとを超え 10,000平方メートルとを超え 10,000平方メートルとを超え 10,000平方メートルとを超え 174,400 円 174,400	に適合する		係るもの	1棟の総戸数が6以上10以下の	17,500円
機関が認めた場合又は 1棟の総戸数が26以上50以下 0もの 1棟の総戸数が51以上100以下 87,300 円 2 をを証する 書類として 愛知県知事が定めるも 0 1棟の総戸数が201以上300以 174,400 円 下のもの 1棟の総戸数が301以上300以 174,400 円 下のもの 1棟の総戸数が301以上のもの 1棟の総戸数が301以上のもの 1棟の総戸数が301以上のもの 1棟の総戸数が301以上のもの 1を6,100 円 2 接合建築物の非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 2 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートルと超え 1,000 平方メートルを超え 2,000平方メートルを超え 2,000平方メートルを超え 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートルを超え 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートルを超え 1,000平方メートルを超え 1,000平方	と愛知県知			もの	
た場合又は 当該基準に 適合することを証する 書類として 愛知県知事 が定めるも のが添付さ れている場 合 (以下この 表及び次号 において「計画適適合性確 認機関が認 めた場合等」という。) 「大のの平方メートルと超え 2,000平方メートルを超え 2,000平方メートルを超え 2,000平方メートルと内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え	事が定める			1棟の総戸数が11以上25以下	29, 100 円
当該基準に 適合することを証する 書類として 受知県知事 が定めるも のが添付されている場合 (以下この 表及び次号 において「計画適合性権 認機関が認めた場合等」という。)	機関が認め			<u>のもの</u>	
1棟の総戸数が51以上100以下	た場合又は			1棟の総戸数が26以上50以下	48,800 円
上京 1 1 1 1 1 1 1 1 1	当該基準に			<u>のもの</u>	
書類として 愛知県知事 が定めるも のが添付されている場 合 (以下この 表及び次号 において「計 画適合性確 認機関が認 めた場合等」という。) 174,400 円 29,100 円 5,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートルを超え 138,100 円 367,300 円 367	適合するこ			1棟の総戸数が51以上100以下	87, 300 円
愛知県知事 が定めるも のが添付さ れている場 合 (以下この 表及び次号 において「計 画適合性確 認機関が認 めた場合等」 という。) 「大のの平方メートル以内のもの 非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートルと超え 2,000平方メートルと超え 2,000平方メートルと超え 5,000平方メートルと超え 5,000平方メートルと超え 1,000平方メートル以内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートルと超え 5,000平方メートルと超え 1,000平方メートルと超え 1,000平方メートルを超え 1,000平方メートルと超え 1,000平方メートルと超え 1,000平方メートルと超え 1,000平方メートルと超え 1,000平方メートルと超え	とを証する			<u>のもの</u>	
が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号において「計画適合性確認を関が認めた場合等」という。) 「大ののであるものを表して、) 「大ののである。) 「大ののである。」 「大のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	書類として			1棟の総戸数が101以上200以	138, 100 円
のが添付されている場合 (以下この表及び次号 表及び次号 ま住宅部分によいて「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。) 「中国 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	愛知県知事			下のもの	
れている場合 (以下この表及び次号 表及び次号 において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。) 186,100 円 186,100 円 186,100 円 186,100 円 10,300 円 10,300 円 10,300 円 10,300 円 10,300 円 10,000 円	が定めるも			1棟の総戸数が201以上300以	174, 400 円
合 (以下この表及び次号 表及び次号 において「計画適合性確 認機関が認めた場合等」という。) 「本の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				下のもの	
表及び次号 において「計画適合性確認機関が認めた場合等」 という。) 「大のの平方メートルを超え 1000 平方メートル以内のもの 17,900 円 17,900	れている場			1棟の総戸数が301以上のもの	186, 100 円
において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。) #住宅部分の床面積の合計が 17,900 円 300平方メートルを超え1,000 平方メートル以内のもの 非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以内のも 2,000平方メートルを超え 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のも 2 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートルを超え 10,000平方メートルを超え 10,000平方メートルを超え 10,000平方メートルを超え 10,000平方メートルと超え 10,000平方メートルと超え 174,400 円 10,000平方メートルを超え			複合建築物の	非住宅部分の床面積の合計が	10,300円
画適合性確認機関が認めた場合等」という。) A			非住宅部分に	300平方メートル以内のもの	
認機関が認めた場合等 まいう。)			係るもの	非住宅部分の床面積の合計が	17,900円
がた場合等」という。) #住宅部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの 非住宅部分の床面積の合計が 138,100 円 5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートルと超え 10,000平方メートルと超え 10,000平方メートルと超え 10,000平方メートルと超え				300平方メートルを超え1,000	
という。) 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のも 2,000 平方メートルと超え 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のも 2 非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のも 2 非住宅部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のも 2 非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートルを超え				平方メートル以内のもの	
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートルと超え 5,000平方メートル以内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 138,100円 10,000平方メートルと超え				非住宅部分の床面積の合計が	29, 100 円
型 非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 174,400 円	という。)			1,000平方メートルを超え	
非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 174,400円				2,000平方メートル以内のも	
2,000 平方メートルを超え5,000平方メートル以内のも少非住宅部分の床面積の合計が5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のも少非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え				<u>0</u>	
5,000平方メートル以内のもの非住宅部分の床面積の合計が138,100円5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの非住宅部分の床面積の合計が174,400円10,000平方メートルを超え				非住宅部分の床面積の合計が	87,300 円
の非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の138,100 円 10,000平方メートル以内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え				2,000平方メートルを超え	
非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え				5,000平方メートル以内のも	
5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え				<u>0</u>	
10,000平方メートル以内のもの非住宅部分の床面積の合計が174,400円10,000平方メートルを超え				非住宅部分の床面積の合計が	138, 100 円
<u>の</u> 非住宅部分の床面積の合計が <u>174,400 円</u> 10,000 平方メートルを超え				5,000平方メートルを超え	
非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え				10,000平方メートル以内のも	
10,000平方メートルを超え				<u>0</u>	
				非住宅部分の床面積の合計が	174, 400 円
25,000平方メートル以内のも				10,000平方メートルを超え	
				25,000平方メートル以内のも	

		\bigcirc	
		非住宅部分の床面積の合計が	218,000 円
		25,000平方メートルを超える	
		<u>₹0</u>	
	略		
その他の場	一戸建ての信	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)	19, 100 円
合	宅	及び口(2)に定める基準に係るものであるも	
		<u></u>	
		その他のもの	37, 100 円
	共同住宅等	建築全住戸が1棟の戸数が1のもの	19, 100 円
		物全建築物省1棟の総戸数が2以上5以下の	35,900 円
		体又エネ法基もの	
		は複準省令第1棟の総戸数が6以上10以下の	51,900 円
		合建10条第2もの	
		<u>築物号イ(2)</u> 1棟の総戸数が11以上25以下	74,600 円
		の住及び口のもの	
		宅部(2) に定1棟の総戸数が26以上50以下	112,600 円
		分にめる基準のもの	
		係るに係るも1棟の総戸数が51以上100以下	170, 300 円
		もののであるのもの	
		<u>もの</u> 1棟の総戸数が101以上200以	242,600 円
		下のもの	
		1棟の総戸数が201以上300以	313, 400 円
		下のもの	
		1棟の総戸数が301以上のもの	356, 500 円
		その他の1棟の戸数が1のもの	37, 100 円
		もの 1棟の総戸数が2以上5以下の	74,900 円
		<u>もの</u>	
		1棟の総戸数が6以上10以下の	105,400 円
		<u>もの</u>	
		1棟の総戸数が11以上25以下	148, 300 円
		<u>のもの</u>	
		1棟の総戸数が26以上50以下	213,000 円
		のもの	
		1棟の総戸数が51以上100以下	305, 200 円
		のもの	
		1棟の総戸数が101以上200以	413,500 円
		下のもの	
		1棟の総戸数が201以上300以	542, 100 円

		<u>下のもの</u>	
		1棟の総戸数が301以上のもの	636, 500 円
複合	非住宅部	非住宅部分の床面積の合計が	95,000 円
建築	分の全部	300平方メートル以内のもの	
物の	が建築物	非住宅部分の床面積の合計が	121,000 円
非住	省エネ法	300平方メートルを超え1,000	
宅部	基準省令	平方メートル以内のもの	
分に	第10条第	非住宅部分の床面積の合計が	159, 300 円
係る	1号イ (2)	1,000平方メートルを超え	
もの	及び口	2,000平方メートル以内のも	
	(2) に定	<u>0</u>	
	める基準	非住宅部分の床面積の合計が	257, 900 円
	に係るも	2,000平方メートルを超え	
	のである	5,000平方メートル以内のも	
	もの	<u>0</u>	
		非住宅部分の床面積の合計が	336,800 円
		5,000平方メートルを超え	
		10,000平方メートル以内のも	
		<u>0</u>	
		非住宅部分の床面積の合計が	404, 700 円
		10,000平方メートルを超え	
		25,000平方メートル以内のも	
		<u>O</u>	
		非住宅部分の床面積の合計が	474,800 円
		25,000平方メートルを超える	
		<u>もの</u>	
	その他の	非住宅部分の床面積の合計が	248, 400 円
	もの	300平方メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が	311, 200 円
		300平方メートルを超え1,000	
		平方メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が	401,800 円
		1,000平方メートルを超え2,0	
		00平方メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が	573, 400 円
		2,000平方メートルを超え5,0	
		00平方メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が	706, 300 円
		5,000平方メートルを超え10,	

	000平方メートル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合計が	834, 900 円
	10,000平方メートルを超え2	
	5,000平方メートル以内のも	
	<u>Ø</u>	
	非住宅部分の床面積の合計が	952, 400 円
	25,000平方メートルを超える	
	<u>もの</u>	
略		

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1) (2) 略
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1)~(3) 略

【別記4】

現行

		区分		手数料の額
計画適合性	略			
確認機関が	共同住宅等	略		
認めた場合		建築物全	1棟の戸数が1のもの	3,200円
等		体又は建	1棟の総戸数が2以上5以下のも	6,200円
		築物全体	<u>0</u>	
		及び住戸	1棟の総戸数が6以上10以下の	10,500円
		に係るも	<u>もの</u>	
		<u>の</u>	1棟の総戸数が11以上25以下の	17,500円
			<u>&0</u>	
			1棟の総戸数が26以上50以下の	29, 300円
			<u>&0</u>	
			1棟の総戸数が51以上100以下	52,400円
			のもの	
			1棟の総戸数が101以上200以下	82,900円
			<u>のもの</u>	

			1棟の総戸数が201以上300以下	104,700円
			のもの	
			1棟の総戸数が301以上のもの	111,700円
	略			
その他の場	一戸建ての住宅			19,200円
合	共同住宅等	住戸のみ	申請に係る戸数が1のもの	19,200円
		に係るも	申請に係る戸数が2以上5以下	38,500円
		<u>Ø</u>	のもの	
			申請に係る戸数が6以上10以下	54,500円
			のもの	
			申請に係る戸数が11以上25以	77,100円
			下のもの	
			申請に係る戸数が26以上50以	111,400円
			下のもの	
			申請に係る戸数が51以上100以	161,300円
			下のもの	
			申請に係る戸数が101以上200	220,600円
			<u>以下のもの</u>	
			申請に係る戸数が201以上300	288,500円
			<u>以下のもの</u>	
			申請に係る戸数が301以上のも	336,900円
			<u>o</u>	
		建築物全	1棟の戸数が1のもの	19,200円
		体又は建	1棟の総戸数が2以上5以下のも	38,500円
		築物全体	<u>0</u>	
		及び住戸	1棟の総戸数が6以上10以下の	54,500円
		に係るも	<u>to</u>	
		<u>0</u>	1棟の総戸数が11以上25以下の	77, 100円
			<i>₺の</i>	
			1棟の総戸数が26以上50以下の	111,400円
			<u>もの</u>	
			1棟の総戸数が51以上100以下	161,300円
			のもの	
			1棟の総戸数が101以上200以下	220,600円
			のもの	
			1棟の総戸数が201以上300以下	288,500円
			のもの	
			1棟の総戸数が301以上のもの	336, 900円
	略	1		-

備老	
1	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(計画適合性確認機関が認め
	た場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸
	に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合
	には、それぞれ次に定める額を加算
	する。
	(1) • (2) 略
2	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同
	住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸 に係る申請に係るものに限
	る。)について、次に掲げる場合
	には、それぞれ次に定める額を加算する。
	(1) \sim (3) 略

		区分		手数料の額
計画適合性	略			
確認機関が	共同住宅等	略		
認めた場合		建築物全	1棟の戸数が1のもの	3,200 円
等		体、建築物	1棟の総戸数が2以上5以下の	6, 200 円
		全体及び	<u>\$0</u>	
		住戸又は	1棟の総戸数が6以上10以下の	10,500 円
		複合建築	<u>\$0</u>	
		物の住宅	1棟の総戸数が11以上25以下	17,500円
		部分に係	<u>のもの</u>	
		るもの	1棟の総戸数が26以上50以下	29, 300 円
			<u>のもの</u>	
			1棟の総戸数が51以上100以下	52,400 円
			<u>のもの</u>	
			1棟の総戸数が101以上200以	82,900 円
			<u>下のもの</u>	
			1棟の総戸数が201以上300以	104,700 円
			下のもの	
			1棟の総戸数が301以上のもの	111,700円
		複合建築	非住宅部分の床面積の合計が	6,200 円
		物の非住	300平方メートル以内のもの	
		宅部分に	非住宅部分の床面積の合計が	10,700 円
		係るもの	300平方メートルを超え1,000	
			平方メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が	17,500 円

				1,000平方メートルを超え2,0 00平方メートル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が	52,400 円
				2,000平方メートルを超え5,0	02, 400 1
				00平方メートル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が	82,900 円
				5,000平方メートルを超え10,	02, 000 1
				000平方メートル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が	104, 700 円
				10,000平方メートルを超え2	101,10013
				5,000平方メートル以内のも	
				D	
				非住宅部分の床面積の合計が	130,800 円
				25,000平方メートルを超える	<u>==:, =::, </u>
				\$0	
	略		I		
その他の場	一戸建て	建築物省	エネ法基準	準省令第10条第2号イ(2)及びロ	10, 100 円
合	の住宅	(2)に定る	める基準に	係るものであるもの	
		その他の	もの		19, 200 円
	共同住宅	住戸のみ	とに係るも	申請に係る戸数が1のもの	19, 200 円
	<u>等</u>	の		申請に係る戸数が2以上5以下	38,500円
				<u>のもの</u>	
				申請に係る戸数が6以上10以	54,500円
				下のもの	
				申請に係る総戸数が11以上25	77, 100 円
				以下のもの	
				申請に係る戸数が26以上50以	111,400円
				下のもの	
				申請に係る戸数が51以上100	161, 300 円
				<u>以下のもの</u>	
				申請に係る戸数が101以上200	220,600 円
				<u>以下のもの</u>	
				申請に係る戸数が201以上300	288, 500 円
				<u>以下のもの</u>	
				申請に係る戸数が301以上の	336, 900 円
				<u>もの</u>	
		建築物金	全住戸が	1棟の戸数が1のもの	10, 100 円
			1	1棟の総戸数が2以上5以下の	19,000 円
		物全体及	とエネ法基	<u>もの</u>	

び住戸又	準省令第1棟の総戸数が6以上10以下の	27,700 円
は複合建	10条第2もの	
築物の住	号 イ (2) 1棟の総戸数が11以上25以下	40, 200 円
宅部分に	及び口のもの	
係るもの	(2) に 定1棟の総戸数が26以上50以下	61,300円
	める基準のもの	
	に係るも1棟の総戸数が51以上100以下	93,900 円
	のであるのもの	
	もの 1棟の総戸数が101以上200以	135, 200 円
	下のもの	
	1棟の総戸数が201以上300以	174, 200 円
	下のもの	
	1棟の総戸数が301以上のもの	197,000円
	その他の1棟の戸数が1のもの	19,200円
	もの 1棟の総戸数が2以上5以下の	38,500円
	<u>₺の</u>	
	1棟の総戸数が6以上10以下の	54,500円
	<u>もの</u>	
	1棟の総戸数が11以上25以下	77, 100 円
	のもの	
	1棟の総戸数が26以上50以下	111,400円
	<u>のもの</u>	
	1棟の総戸数が51以上100以下	161,300円
	のもの	
	1棟の総戸数が101以上200以	220,600 円
	下のもの	
	1棟の総戸数が201以上300以	288, 500 円
	下のもの	
	1棟の総戸数が301以上のもの	336,900 円
複合建築	非住宅部非住宅部分の床面積の合計が	48,600 円
物の非住	分の全部300平方メートル以内のもの	
宅部分に	が建築物非住宅部分の床面積の合計が	62,300 円
係るもの	省エネ法300平方メートルを超え1,000	<u>)</u>
	基準省令平方メートル以内のもの	
	第10条第非住宅部分の床面積の合計が	82,600 円
	1号イ(2)1,000平方メートルを超え2,0	<u>)</u>
	及び口00平方メートル以内のもの	
	(2)に定非住宅部分の床面積の合計が	137,700 円
	める基準2,000平方メートルを超え5,0	<u>)</u>

	に係る	も00平方メートル以内のもの	
	のであ	る非住宅部分の床面積の合計が	<u>182, 300</u> ∏
	<u>もの</u>	5,000平方メートルを超え10,	
		000平方メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が	<u>219, 900</u> ₽
		10,000平方メートルを超え2	
		5,000平方メートル以内のも	
		<u>0</u>	
		非住宅部分の床面積の合計が	259, 300 F
		25,000平方メートルを超える	
		<i>₺の</i>	
	その他	の非住宅部分の床面積の合計が	125, 200 F
	もの	300平方メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が	157, 400 F
		300平方メートルを超え1,000	
		平方メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が	203, 800 F
		1,000平方メートルを超え2,0	
		00平方メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が	295, 500 F
		2,000平方メートルを超え5,0	
		00平方メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が	367, 100 F
		5,000平方メートルを超え10,	
		000平方メートル以内のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が	435, 000 F
		10,000平方メートルを超え2	
		5,000平方メートル以内のも	
		0	
		非住宅部分の床面積の合計が	498, 200 F
		25,000平方メートルを超える	<u></u>
		6 <i>0</i>	
 略			

備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) (2) 略
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同 住宅等の建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限 る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、(1)に 掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。
 - (1)~(3) 略

【別記5】

現行

	区分 手数料の額				
略					
その他の場	一戸建ての住宅	建築物省工ネ法基準省令第1条第1項第2号	略		
合		<u>イ(2)(i)</u> 及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に			
		定める基準に係るもの			
		略			
	共同住宅等	全住戸が建 略			
		築物省エネ			
		法基準省令			
		第1条第1項			
		第2号イ(2)			
		(ii)及びロ			
		(2) 又はイ			
		(3)及びロ			
		(3)に定める			
		基準に係る			
		ものである			
		もの			
		略			
	略				
備考 略					

	手数料の額		
略			
その他の場 合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令 <u>第1条第1項第2号</u> イ(2) 及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に 定める基準に係るもの 略	略
	共同住宅等	全住戸が建 略	

	築物省エネ
	法基準省令
	第1条第1項
	第2号イ(2)
	及びロ
	(2)又はイ
	(3)及びロ
	(3)に定める
	基準に係る
	ものである
	もの
	 略
略	·
備考 略	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

- 一宮市保育所条例の一部改正について
- 一宮市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

入所児童数及び入所希望児童数の地域的な変動に合わせ、2保育所の定員を増員し、10 保育所の定員を減員するため、本案を提出する。

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後	
別表(第2条、第3条関係)	別表(第2条、第3条関係)	
【別記 参照】	【別記 参照】	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
一宮市立野口保育園	略	230名
略		
一宮市立浅野保育園	略	210名
略		
一宮市立丹陽西保育園	略	<u>270名</u>
一宮市立丹陽南保育園	略	210名
略		
一宮市立大和東保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立今伊勢中保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立中島保育園	略	<u>90名</u>
略		
一宮市立千秋保育園	略	<u>190名</u>
略		
一宮市立小信保育園	略	<u>230名</u>
一宮市立開明保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立冨田保育園	略	<u>80名</u>
略		
一宮市立外割田保育園	略	<u>190名</u>
略		

名称	位置	定員
一宮市立野口保育園	略	220名
略		
一宮市立浅野保育園	略	<u>2</u> 00名

略		
一宮市立丹陽西保育園	略	250名
一宮市立丹陽南保育園	略	200名
略		
一宮市立大和東保育園	略	<u>150名</u>
略		
一宮市立今伊勢中保育園	略	<u>150名</u>
略		
一宮市立中島保育園	略	<u>100名</u>
略		
一宮市立千秋保育園	略	<u>180名</u>
略		
一宮市立小信保育園	略	220名
一宮市立開明保育園	略	<u>150名</u>
略		
一宮市立冨田保育園	略	<u>100名</u>
略		
一宮市立外割田保育園	略	<u>170名</u>
略		

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第25号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する 条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)等の一部 改正に伴い、家庭的保育事業者等が送迎用バス等を運行する場合において、児童の所在を 確認することを義務とする等の措置を講ずるため、本案を提出する。 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正 する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮 市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第7条 略	第7条 略
	(安全計画の策定等)
	第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼
	児の安全の確保を図るため、家庭的保育
	事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所
	等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児
	等に対する事業所外での活動、取組等を
	含めた家庭的保育事業所等での生活その
	他の日常生活における安全に関する指
	導、職員の研修及び訓練その他家庭的保
	育事業所等における安全に関する事項に
	ついての計画(以下この条において「安全
	計画」という。)を策定し、当該安全計画
	<u>に従い必要な措置を講じなければならな</u>
	<u> </u>
	2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安
	全計画について周知するとともに、前項
	の研修及び訓練を定期的に実施しなけれ
	ばならない。
	3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安
	全の確保に関して保護者との連携が図ら
	れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について思知しなけれ
	<u>づく取組の内容等について周知しなけれ</u> ばならない。
	<u>はなりない。</u> 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計
	画の見直しを行い、必要に応じて安全計
	画の変更を行うものとする。
	(自動車を運行する場合の所在の確認)
	第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼
	児の事業所外での活動、取組等のための
	移動その他の利用乳幼児の移動のために
	自動車を運行するときは、利用乳幼児の

(他の社会福祉施設等を併せて設置すると きの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福 祉施設等を併せて設置するときは

、必要 に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及 び職員の一部を併せて設置する他の社会 福祉施設等の設備及び職員に兼ねること ができる。ただし、保育室及び各事業所に 特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直 接従事する職員については、この限りでな V

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児 | 第13条 削除 に対し法第47条第3項の規定により懲戒に 関しその利用乳幼児の福祉のために必要 な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、 人格を辱める等その権限を濫用してはな らない。

(衛生管理等)

第14条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業

乗車及び降車の際に、点呼その他の利用 乳幼児の所在を確実に把握することがで きる方法により、利用乳幼児の所在を確 認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事 業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目 的とした自動車(運転者席及びこれと並 列の座席並びにこれらより一つ後方に備 えられた前向きの座席以外の座席を有し ないものその他利用の態様を勘案してこ れと同程度に利用乳幼児の見落としのお それが少ないと認められるものを除く。) を日常的に運行するときは、当該自動車 にブザーその他の車内の利用乳幼児の見 落としを防止する装置を備え、これを用 いて前項に定める所在の確認(利用乳幼 児の降車の際に限る。)を行わなければな らない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置する ときの設備及び職員の基準)

祉施設等を併せて設置するときは、その 行う保育に支障がない場合に限り、必要 に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及 び職員の一部を併せて設置する他の社会 福祉施設等の設備及び職員に兼ねること ができる。

(衛生管理等)

第14条 略

所等において感染症又は食中毒が発生	所等において感染症又は食中毒が発生
し、又はまん延しないように <u>必要な措置を</u>	し、又はまん延しないように <u>、職員に対</u>
講ずる	し、感染症及び食中毒の予防及びまん延
	の防止のための研修並びに感染症の予防
	及びまん延の防止のための訓練を定期的
よう努めなければならない。	<u>に実施する</u> よう努めなければならない。
3~5 略	3~5 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の 一部改正)

第2条 一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条 例(平成26年一宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行 改正後 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認 第26条 削除 定こども園及び保育所に限る。以下この条

において同じ。)の長たる特定教育・保育 施設の管理者は、教育・保育給付認定子ど もに対し児童福祉法第47条第3項の規定に より懲戒に関しその教育・保育給付認定子 どもの福祉のために必要な措置を採ると きは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等 その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ り特別利用保育を提供する場合には、特定 教育・保育には特別利用保育を、施設型給 付費には特例施設型給付費(法第28条第1 項の特例施設型給付費をいう。次条第3項 において同じ。)を、それぞれ含むものと して、前節(第6条第3項及び第7条第2項 を除く。)の規定を適用する。こ の場合において、第6条第2項中「特定教 育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に 限る。以下この項において同じ。)」とあ るのは「特定教育・保育施設(特別利用保 育を提供している施設に限る。以下この項

(特別利用保育の基準)

第35条 略

2 略

り特別利用保育を提供する場合には、特定 教育・保育には特別利用保育を、施設型給 付費には特例施設型給付費(法第28条第1 項の特例施設型給付費をいう。次条第3項 において同じ。)を、それぞれ含むものと して、前節(第6条第3項、 第7条第2項及 び第26条を除く。)の規定を適用する。こ の場合において、第6条第2項中「特定教 育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に 限る。以下この項において同じ。)」とあ るのは「特定教育・保育施設(特別利用保 育を提供している施設に限る。以下この項 において同じ。)」と、「同号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども」とあるのは「同号又は同項第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども」と、第13 条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内 閣総理大臣が定める基準により算定した 費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用保育を 受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用保育を 受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ り特別利用教育を提供する場合には、特定 教育・保育には特別利用教育を、施設型給 付費には特例施設型給付費を、それぞれ含 むものとして、前節(第6条第3項及び第7 条第2項を除く。)の規定を適用 する。この場合において、第6条第2項中「利 用の申込みに係る法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子ども」とあるのは 「利用の申込みに係る法第19条第1項第2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同 号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども」とあるのは 「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3 項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28 条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基 準により算定した費用の額」と、同条第4 項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子 ども」とあるのは「教育・保育給付認定子 ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」

において同じ。)」と、「同号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども」とあるのは「同号又は同項第 2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども」と、第13 条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内 閣総理大臣が定める基準により算定した 費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用保育を 受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教 育・保育給付認定子ども(特別利用保育を 受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

り特別利用教育を提供する場合には、特定 教育・保育には特別利用教育を、施設型給 付費には特例施設型給付費を、それぞれ含 むものとして、前節(第6条第3項、 第7 条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用 する。この場合において、第6条第2項中「利 用の申込みに係る法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子ども」とあるのは 「利用の申込みに係る法第19条第1項第2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同 号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども」とあるのは 「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3 項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28 条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基 準により算定した費用の額」と、同条第4 項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子 ども」とあるのは「教育・保育給付認定子 ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」

と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子 ども」とあるのは「教育・保育給付認定子 ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」 とする。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び) 第13条を除く。)、第17条から第19条まで 及び第23条から第33条まで

の規定は、特定地域型保育事業 者、特定地域型保育事業所及び特定地域型 保育について準用する。この場合におい て、第11条中「教育・保育給付認定子ども について」とあるのは「教育・保育給付認 定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限 り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。 以下この節において同じ。)について」と、 第12条の見出し中「教育・保育」とあるの は「地域型保育」と、第14条の見出し中「施 設型給付費」とあるのは「地域型保育給付 費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第 27条第1項に規定する施設型給付費をい う。以下」とあるのは「地域型保育給付費 (法第29条第1項に規定する地域型保育給 付費をいう。以下この項及び第19条におい て」と、「施設型給付費の」とあるのは「地 域型保育給付費の」と、同条第2項及び第1 9条中「特定教育・保育」とあるのは「特 定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」 とあるのは「地域型保育給付費」と、第2 3条中「運営規程」とあるのは「第46条に 規定する事業の運営についての重要事項 に関する規程」と読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準)

第51条 略

2 略

より特別利用地域型保育を提供する場合 には、特定地域型保育には特別利用地域型 保育を、地域型保育給付費には特例地域型 保育給付費(法第30条第1項の特例地域型 と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子 ども」とあるのは「教育・保育給付認定子 ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」 とする。

(準用)

第13条を除く。)、第17条から第19条まで 、第23条から第25条まで及び第27条から第 33条までの規定は、特定地域型保育事業 者、特定地域型保育事業所及び特定地域型 保育について準用する。この場合におい て、第11条中「教育・保育給付認定子ども について」とあるのは「教育・保育給付認 定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限 り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。 以下この節において同じ。)について」と、 第12条の見出し中「教育・保育」とあるの は「地域型保育」と、第14条の見出し中「施 設型給付費」とあるのは「地域型保育給付 費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第 27条第1項に規定する施設型給付費をい う。以下」とあるのは「地域型保育給付費 (法第29条第1項に規定する地域型保育給 付費をいう。以下この項及び第19条におい て」と、「施設型給付費の」とあるのは「地 域型保育給付費の」と、同条第2項及び第1 9条中「特定教育・保育」とあるのは「特 定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」 とあるのは「地域型保育給付費」と、第2 3条中「運営規程」とあるのは「第46条に 規定する事業の運営についての重要事項 に関する規程」と読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準)

第51条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に より特別利用地域型保育を提供する場合 には、特定地域型保育には特別利用地域型 保育を、地域型保育給付費には特例地域型 保育給付費(法第30条第1項の特例地域型 保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで<u>及び</u>第23条から第33条まで

を含む。次条第3項において同じ。) の規定を適用する。この場合において、第 39条第2項中「利用の申込みに係る法第19 条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ど も」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特 定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下 この章において同じ。)」とあるのは「法 第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども(第52条第1項の規定により特 定利用地域型保育を提供する場合にあっ ては、当該特定利用地域型保育の対象とな る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認 定に基づき、保育の必要の程度及び家族等 の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高 いと認められる満3歳未満保育認定子ども が優先的に利用できるよう、」とあるのは 「抽選、申込みを受けた順序により決定す る方法、当該特定地域型保育事業者の保育 に関する理念、基本方針等に基づく選考そ の他公正な方法により」と、第43条第1項 中「教育・保育給付認定保護者」とあるの は「教育・保育給付認定保護者(特別利用 地域型保育の対象となる法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子どもに係る教育・ 保育給付認定保護者を除く。)」と、同条 第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」 とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用

保育給付費をいう。次条第3項において同 じ。)を、それぞれ含むものとして、この 章(第40条第2項を除き、前条において準用 する第8条から第14条まで(第10条及び第1 3条を除く。)、第17条から第19条まで、第 23条から第25条まで及び第27条から第33 条までを含む。次条第3項において同じ。) の規定を適用する。この場合において、第 39条第2項中「利用の申込みに係る法第19 条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ど も」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特 定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下 この章において同じ。)」とあるのは「法 第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども(第52条第1項の規定により特 定利用地域型保育を提供する場合にあっ ては、当該特定利用地域型保育の対象とな る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認 定に基づき、保育の必要の程度及び家族等 の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高 いと認められる満3歳未満保育認定子ども が優先的に利用できるよう、」とあるのは 「抽選、申込みを受けた順序により決定す る方法、当該特定地域型保育事業者の保育 に関する理念、基本方針等に基づく選考そ の他公正な方法により」と、第43条第1項 中「教育・保育給付認定保護者」とあるの は「教育・保育給付認定保護者(特別利用 地域型保育の対象となる法第19条第1項第 1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子どもに係る教育・ 保育給付認定保護者を除く。)」と、同条 第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」 とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用

の額」と、同条第3項中「前2項」とあるの は「前項」と、同条第4項中「前3項」とあ るのは「前2項」と、「掲げる費用」とある のは「掲げる費用及び食事の提供(第13条 く。)に要する費用」と、同条第5項中「前 各項」とあるのは「前3項」とする。

の額」と、同条第3項中「前2項」とあるの は「前項」と、同条第4項中「前3項」とあ るのは「前2項」と、「掲げる費用」とある のは「掲げる費用及び食事の提供(第13条 第4項第3号ア又はイに掲げるものを除 第4項第3号ア又はイに掲げるものを除 く。)に要する費用」と、同条第5項中「前 各項」とあるのは「前3項」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59

号)の一部を次のように改正する。		
現行	改正後	
(最低基準の向上等)	(最低基準の向上等)	
第4条 略	第4条 略	
2 略	2 略	
	(最低基準と児童福祉施設)	
第5条 略	第5条 略	
2 略	2 略	
(懲戒に係る権限の濫用禁止)		
第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童	<u>第13条 削除</u>	
に対し法第47条第1項本文の規定により親		
権を行う場合であって懲戒するとき、又は		
同条第3項の規定により懲戒に関しその児		
<u>童の福祉のために必要な措置をとるとき</u>		
は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等そ		
の権限を濫用してはならない。		
(職員)	(職員)	
第26条 略	第26条 略	
2 略	2 略	
3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和2	3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和2	
2年法律第26号)の規定による大学(短期大	2年法律第26号)の規定による大学(短期大	
学を除く。)において、心	学を除く。) <u>若しくは大学院</u> において、心	
理学を専修する学科若しくはこれ	理学を専修する学科 <u>、研究科</u> 若しくは <u>これ</u>	
<u>に</u> 相当する課程を修めて卒業した者で	<u>らに</u> 相当する課程を修めて卒業した者で	
あって、個人及び集団心理療法の技術を有	あって、個人及び集団心理療法の技術を有	
するもの又はこれと同等以上の能力を有	するもの又はこれと同等以上の能力を有	
すると認められる者でなければならない。	すると認められる者でなければならない。	
4~6 略	4~6 略	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第7条 略	第7条 略
	(安全計画の策定等)
	第7条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。
	以下この条、次条及び第15条第1項におい
	て同じ。)は、児童の安全の確保を図るた
	め、当該児童福祉施設の設備の安全点検、
	職員、児童等に対する施設外での活動、
	取組等を含めた児童福祉施設での生活そ
	の他の日常生活における安全に関する指
	導、職員の研修及び訓練その他児童福祉
	施設における安全に関する事項について
	の計画(以下この条において「安全計画」
	という。)を策定し、当該安全計画に従い
	必要な措置を講じなければならない。
	2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画
	について周知するとともに、前項の研修
	及び訓練を定期的に実施しなければなら
	<u> </u>
	3 保育所は、児童の安全の確保に関して保
	護者との連携が図られるよう、保護者に
	対し、安全計画に基づく取組の内容等に
	ついて周知しなければならない。
	4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見
	直しを行い、必要に応じて安全計画の変
	更を行うものとする。
	(自動車を運行する場合の所在の確認)
	第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外で
	の活動、取組等のための移動その他の児
	童の移動のために自動車を運行するとき
	は、児童の乗車及び降車の際に、点呼そ
	の他の児童の所在を確実に把握すること
	ができる方法により、児童の所在を確認
	しなければならない。
	2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動
	車(運転者席及びこれと並列の座席並び
	にこれらより一つ後方に備えられた前向

(他の社会福祉施設を併設するときの設備 及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併設する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

第13条 削除

きの座席以外の座席を有しないものその 他利用の態様を勘案してこれと同程度に 児童の見落としのおそれが少ないと認め られるものを除く。)を日常的に運行する ときは、当該自動車にブザーその他の車 内の児童の見落としを防止する装置を備 え、これを用いて前項に定める所在の確 認(児童の降車の際に限る。)を行わなけ ればならない。

(他の社会福祉施設を併設するときの設備及び職員の基準)

第10条	児童福祉施	設は、他の社会	会福祉施設
を併記	没するときは	、必要に応じ	、当該児
童福祉	止施設の設備	及び職員の一	一部を併設
する神	土会福祉施設	の設備及び職	貴に兼ね
ること	とができる。 <u></u>		

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りではない。(業務継続計画の策定等)
- 第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害 の発生時において、利用者に対する支援 の提供を継続的に実施するための、及び 非常時の体制で早期の業務再開を図るた めの計画(以下この条において「業務継続 計画」という。)を策定し、当該業務継続 計画に従い必要な措置を講ずるよう努め なければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続 計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施するよう努 めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画 の見直しを行い、必要に応じて業務継続

(衛生管理等)

第14条 略

いて感染症又は食中毒が発生し、又はまん 延しないように必要な措置を講ずる

よう

努めなければならない。

3 • 4 略

(食事)

第15条 児童福祉施設(助産施設を除く。以 第15条 児童福祉施設 下この項において同じ。)において、入所 している者に食事を提供するときは、当該 児童福祉施設内で調理する方法(第10条の 規定により、当該児童福祉施設の調理室を 兼ねている他の社会福祉施設の調理室に おいて調理する方法を含む。)により行わ なければならない。

2~5 略

付 則

1~5 略

計画の変更を行うよう努めるものとす る。

(衛生管理等)

第14条 略

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設にお 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設にお いて感染症又は食中毒が発生し、又はまん 延しないように、職員に対し、感染症及び 食中毒の予防及びまん延の防止のための 研修並びに感染症の予防及びまん延の防 止のための訓練を定期的に実施するよう 努めなければならない。

> 3 • 4 略 (食事)

において、入所 している者に食事を提供するときは、当該 児童福祉施設内で調理する方法(第10条の 規定により、当該児童福祉施設の調理室を 兼ねている他の社会福祉施設の調理室に おいて調理する方法を含む。)により行わ なければならない。

2~5 略

付 則

1~5 略

6 第36条第2項に規定する保育士の数の算 定については、当分の間、当該保育所に 勤務する保健師、看護師又は准看護師(以 下この項において「看護師等」という。) を、1人に限って、保育士とみなすことが できる。ただし、乳児の数が4人未満であ る保育所については、子育てに関する知 識と経験を有する看護師等を配置し、か つ、当該看護師等が保育を行うに当たっ て当該保育所の保育士による支援を受け ることができる体制を確保しなければな らない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例) 例の一部改正)

第5条 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する

条例(令和2年一宮市条例第60号)の一部を次のように改正する。

現行

(市条例の準用)

第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及 第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及 び第4項、第9条、第11条から第13条まで、 第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、 第20条、第34条第7号、第35条(後段を除 く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型 認定こども園について準用する。この場合 において、次の表の左欄に掲げる市条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句に読み替える ものとする。

【別記 参照】

2 略

改正後

(市条例の進用)

び第4項、第9条、第11条、第12条 、 第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、 第20条、第34条第7号、第35条(後段を除 く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型 認定こども園について準用する。この場合 において、次の表の左欄に掲げる市条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句に読み替える ものとする。

【別記 参照】

2 略

(非常災害対策)

- 第15条 幼保連携型認定こども園は、次に掲 げる措置を講じなければならない。
 - (1) 消火設備その他の非常災害に際し て必要な設備を設けるとともに、震災、 風水害、火災その他の非常災害時に園 児の安全を確保するために講ずべき必 要な措置に関する具体的な計画を立 て、非常災害時の関係機関への通報及 び連絡の体制を整備すること。
 - (2) 非常災害に備えるため、前号の計画 及び体制の内容を職員に周知させると ともに、定期的に避難訓練、消火訓練そ の他の必要な訓練を行うこと。
 - (3) 前号の避難訓練及び消火訓練は、少 なくとも毎月1回は、これを行うこと。
- 2 幼保連携型認定こども園は、非常災害時 の園児の安全及び園児に対する適切な処 遇の確保を図るため、市、他の学校、社会 福祉施設、地域住民等との連携協力の体制 を整備するよう努めなければならない。

第16条 略

<u>第15条</u> 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第12条	略	
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第14条第1項に規 定する園長(以下「園長」とい う。)
	入所中の児童等(法第33条の7 に規定する児童等をいう。以 下この条において同じ。)に対 し法第47条第1項本文の規定 により親権を行う場合であっ て懲戒するとき、又は同条第3 項	
	その児童等	園児
略		
第39条	保育所の長 略	<u>園長</u>

改正案

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第12条	略	
略		
第39条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、
		保育等の総合的な提供の推進
		に関する法律第14条第1項に規
		定する園長
	略	

第6条 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する 条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(市条例の準用)	(市条例の準用)
第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及	第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及
び第4項、第9条、 <u>第11条、第12条</u> 、	び第4項、第9条、 <u>第11条から第13条まで</u> 、

第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、 第20条、第34条第7号、第35条(後段を除 く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型 認定こども園について準用する。この場合 において、次の表の左欄に掲げる市条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句に読み替える ものとする。

【別記 参照】

2 市条例第10条の規定は、幼保連携型認定 2 市条例第10条の規定は、幼保連携型認定 こども園の職員及び設備について準用す る。この場合において、同条の見出し中「他 の社会福祉施設を併設する」とあるのは職 員については「他の学校又は社会福祉施設 の職員を兼ねる」と、設備については「他 の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」 と、「設備及び職員」とあるのは職員につ いては「職員」と、設備については「設備」 と、同条中「他の社会福祉施設を併 設するときは、必要に応じ」とあるのは「そ の運営上必要と認められる場合は、」と、 「設備及び職員」とあるのは職員について は「職員」と、設備については「設備」と、 「併設する社会福祉施設」とあるのは職員 については「他の学校又は社会福祉施設」 と、設備については「他の学校、社会福祉 施設等」と、「入所している 者の居室及び各施設に特有の設備並びに 入所している者の保護に直接従事する職 員」とあるのは職員については「就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律第14条第6項に規定 する園児の保育に直接従事する職員」と、 設備については「乳児室、ほふく室、保育 室、遊戯室又は便所」と

読み替えるものとする。

第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、 第20条、第34条第7号、第35条(後段を除 く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型 認定こども園について準用する。この場合 において、次の表の左欄に掲げる市条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句に読み替える ものとする。

【別記 参照】

こども園の職員及び設備について準用す る。この場合において、同条の見出し中「他 の社会福祉施設を併設する」とあるのは職 員については「他の学校又は社会福祉施設 の職員を兼ねる」と、設備については「他 の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」 と、「設備及び職員」とあるのは職員につ いては「職員」と、設備については「設備」 と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併 設するときは、必要に応じ」とあるのは「そ の運営上必要と認められる場合は、」と、 「設備及び職員」とあるのは職員について は「職員」と、設備については「設備」と、 「併設する社会福祉施設」とあるのは職員 については「他の学校又は社会福祉施設」 と、設備については「他の学校、社会福祉 施設等」と、同条第2項中「入所している 者の居室及び各施設に特有の設備並びに 入所している者の保護に直接従事する職 員」とあるのは職員については「就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律第14条第6項に規定 する園児の保育に直接従事する職員」と、 設備については「乳児室、ほふく室、保育 室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備 及び職員については、」とあるのは職員に ついては「他の社会福祉施設の職員に兼ね る場合であって、」と、設備については「他 の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であ って、」と読み替えるものとする。

付 1~8 略 付 則

1~8 略

- 9 第5条第4項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第4項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 10 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 前4項の規定により第5条第4項に定める者を小学校教諭等免許状所持者、 市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、 市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

9 前2項の規定により第5条第4項に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者____をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者____の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第12条	略	
略		
第20条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園
		児については、その保育。以下
		同じ。)並びに子育ての支援
	略	

ШVX

改正案

読み替えられる字句	読み替える字句
略	
利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未
	満の園児については、その保
	育。以下同じ。)
援助	教育及び保育
	並びに子育ての支援
略	
	略 利用者に対する支援の提供 援助

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部 改正)

第7条 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

462十 日中水が3501.57 **		
現行 現行	改正後	
(管理運営等)	(管理運営等)	
第10条 略	第10条 略	
2~7 略	2~7 略	
	8 認定こども園は、子どもの通園、園外に	
	おける学習のための移動その他の子ども	
	の移動のために自動車を運行するとき	
	は、子どもの乗車及び降車の際に、点呼	
	その他の子どもの所在を確実に把握する	
	ことができる方法により、子どもの所在	
	を確認しなければならない。	
	9 認定こども園は、通園を目的とした自動	
	車(運転者席及びこれと並列の座席並び	
	にこれらより一つ後方に備えられた前向	
	きの座席以外の座席を有しないものその	
	他利用の態様を勘案してこれと同程度に	
	子どもの見落としのおそれが少ないと認	
	められるものを除く。)を運行するとき	
	は、当該自動車にブザーその他の車内の	
•	•	

<u>8</u>•<u>9</u> 略 付 則 1~5 略

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の 7 略 中欄に掲げる者について同表の右欄に掲 げる者をもって代える場合においては、同 表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1 項の規定により認定こども園に置くこと とされる職員の数の3分の1を超えてはな らない。

【別記 参照】

7・8 略

子どもの見落としを防止する装置を備 え、これを用いて前項に定める所在の確 認(子どもの自動車からの降車の際に限 る。)を行わなければならない。

10・11 略 付 則

1~5 略

6 第5条第1項に定める者については、当分 の間、1人に限って、当該認定こども園に 勤務する保健師、看護師又は准看護師(以 下「看護師等」という。)をもって代える ことができる。ただし、満1歳未満の子ど もの数が4人未満である認定こども園に ついては、子育てに関する知識と経験を 有する看護師等を配置し、かつ、当該看 護師等が保育を行うに当たって当該認定 こども園の保育士の資格を有する者によ る支援を受けることができる体制を確保 しなければならない。

【別記参照】

8•9 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略 略 前項

改正案

略		
付則第5項	略	
前項	第5条第1項に定める者	看護師等

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中一宮市家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定並びに第2条、第3条及び第5 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の一宮市 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7条の2(保育所に係るものを除く。) の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなけれ ば」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
- 5 認定こども園において、第7条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第10条第9項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第8項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

- 一宮市国民健康保険条例の一部改正について
- 一宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を 引き上げるため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険条例(昭和35年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後	
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)	
第6条 被保険者が出産をしたときは、当該	第6条 被保険者が出産をしたときは、当該	
被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出	被保険者の属する世帯の世帯主に対し、	
産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給す	出産育児一時金として <u>488,000円</u> を支給	
る。ただし、当該出産が健康保険法施行令	する。ただし、当該出産が健康保険法施	
(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に	行令(大正15年勅令第243号)第36条ただ	
規定する出産に該当すると市長が認める	し書に規定する出産に該当すると市長が	
ときは、これに12,000円を加算した額を支	認めるときは、これに12,000円を加算し	
給する。	た額を支給する。	
2 略	2 略	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

- 一宮市国民健康保険税条例の一部改正について
- 一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国民健康保険税に係る所得割額を引き上げ、並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額を引き下げるため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の 属する年の前年の所得に係る地方税法(昭 和25年法律第226号。以下「法」という。) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合計額から同条第2項の 規定による控除をした後の総所得金額及 び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除 後の総所得金額等」という。)に100分の6. 7 を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、 国民健康保険の被保険者1人について28,8 00円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の世帯別平等割額)

- 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次 第5条 略 の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民 健康保険法第6条第8号の規定により被 保険者の資格を喪失した者であって、当 該資格を喪失した日の前日以後継続し て同一の世帯に属するものをいう。以下 同じ。)と同一の世帯に属する被保険者 が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場 合に限る。)をいう。次号、第7条の2及 び第23条第1項において同じ。)及び特定 継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の所得割額)

改正後

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の 属する年の前年の所得に係る地方税法(昭 和25年法律第226号。以下「法」という。) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合計額から同条第2項の 規定による控除をした後の総所得金額及 び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除 後の総所得金額等」という。)に100分の7. 55を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、 国民健康保険の被保険者1人について22,8 00円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の世帯別平等割額)

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民 健康保険法第6条第8号の規定により被 保険者の資格を喪失した者であって、当 該資格を喪失した日の前日以後継続し て同一の世帯に属するものをいう。以下 同じ。)と同一の世帯に属する被保険者 が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場 合に限る。)をいう。次号、第7条の2及 び第23条第1項において同じ。)及び特定 継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の 世帯に属する被保険者が属する世帯で あって特定月以後5年を経過する月の翌 月から特定月以後8年を経過する月まで の間にあるもの(当該世帯に他の被保険 者がいない場合に限る。)をいう。第3 号、第7条の2及び第23条第1項において 同じ。)以外の世帯 24,000円

- (2) 特定世帯 12,000円
- (3) 特定継続世帯 18,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除 後の総所得金額等に100分の2.3 を乗じて 算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、 国民健康保険の被保険者1人について9,60 0円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の世帯別平等割額)

- 第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、 次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 带 6,000円
 - (2) 特定世帯 3,000円

均等割額)

(3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割 額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付 金課税被保険者に係る基礎控除後の総所 得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、 介護納付金課税被保険者1人について10,8 00円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平 等割額)

世帯に属する被保険者が属する世帯で あって特定月以後5年を経過する月の翌 月から特定月以後8年を経過する月まで の間にあるもの(当該世帯に他の被保険 者がいない場合に限る。)をいう。第3 号、第7条の2及び第23条第1項において 同じ。)以外の世帯 16,800円

- (2) 特定世帯 8,400円
- (3) 特定継続世帯 12,600円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の所得割額)

後の総所得金額等に100分の2.95を乗じて 算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、

国民健康保険の被保険者1人について8,40 0円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の2 略

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 带 3,600円
- (2) 特定世帯 1,800円
- (3) 特定継続世帯 2,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割 額)

金課税被保険者に係る基礎控除後の総所 得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、 介護納付金課税被保険者1人について9,60 0円 とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平 等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、 1世帯について6,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民 第23条 略健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5第1項に規定する総所 得金額及び山林所得金額の合算額が、4 30,000円(納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者及び特 定同一世帯所属者のうち給与所得を有 する者(前年中に法第703条の5第1項に 規定する総所得金額に係る所得税法(昭 和40年法律第33号)第28条第1項に規定 する給与所得について同条第3項に規定 する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収入金 額が550,000円を超える者に限る。)をい う。以下この号において同じ。)の数及 び公的年金等に係る所得を有する者(前 年中に法第703条の5第1項に規定する総 所得金額に係る所得税法第35条第3項に 規定する公的年金等に係る所得につい て同条第4項に規定する公的年金等控除 額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者 にあっては当該公的年金等の収入金額 が600,000円を超える者に限り、年齢65 歳以上の者にあっては当該公的年金等 の収入金額が1,100,000円を超える者に

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、 1世帯について<u>3,600円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)

(1) 略

限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- イ 国民健康保険の被保険者に係る基 磁課税額の世帯別平等割額 次に掲 げる世帯の区分に応じ、それぞれに定 める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円
 - (イ) 特定世帯 8,400円
 - (ウ) 特定継続世帯 12,600円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,720円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 <u>4,200円</u>
 - (イ) 特定世帯 2,100円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,150円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,560円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世 帯別平等割額 1世帯について <u>4,20</u> <u>0円</u>

イ略

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 11,760円
- (イ) 特定世帯 5,880円
- (ウ) 特定継続世帯 8,820円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額 国民健康保険の被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について5,880円

工略

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 2,520円
- (イ) 特定世帯 1,260円
- (ウ) 特定継続世帯 1,890円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,720円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世 帯別平等割額 1世帯について <u>2,52</u> 0円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所 得金額及び山林所得金額の合算額が、4 30,000円(納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者及び特 定同一世帯所属者のうち給与所得者等 の数が2以上の場合にあっては、430,00 0円に当該給与所得者等の数から1を減 じた数に100,000円を乗じて得た金額を 加算した金額)に被保険者及び特定同一 世帯所属者1人につき285,000円を加算 した金額を超えない世帯に係る納税義 務者(前号に該当する者を除く。)

 - - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 <u>12,000円</u>
 - (イ) 特定世帯 6,000円
 - (ウ) 特定継続世帯 9,000円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,800円
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 3,000円
 - (イ) 特定世帯 1,500円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,250円
 - オ 介護納付金課税被保険者に係る被 保険者均等割額 介護納付金課税被

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基 礎課税額の被保険者均等割額 国民 健康保険の被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。) 1人について 11,400円

イ略

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 <u>8,400円</u>
- (イ) 特定世帯 4,200円
- (ウ) 特定継続世帯 6,300円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,200円

工略

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 1,800円
- (イ) 特定世帯 900円
- (ウ) 特定継続世帯 1,350円
- 才 介護納付金課税被保険者に係る被 保険者均等割額 介護納付金課税被

- 保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について 5,400円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世 帯別平等割額 1世帯について 3,00 0円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所 得金額及び山林所得金額の合算額が、4 30,000円(納税義務者並びにその世帯に 属する国民健康保険の被保険者及び特 定同一世帯所属者のうち給与所得者等 の数が2以上の場合にあっては、430,00 0円に当該給与所得者等の数から1を減 じた数に100,000円を乗じて得た金額を 加算した金額) に被保険者及び特定同一 世帯所属者1人につき520,000円を加算 した金額を超えない世帯に係る納税義 務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基 礎課税額の被保険者均等割額 国民 健康保険の被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。) 1人について 5,760円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る基 礎課税額の世帯別平等割額 次に掲 げる世帯の区分に応じ、それぞれに定 める
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 4,800円
 - (イ) 特定世帯 2,400円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,600円
 - ウ 国民健康保険の被保険者に係る後 期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額 国民健康保険の被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について1,920円

 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後 期高齢者支援金等課税額の世帯別平 等割額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以

保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について 4,800円

- カ 介護納付金課税被保険者に係る世 帯別平等割額 1世帯について 1,80 0円
- (3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基 礎課税額の被保険者均等割額 国民 健康保険の被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。) 1人について 4,560円

イ略

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以 外の世帯 3,360円
- (イ) 特定世帯 1,680円
- (ウ) 特定継続世帯 2,520円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後 期高齢者支援金等課税額の被保険者 均等割額 国民健康保険の被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について1,680円

工略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以

外の世帯 1,200円

- (イ) 特定世帯 600円
- (ウ) 特定継続世帯 900円
- オー介護納付金課税被保険者に係る被 保険者均等割額 介護納付金課税被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について 2,160円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世 帯別平等割額 1世帯について 1,20 0円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世 2 略 帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31 日以前である被保険者(以下「未就学児」 という。)がある場合における当該納税義 務者に対して課する被保険者均等割額(当 該納税義務者の世帯に属する未就学児に つき算定した被保険者均等割額(前項に規 定する金額を減額するものとした場合に あっては、その減額後の被保険者均等割 額)に限る。)は、当該被保険者均等割額か ら、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞ れ当該各号に定める額を減額して得た額 とする。
 - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎 課税額の被保険者均等割額 次に掲げ る世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額 した世帯 4,320円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額 した世帯 7,200円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額 した世帯 11,520円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の 世帯 14,400円
 - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の被保険者均等 割額次に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ未就学児1人について次に定める 額

外の世帯 720円

- (イ) 特定世帯 360円
- (ウ) 特定継続世帯 540円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被 保険者均等割額 介護納付金課税被 保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について 1,920円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世 帯別平等割額 1世帯について 720

(1) 略

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額 した世帯 3,420円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額 した世帯 5,700円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額 した世帯 9,120円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の 世帯 11,400円
- (2) 略

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額 した世帯 2,400円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額 した世帯 <u>3,840円</u>
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,260円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額 した世帯 2,100円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額 した世帯 3,360円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の 世帯 4,200円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 一宮市営住宅条例の一部改正について
- 一宮市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

市営住宅への入居の際に求めている連帯保証人について、不要とするため、本案を提出する。

一宮市営住宅条例の一部を改正する条例

一宮市営住宅条例(平成9年一宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。

現行

(市営住宅への入居の手続)

第13条 市営住宅への入居の決定を受けた 者(以下「入居決定者」という。)は、決 定のあった日から10日以内に、次に掲げ る手続をしなければならない。

(1) 市営住宅賃貸借契約書

を提出する

こと。

- (2) 入居決定者と同程度以上の収入を有 する者で、市長が適当と認める連帯保証 人の署名した保証書を提出すること。
- (3) 前2号に掲げる書類に署名した者に 係る印鑑登録証明書を提出すること。

(4) 略

- 2 略
- 3 市長は、特別の事情があると認める者に 対しては、第1項第2号の規定による保証書 の提出を要しないものとすることができ る。
- 4 5 略

(家賃の納付)

第19条 市長は、入居者から、第13条第5項 第19条 市長は、入居者から、第13条第4項 の入居指定日から当該入居者が市営住宅 を明け渡した日(第31条第1項若しくは第 36条第1項の規定による明渡しの期限と して指定した日の前日若しくは明け渡し た日のいずれか早い日又は第41条第1項 の規定による明渡しの請求があったとき は当該請求のあった日)までの間、家賃を 徴収する。

2~4 略

(連帯保証人の異動等に伴う届出)

第27条 入居者は、次の各号のいずれかに該 第27条 略 当するに至ったときは、市長の定めると ころにより、届出をしなければならない。

改正後

(市営住宅への入居の手続)

第13条 略

(1) 市営住宅賃貸借契約書及び入居決 定者に係る印鑑登録証明書を提出する こと。

(2) 略

2 略

3 ⋅ 4 略

(家賃の納付)

の入居指定日から当該入居者が市営住宅 を明け渡した日(第31条第1項若しくは第 36条第1項の規定による明渡しの期限と して指定した日の前日若しくは明け渡し た日のいずれか早い日又は第41条第1項 の規定による明渡しの請求があったとき は当該請求のあった日)までの間、家賃を 徴収する。

2~4 略

(同居者 の異動等に伴う届出)

(1) 連帯保証人又は同居者に異動があ	(1)同居者に異動があ
ったとき。	ったとき。
(2) 略	(2) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市営住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる市営住宅への 入居に係る申込みについて適用し、同日前になされた市営住宅への入居に係る申込みに ついては、なお従前の例による。

- 一宮市自転車駐車場条例の一部改正について
- 一宮市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市玉野駅駐輪場を追加するため、本案を提出する。

一宮市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

一宮市自転車駐車場条例(昭和50年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
【別記 参照】	【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

2014		
名称	位置	
略		
一宮市開明駐輪場	略	
略		

改正案

名称	位置
略	
一宮市開明駐輪場	略
一宮市玉野駅駐輪場	一宮市玉野字河端21番10
略	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 一宮市都市公園条例の一部改正について
- 一宮市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市尾西プールを廃止するため、本案を提出する。

一宮市都市公園条例の一部を改正する条例

一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第5条の2、第5条の5関係)	別表第2(第5条の2、第5条の5関係)
【別記1 参照】	【別記1 参照】
別表第17(第13条の2関係)	別表第17 削除
冨田山公園(一宮市尾西プール)	
【別記2 参照】	
備考 利用料金の上限額には、消費税等の	
額が含まれるものとする。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

施設名 使用することができる期間及び時間	
冨田山公園	7月1日から8月31日までの午前9時から午後4時30分までとする。
(一宮市尾西プール)	
光明寺公園(球技場)	略
略	

改正案

施設名	使用することができる期間及び時間
光明寺公園(球技場)	略
略	

【別記2】

現行

区分	単位	利用料金の上限額
専用使用 50mプール	午前9時から正午まで	8,400円
	午後0時30分から午後4時30分まで	13,650円
25mプール	午前9時から正午まで	5, 780円
	午後0時30分から午後4時30分まで	8,400円
個人遊泳使用	1人1回につき	<u> 大人320円</u>
		小人(中学生以下)
		<u>110円</u>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

- 一宮市文化広場条例の一部改正について
- 一宮市文化広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮地域文化広場におけるプラネタリウム(一般投映)の観覧に係る利用料金の上限額を引き上げ、並びに新たにプラネタリウム館における専用利用及び一宮地域文化広場における営利又は営業を目的とした利用を行うことができるようにするため、本案を提出する。

一宮市文化広場条例の一部を改正する条例

一宮市文化広場条例(昭和55年一宮市条例第31号)の一部を次のように改正する。

一宮市文化広場条例(昭和55年一宮市条例第	第31号)の一部を次のように改正する。
現行	改正後
(使用制限)	(使用制限)
第8条の2 利用者は、次に掲げる行為をして	第8条の2 利用者は、次に掲げる行為をして
はならない。ただし、第2号の規定は、尾	はならない。
西文化広場内ふれあい会館における行為	
については適用しない。	
(1) 略	(1) 略
(2) 営利目的又は特定の営利事業を援助	
<u>する行為</u>	
<u>(3)</u> <u>前2号</u> に掲げるもののほか、管理上	<u>(2)</u> <u>前号</u> に掲げるもののほか、管理上
支障があると認められる行為	支障があると認められる行為
2 略	2 略
別表第2(第5条関係)	別表第2(第5条関係)
【別記1 参照】	【別記1 参照】
別表第3(第7条関係)	別表第3(第7条関係)
1 有隣会館の利用に係る利用料金	1 略
表略	表略
備考	備考
1 略	1 略
	2 営利又は営業を目的として利用す
	る場合において、物品の販売を伴わ
	ないときは利用料金の額の100パー
	セントに相当する額を、物品の販売
	を伴うときは利用料金の額の200パ
	<u>ーセントに相当する額を加算して徴</u>
	収する。_
<u>2</u> 略	3 略
2 略	2 略
3 <u>プラネタリウム(一般投映)</u> の <u>観覧</u> に	3 <u>プラネタリウム館</u> の <u>利用</u> に
係る利用料金	係る利用料金
【別記2 参照】	【別記2 参照】
備考	備考
1・2 略	1・2 略
3 年齢	3 プラネタリウム(一般投映)の観覧
満1	に係る利用料金については、年齢満1
歳未満の者に係る利用料金は、無料と	歳未満の者に係る利用料金は、無料

する。とする。
4 営利又は営業を目的として専用利
用する場合において、物品の販売を
伴わないときは利用料金の額の100
パーセントに相当する額を、物品の
販売を伴うときは利用料金の額の20
0パーセントに相当する額を加算し
て徴収する。4 略5 略
4 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

名称	施設の区分	利用時間
一宮	略	
地 域	プラネタリウム館	投映時間は、午前10時から午後5時までとする。
文 化		
広場		
略		

改正案

名称	施設の区分	利用時間
一宮	略	
地 域	プラネタリウム館	(プラネタリウム(一般投映)の観覧)
文 化		午前10時から午後5時まで
広場		(専用利用)
		午前 午前9時から午後0時30分まで
		午後 午後1時から午後4時30分まで
略		

【別記2】

現行

観覧区分	利用料金の上限額			
	個人 団体			
<u>大人</u>	60円	40円		
小人	30円	20円		

改正案

利用区分			利用料金の上限額
プラネタリウム(-	-大人	個人	300円
般投映)の観覧		団体	200円
	小人	個人	100円
		団体	<u>70円</u>
専用利用	午前9時から午後	20時30分まで	8,000円
	午後1時から午後	24時30分まで	8,000円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一宮市文化広場条例(以下「新条例」という。)の規定は、この 条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一宮地域文化広場の利用について適用 し、同日前の一宮地域文化広場の利用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条第1項の規定による申請は、施行日前においても行うことができる。

議案第32号

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市公共下水道事業計画の変更に伴い、下水道事業に係る排水人口の数値及び1日最大 汚水処理量の数値を引き下げるため、本案を提出する。

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
1 略	1 略
2 下水道事業	2 下水道事業
(1) 略	(1) 略
(2) 排水人口 <u>276, 300人</u>	(2) 排水人口 <u>262,100人</u>
(3) 1日最大汚水処理量 203,800立	(3) 1日最大汚水処理量 <u>169,600立</u>
<u> 方メートル</u>	<u>方メートル</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市立木曽川市民病院に係る一般病床の数を増やし、及び療養病床の数を減らすため、 本案を提出する。

一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)の一部を次のように 改正する。

現行	改正後
別表(第2条の2関係)	別表(第2条の2関係)
【別記 参照】	【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

病院の名称 診療科目		病床数			
		一般	療養	結核	感染症
略					
一宮市立木曽川市民	内科、循環器内科、外科、整形外科、	<u>82</u>	<u>48</u>		
病院	眼科、リハビリテーション科				

改正案

病院の名称 診療科目		病床数			
		一般	療養	結核	感染症
略					
一宮市立木曽川市民	内科、循環器内科、外科、整形外科、	<u>84</u>	<u>46</u>		
病院	眼科、リハビリテーション科				

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定に係る議決内容の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、既に令和2年12月21日に議決を得た一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定について、一宮市尾西プール(冨田山公園)に係る指定の期間に関し、議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 変更すべき部分が生じた公の施設

一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)第5条の2に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市尾西プール(冨田山公園)	一宮市冨田字砂原2119番地

2 変更前の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

3 変更後の指定の期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで(2年間)

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約の締結をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 契約金額 11,880,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 名古屋市千種区徳川山町2丁目2番15号

氏名 大島 嘉秋

資格 公認会計士

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号) 第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

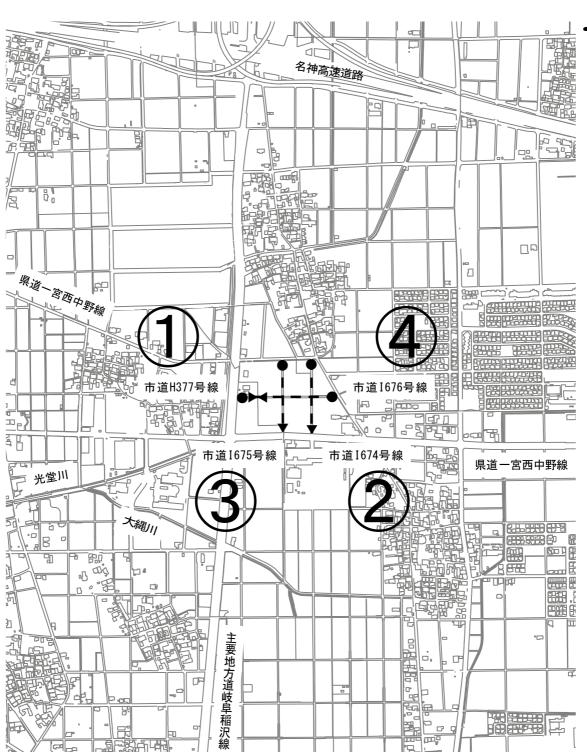
		±⊐ ⊩	+ 声 + 、
整理番号	路線名	起	主 要 な 経 過 地
		萩原町東宮重字東沖	
1	市道H377号線	萩原町東宮重字東沖	
		大和町北高井字八畝割	
2	市道 I 674号線	大和町南高井字江南	
<u> </u>	士、党工675只约	大和町南高井字江南	
3	市道 I 675号線	大和町南高井字江南	
4	市道 I 676号線	大和町南高井字江南	
4	川坦10/0万脉	大和町南高井字江南	
©	士 洋 1 400 円 約	大和町妙興寺字才田	
5	市道 I 466号線	大和町妙興寺字坪塚	
<u> </u>	士、关区0040日始	昭和3丁目	
6	市道K0849 号 線	昭和3丁目	
	以下余白		

	K HIG AC		<u> </u>
整理番号	路線名	起	主 要 な 経 過 地
н 7		大和町南高井字江南	小王 ルビ グじ
1	市道 I 004号線		
		大和町南高井字江南	
2	市道0180号線	三条字賀	
		三条字北平	
3	市道M2207号線	三条字郷内西	
		三条字古川	
4	市道E004号線	今伊勢町本神戸字牛洗	
T	门足已00千万柳	今伊勢町本神戸字牛洗	
5	去送M0100只绝	起字西生出	
)	市道M2132号線	起字西生出	
	十、关口0.050 口 // 白	木曽川町玉ノ井字稲荷浦	
6	市道P3058号線	 木曽川町玉ノ井字稲荷浦	
	以下余白		
		!	

凡	例
1	路線廃止整理番号
כבבב	路線廃止部分
	路線廃止起点
	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
	路線認定部分
0	路線認定起点
Δ	路線認定終点

案内図

S=1/10,000

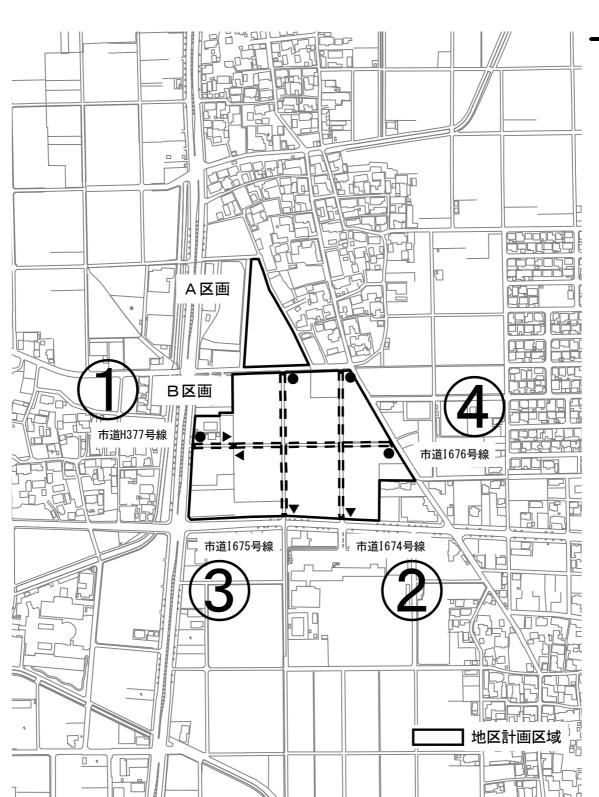


000

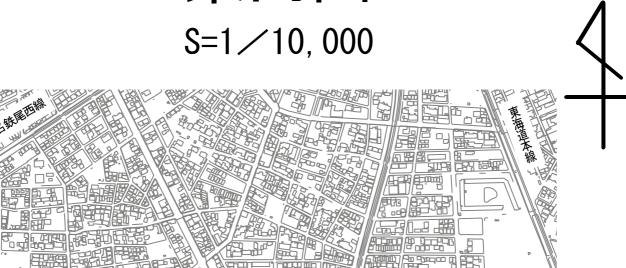
位置図

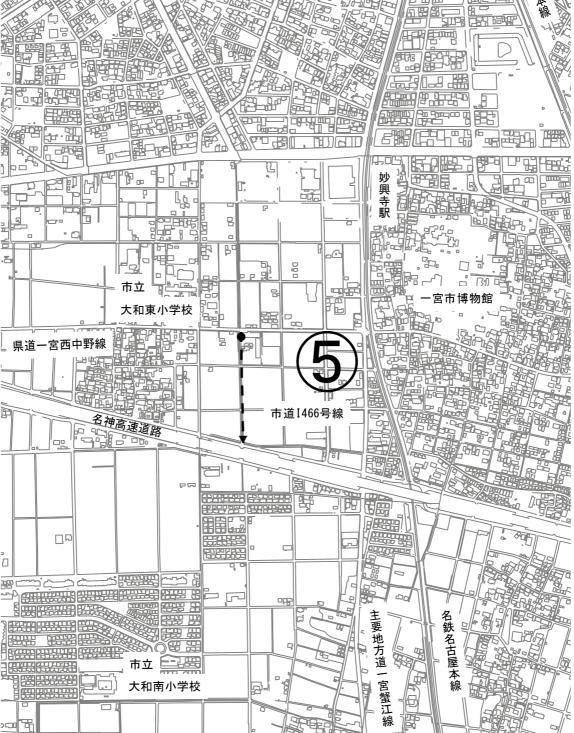
N

S=1/5,000



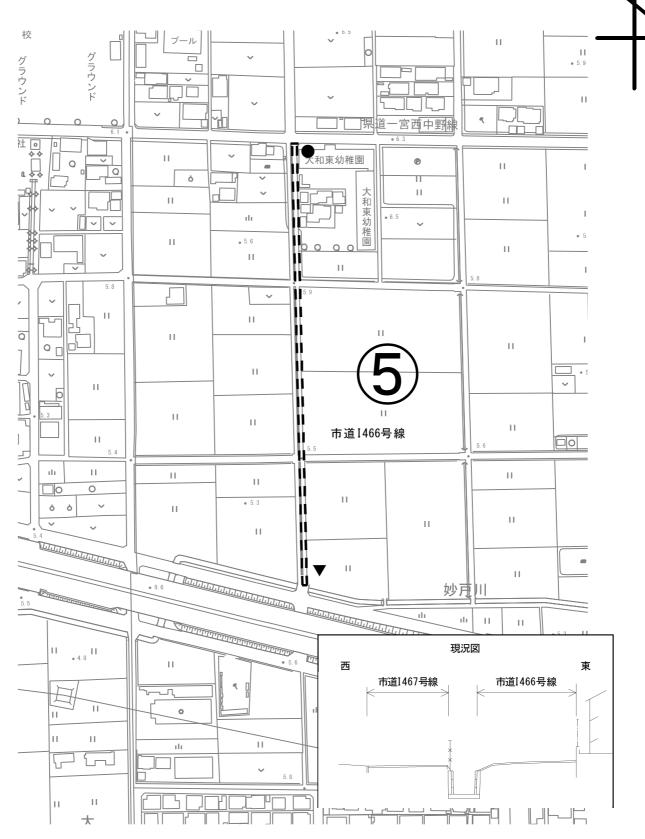
案内図





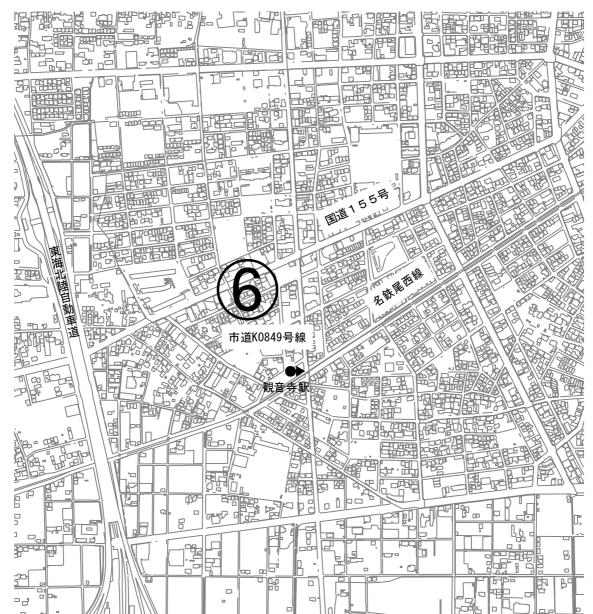
位置図

S=1/2,500



案内図

S=1/10,000



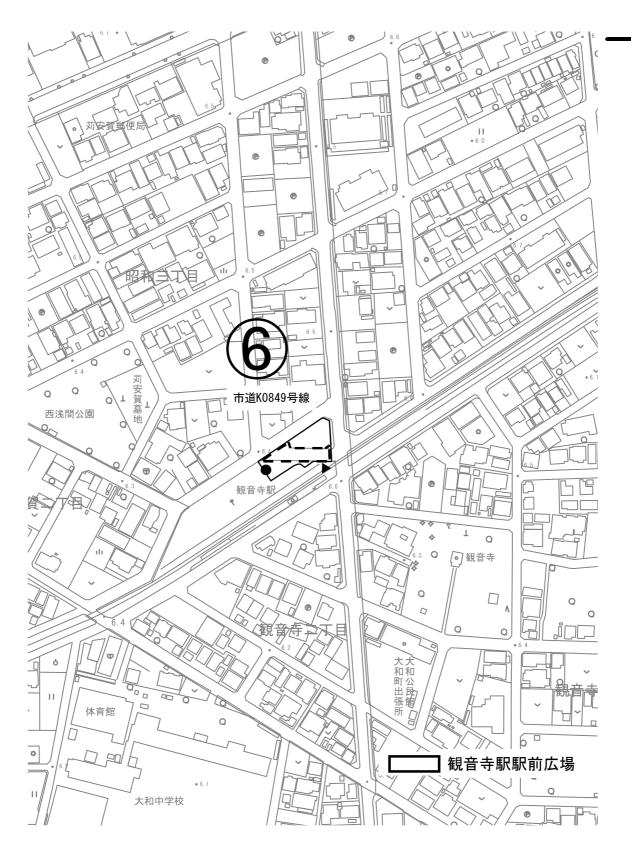


名神高速道路

位置図

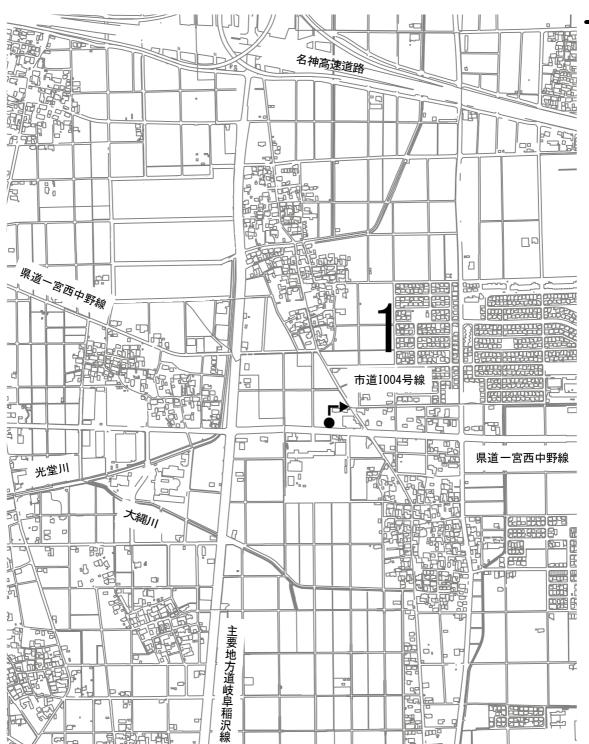
N

S=1/2,500



案内図

S=1/10,000

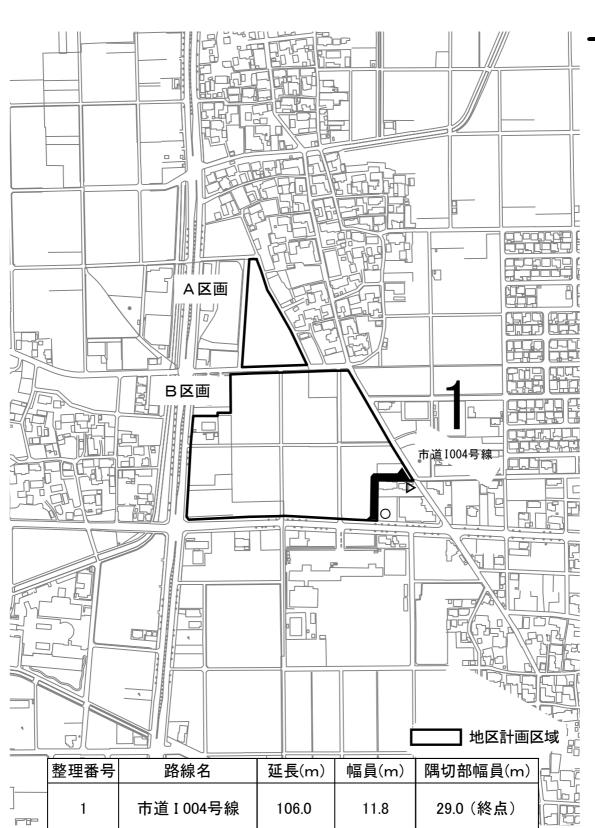




位置図

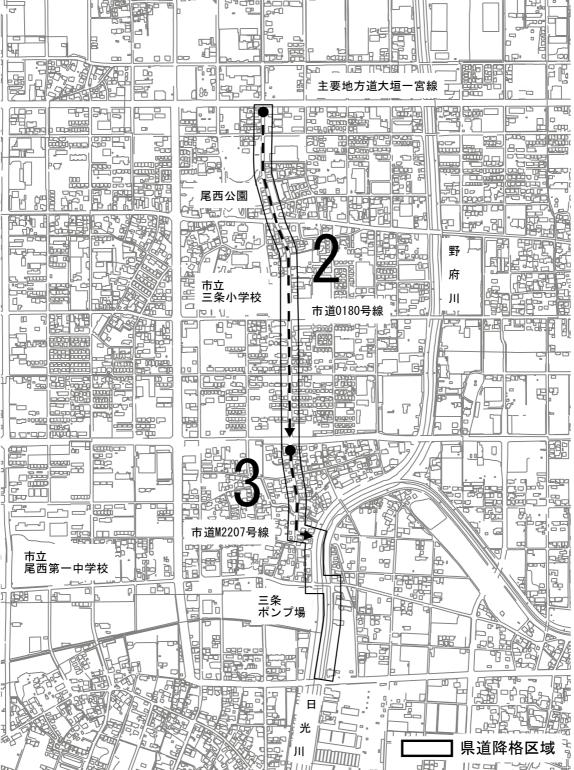
N

S=1/5,000



案内図

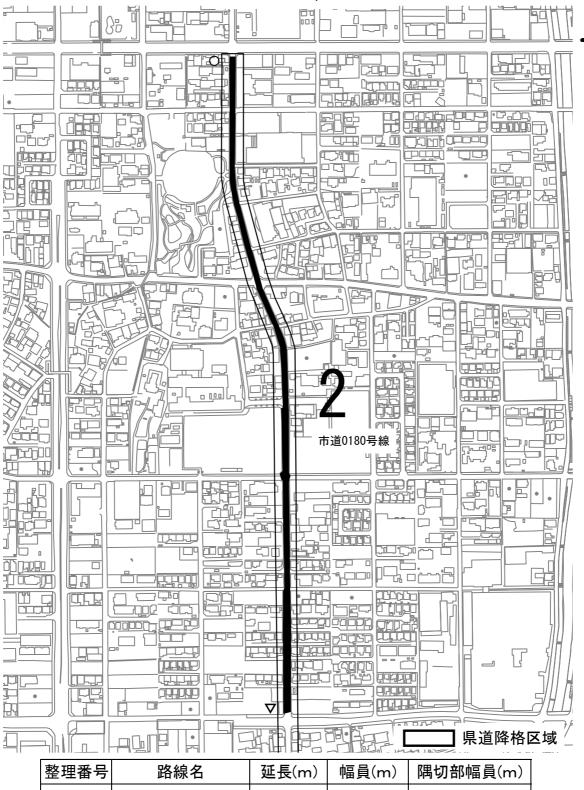




位置図

N

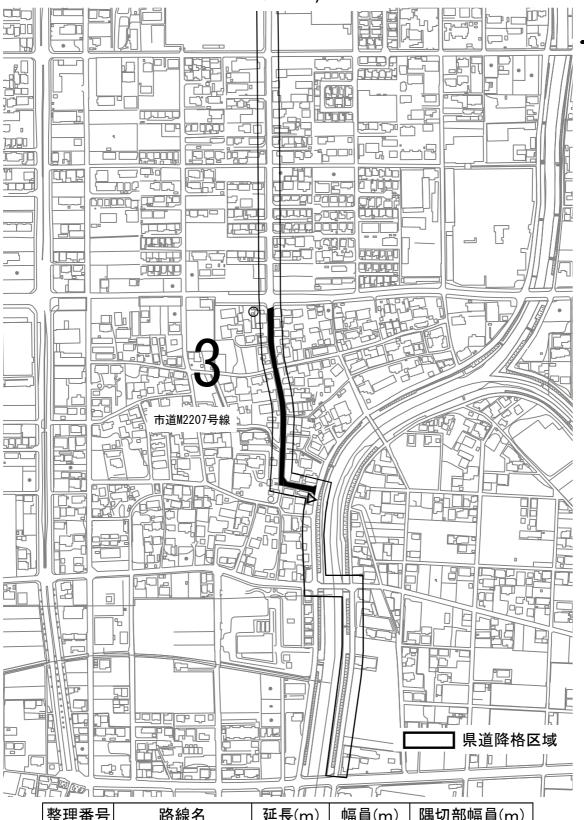
S=1/5,000



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
2	市道0180号線	884.5	8.0~10.2	13.1

位置図

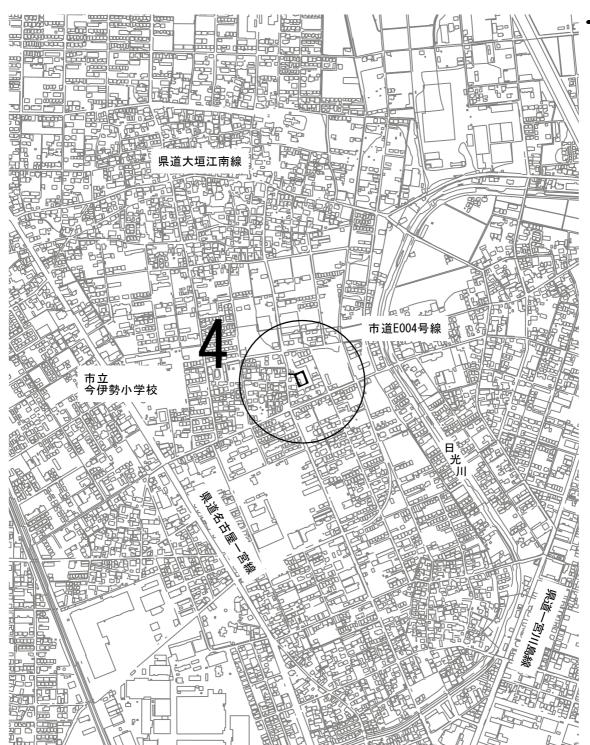
S=1/5,000



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
3	市道M2207号線	279.3	7.4~7.7	10.7 (終点)

案内図

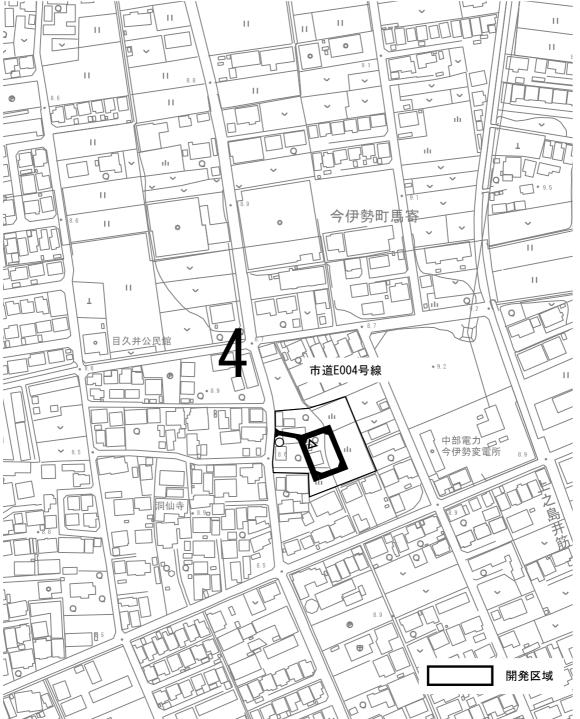
S=1/10,000





位置図

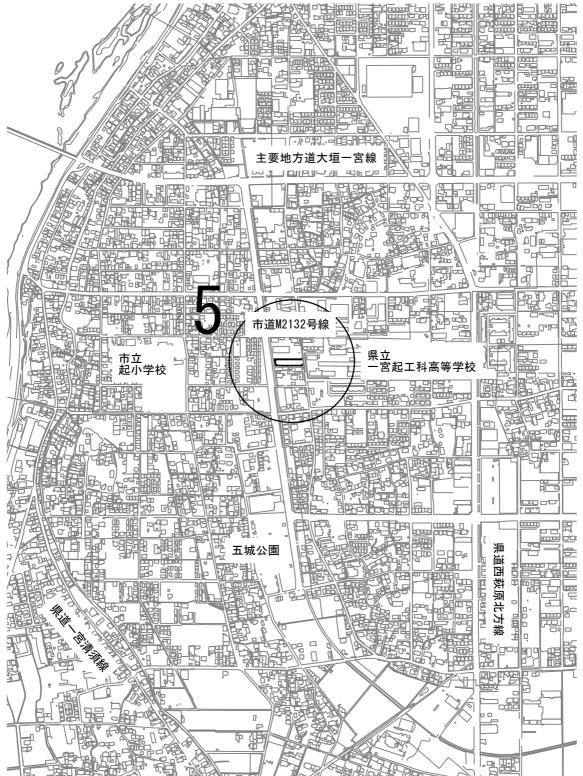
S=1/2,500



整理番号	隆理番号 路線名		幅員(m)	隅切部幅員(m)
4	市道E004号線	108.19	4.5	8.7 (起点)

案内図

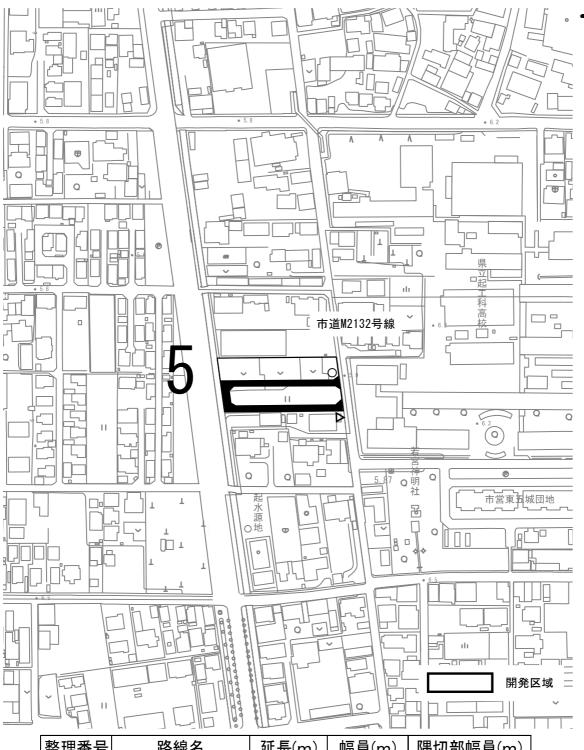
S=1/10,000



位置図

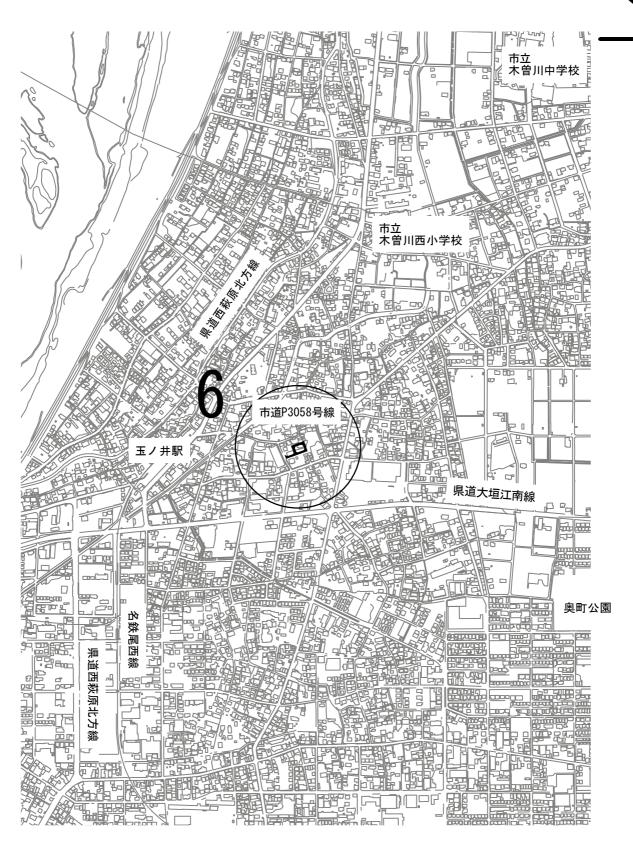
N

S=1/2,500



案内図

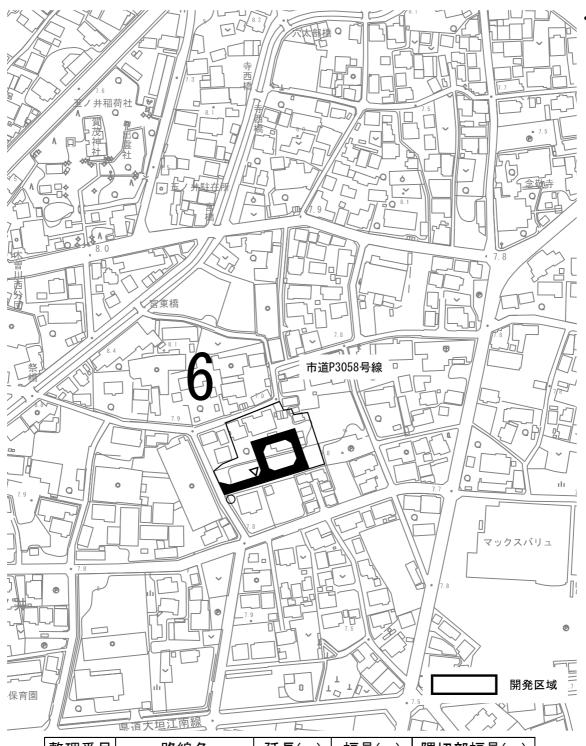
S=1/10,000



位置図

S=1/2,500





整理番号	整理番号 路線名		幅員(m)	隅切部幅員(m)
6	市道P3058号線	152.46	4.0	8.3 (終点)

議案第37号

民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業に係る契約の締結に係る議決内容の変更について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定に基づき、既に令和4年3月23日に議決を得た、民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業に係る契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

1 事業名称 民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業

2 事業場所 一宮市浅井町東浅井地内及び一宮市浅井町西浅井地内

3 事業概要 (仮称)一宮市第1共同調理場の設計、建設、維持管理及び運営に係る

業務

4 契約方法 随意契約(公募型プロポーザル方式)

5 契約金額 変更前 9,847,945,668円

変更後 9,910,124,914円

6 契約の相手方 一宮市時之島字吹上23番地2

株式会社一宮スクールランチ

報告第1号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第 1 項 関 係(和 解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所 属
令和 4.12.7	令和 4.8.27	交通事故	なし	一宮消防署本署
令和 5. 1.12	令和 元. 8.30	交通事故	なし	博物館管理課

2 第2項第1号及び第3号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決 処 分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべ	、きもの うち損害賠償額	所 属
令和 4.12.13	令和 4.11.1	車両損傷事故	102,058円	102,058円	維持課
令和 4.12.14	令和 4.10.28	交通事故	303,138円	303,138円	観光交流課
令和 4.12.16	令和 4.10.29	保育園内清掃中の備品損傷事故	38,170円	38,170円	保育課

報告第2号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和5年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自 治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和5年度 事 業 計 画 書

1 事業計画

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食予定回数と総食数

小学校 1 9 1 回 4 月 1 1 日から 3 月 2 1 日 中学校 1 9 1 回 4 月 1 1 日から 3 月 2 1 日

	総食数(食)
共同調理場	4,544,062
単独校調理場	1,459,804
計	6,003,866

イ 学校給食用物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定した物資納入業者より、毎月行う物資選定委員会で選定した物資を購入して、南部・北部共同調理場に提供し、翌月その代金の支払いを行う。

単独校調理場は単独校調理場物資選定会で選定した物資を学校毎に購入し、この代金の支払い業務は本給食会が行う。

主食(米飯・パン・麺)及び、牛乳代金についても本会で支払う。

年間物資購入予定額

	副食材料	主食	牛乳	計
共同調理場	837, 239	265, 506	255, 244	1,357,989
単独校調理場	271,844	82, 489	81,998	436, 331
計	1, 109, 083	347, 995	337, 242	1,794,320

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費

(単位:円)

	小学校	中学校
共同調理場	2 8 5	3 2 5
単独校調理場	2 8 5	3 2 5

年間徴収予定額

(単位:千円)

	共同調理場	単独校調理場	計
金額	1, 357, 989	436, 331	1,794,320

1日あたりの予定食数

	/	\学校	中	学校		計
	校	食数(食)	校	食数 (食)	校	食数 (食)
南部共同調理場	18	8, 216	8	4,533	26	12,749
北部共同調理場	14	7,857	7	4,019	21	11,876
共同調理場計	32	16,073	15	8,552	47	24,625
単独校調理場	10	5,076	4	2,710	14	7, 786
合 計	42	21, 149	19	11, 262	61	32, 411

(3) 学校給食についての調査研究・普及充実に関する事業

- ア物資納入業者等の施設、衛生状況調査
- イ 各種研究、協議会への参加
- ウ 小、中学校PTA等給食試食会の共催
- エ食育推進事業の共催

令和5年度 収 支 予 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増減	(<u>平1</u> 備	<u>豇:円)</u> 考
I 一般正味財産増減の部	1 / 1 / 1 / 1	100/ V 10/ H 1	H #1		- H 1/24	LI IA	<u>, </u>
1. 経常増減の部							
(1)経常収益							
基本財産運用益	0	3,000	3,000	3,000	0		
基本財産収入	0	3,000			0		
事業収益	1,794,320,000			1,609,916,000	184,404,000		
給食費収入	1,794,320,000			1,609,916,000	184,404,000		
給食費収入(共同調理場)	1,357,989,000			1,218,102,000	139,887,000		
給食費収入(単独校調理場)	436,331,000	0			44,517,000		
受取市補助金等	19,835,000	1,527,000			△ 6,800,000		
市補助金	19,834,000	1,527,000			△ 6,800,000		
市補填金	1,000	0	1,000	1,000	0		
雑収益	243,000	0	243,000		129,000		
維入	243,000	0	243,000		129,000		
	1,814,398,000			1,638,195,000	177,733,000		
(2)経常費用	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	_,200,000	,,-=-,-	,,,	,,		
事務費	19,834,000	0	19,834,000	25,608,000	△ 5,774,000		
給料	6,290,000	0	6,290,000	12,693,000	△ 6,403,000		
諸手当	3,575,000	0	3,575,000	5,744,000	△ 2,169,000		
共済費	2,308,000	0	2,308,000	2,982,000	△ 674,000		
賃金	6,105,000	0	6,105,000	2,749,000	3,356,000		
報償費	140,000	0	140,000	0	140,000		
旅費	106,000	0	106,000	106,000	0		
需用費	561,000	0	561,000	550,000	11,000		
役務費	738,000	0	738,000	768,000	△ 30,000		
備品購入費	1,000	0	1,000	1,000	0		
負担金・補助及び交付金	9,000	0	9,000	14,000	△ 5,000		
公課費	1,000	0	1,000	1,000	0		
事業費	1,794,320,000	0	1,794,320,000	1,609,916,000	184,404,000		
原材料費(共同調理場)	1,357,989,000	0	1,357,989,000	1,218,102,000	139,887,000		
原材料費(単独校調理場)	436,331,000	0	436,331,000	391,814,000	44,517,000		
徴収不能額	243,000	0	243,000	114,000	129,000		
雑費	1,000	0	1,000	1,000	0		
減価償却費	0	267,000	267,000		0		
管理費	0	1,530,000	1,530,000	2,556,000	△ 1,026,000		
給料	0	699,000	699,000	1,411,000	△ 712,000		
諸手当	0	399,000	399,000	639,000	△ 240,000		
共済費	0	258,000	258,000	331,000	△ 73,000		
旅費	0	19,000	19,000	19,000	0		
需用費	0	17,000			0		
役務費	0	104,000	104,000	105,000	△ 1,000		
備品購入費	0	1,000	1,000	1,000	0		
負担金・補助及び交付金	0	2,000	2,000	2,000	0		
公課費	0	31,000	31,000		0		
経常費用計	1,814,398,000		1,816,195,000		177,713,000		
評価損益等調整前当期計上増減額	0	△ 267,000			20,000		
当期経常増減額	0	△ 267,000	△ 267,000	△ 287,000	20,000		

(単位:円)

科目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増 減	備考	
2. 経常外増減の部							
(1)経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0		
(2)経常外費用							
固定資産除却損	0	0	0	0	0		
経常外費用計	0	0	0	0	0		
当期経常外増減額	0	0	0	0	0		
他会計振替額	0	0	0	0	0		
当期一般正味財産増減額	0	△ 267,000	△ 267,000	△ 287,000	20,000		
一般正味財産期首残高	0	409,000	409,000	604,000	△ 195,000		
一般正味財産期末残高	0	142,000	142,000	317,000	△ 175 , 000		
Ⅱ 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0		
指定正味財産期首残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0		
指定正味財産期末残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0		
Ⅲ 正味財産期末残高	0	10,142,000	10,142,000	10,317,000	△ 175,000		

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込み

科目	事業会計	法人会計	合 計	前年度予算額	増減	備考
【投資活動収支の部】						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	
【財務活動収支の部】						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	

2. 給食費収入、市補助金及び市補填金の増加に連動する費用に限り予算を超えて執行することができる。

報告第3号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和5年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22 年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和5年度一宮市土地開発公社事業計画

1 用地取得

一宮市との協議に基づき、公有地の拡大の推進に関する法律及び土地収用法等による買取り用地 (以下「公拡法及び収用法等による買取り用地」という。)の取得を予定しています。

事	業の	区	分	取得面積	(m²)	処分予定年度	処分の相手
1. 公有地取得事業	1. 公拡法及で	「収用法	等による買取り用地	2, 00	0. 00	_	一宮市
	合	計		2, 00	0. 00		

2 用地処分

一宮市との協議に基づき、公拡法及び収用法等による買取り用地の処分を予定しています。

事	業	の	区	分	処分面積	(m²)	処分の相手	処分の方法
1. 公有地取得事業	1. 公拡	法及び	収用法等	等による買取り用地	1,00	0. 00	一宮市	覚書等に基づく
		合	計		1,00	0. 00		

令和5年度一宮市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和5年度一宮市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)用地取得面積 2,000.00 m²

(2) 用地処分面積 1,000.00 m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収	入

第1款 事業収益	134,059 千円
第1項 公有地取得事業収益	127,859 千円
第2項 附带等事業収益	6,200 千円
第3項 補助金等収益	0 千円
第2款 事業外収益	22 千円
第1項 受取利息	4 千円
第2項 雑収益	18 千円
支 出	
第1款 事業原価	130,615 千円
第1項 公有地取得事業原価	127,564 千円
第2項 附带等事業原価	3,051 千円
214 - 24 114 114 14 2 14 2 14 2 14 2 14	
第2款 販売費及び一般管理費	2,692 千円
	2,692 千円 2,692 千円
第2款 販売費及び一般管理費	, , , , ,
第2款 販売費及び一般管理費 第1項 販売費及び一般管理費	2,692 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額127,564千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入			258,309 千円
第1項 短期借入金			258,309 千円
	支	出	

第1款資本的支出385,873 千円第1項公有地取得事業費258,309 千円第2項短期借入金償還金127,564 千円

(短期借入金)

第5条 短期借入金の限度額、借入の方法、利率及び償還の方法は「第1表 短期借入金」による。

2 短期借入金の限度額のうち本事業年度において借入れを行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借入れることができる。

第1表 短期借入金

7/4-24 /==///III / -==						
借入の目的	限度額	借入の方法	利率	償還の方法		
公有地取得事業	258, 309 千円	証書借入等	年 1.00 % 以内	公有地取得事業収益等をもって 償還する。		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費は、これを相互に流用することができる。

令和5年度一宮市土地開発公社予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

予	算科目の) 区分	
款	項	目	説明
1. 事業収益			
134, 059	1. 公有地取得事業収益		
	127, 859	1. 公有用地売却収益	○公拡法及び収用法等による買取り用地
		127, 859	
		2. 代替地売却収益	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附带等事業収益		
	6, 200	1. 保有土地賃貸等収益	○保有土地一時使用料
		3, 949	
		2. 附帯事業収益	〇公共事業等代替地管理事業負担金
		2, 251	
	3. 補助金等収益		
	0	1. 補助金等収益	○公共事業等代替地売却に伴う損失補てん等
		0	
2. 事業外収益			
22	1. 受取利息		
	4	1. 受取利息	〇預金利息
		4	
	2. 雑収益		
	18	1. その他の雑収益	○電柱敷地一時使用料
		18	
収益的	」収入合計	134, 081	

支 出

予	算 科 目 の		(辛匹・111)
款	項	B	説明
1. 事業原価			
130, 615	1. 公有地取得事業原価		
	127, 564	1. 公有用地壳却原価	○公拡法及び収用法等による買取り用地
		127, 564	
		2. 代替地売却原価	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附带等事業原価		
	3, 051	1. 保有土地賃貸等原価	○駐車場管理費等
		800	
		2. 附帯事業原価	○公共事業等代替地管理費
		2, 251	
2. 販売費及び			
一般管理費			
2, 692	1. 販売費及び一般管理費		
	2, 692	1. 人件費	〇報酬 230
		1, 910	〇給料 1,212
			○手当等 220 ○ ***
			○法定福利費○福利厚生費16
		2. 経費	○福利厚生費16○旅費30
			○ 需用費 370
		102	○ () () () () () () () ()
			○使用料及び賃借料 10
			○ 負担金補助及び交付金 40
			○補償費 1
			○公租公課 61
			 ○雑費 10
3. 事業外費用			
11	1. 支払利息		
	10	1. 支払利息	○一時借入金利息
		10	
	2. 雑損失		
	1	1. 雜損失	
		1	
収 益 的	支 出 合 計	133, 318	

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

=	予	算	科	目	の	区	分		説明
款			Į	頁			目		可以 971
1. 資本的収	又入								
258,	, 309	1. 短其	期借入	金					
				258	, 309	1. 短期借	大金		○公有地取得事業資金借入金
							:	258, 309	

支 出

予	算 科 目	<i>(</i>)	区	分	글쓰 미디	
款	項				説明	
1. 資本的支出						
385, 873	1. 公有地取得事業	 養費				
	258	3, 309	1. 公有地	取得事業費	○用地費	200,000
				258, 309	○補償費	50,000
					○測量試験費	1,000
					○諸経費	1,000
					○支払利息	6, 309
	2. 短期借入金償還	景金				
	12'	7, 564	1. 短期借	入金償還金	○公有地取得事業資金借入金償還金	
				127, 564		

令和5年度一宮市土地開発公社資金計画

			(十) (十) (十)
区分	前年度決算見込額	当年度予定額	増△減
受入資金	151, 099	482, 580	331, 481
公有地取得事業収益	55, 321	127, 859	72, 538
附带等事業収益	6, 636	6, 200	△ 436
補助金等収益	0	0	0
受取利息	4	4	0
雑収益	19	18	△ 1
短期借入金	729	258, 309	257, 580
事業未収金	0	0	0
前払費用	0	0	0
前年度繰越金	88, 390	90, 190	1,800
支払資金	60, 909	391, 627	330, 718
公有地取得事業費	729	258, 309	257, 580
短期借入金償還金	55, 321	127, 564	72, 243
附带等事業原価	2, 123	3, 051	928
販売費及び一般管理費	2, 620	2, 692	72
支払利息	0	10	10
雑損失	0	1	1
未払金	0	0	0
預り金等支出	116	0	△ 116
差引	90, 190	90, 953	763

令和5年度一宮市土地開発公社予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

		事業収益	1
	127, 859	(1)公有地取得事業収益	
	6, 200	(2)附带等事業収益	
134, 059	0	(3)補助金等収益	
		事業原価	2
	127, 564	(1)公有地取得事業原価	
130, 615	3, 051	(2)附带等事業原価	
3, 444		事業総利益	
		販売費及び一般管理費	3
2, 692		(1)販売費及び一般管理費	
752		事業利益	
		事業外収益	4
	4	(1)受取利息	
22	18	(2)雑収益	
		事業外費用	5
	10	(1)支払利息	
11	1	(2)雑損失	
763		経常利益	
763		当期純利益	

令和5年度一宮市土地開発公社予定貸借対照表 (令和6年3月31日)

(単位:千円) 資産の部 1 流動資産 (1)現金及び預金 90,953 (2)公有用地 745,000 (3) 代替地 525, 811 流動資産合計 1, 361, 764 2 固定資産 (1)有形固定資産 ア 車両その他の運搬具 1,390 減価償却累計額 1,390 0 (2)投資その他の資産 ア 長期性預金 10,000 固定資産合計 10,000 資産合計 1, 371, 764 負債の部 1 流動負債 (1)短期借入金 508, 176 固定負債合計 負債合計 2 固定負債 (1)長期借入金 762, 635 固定負債合計 1, 270, 811 負債合計 1, 270, 811 資本の部 1 資本金 (1)基本財産 10,000 資本金合計 10,000 2 準備金 (1)前期繰越準備金 90, 190 (2) 当期純利益 763 準備金合計 90, 953 資本合計 100,953

1, 371, 764

負債・資本合計

令和5年度一宮市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

			(単位:十円)
1	事業活動によるキャッシュ・フロ	<i>1</i> —	
	公有地取得事業収入	127, 859	
	その他事業収入	6, 218	
	補助金等収入	0	
	公有地取得事業支出	△ 258, 309	
	その他事業支出	△ 3,051	
	人件費支出	△ 1,910	
	その他の業務支出	△ 783	
	小計		△ 129, 976
	利息の受取額		4
	利息の支払額	△ 10	
	事業活動によるキャッシュ・フロ	<u> </u>	
2	投資活動によるキャッシュ・フロ 該当なし		
	投資活動によるキャシュ・フロー	一合計	0
3	財務活動によるキャッシュ・フロ	1 —	
	短期借入による収入	258, 309	
	短期借入金の返済による支出	△ 127, 564	
	財務活動によるキャッシュ・フロ	1一合計	130, 745
4	現金及び現金同等物増減額(△に	763	
5	現金及び現金同等物期首残高	90, 190	
6	現金及び現金同等物期末残高		90, 953

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償 が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。なお、今期末の有形固定資産の予定額は1円です。

3 消費税等の会計処理・・・・税込方式によっています。

(追加情報)

1 短期借入金(今期末予定額508,176千円)による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。

報告第4号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和5年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和5年度一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画

1. 基本方針

わが国の経済は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の下でも、全国的な外出自粛が要請されなくなったことを背景に人出の回復が進み、サービス消費を中心とする個人消費の回復傾向にあります。しかし、世界的なインフレを背景に、国内でもエネルギー価格が上昇しているほか、食料品における原材料コストの価格転嫁の広がりがみられます。また、雇用や名目賃金が回復する中でも、インフレによって実質所得はマイナスで推移していますが、サービス消費は感染拡大前の水準を目指して回復をつづける見込みです。

市場においては、異常気象による不安定な青果物の入荷、少子高齢化や核家族化の影響による食料消費の減少を始め、食の安全・安心の重要性の問題、消費者ニーズの多様化など多くの問題を抱えております。

これらの問題に対して、付加価値の向上や経営コストの削減などにより、市場経営の安定と向上を図り、生産者・消費者に求められ期待される市場を目指していく必要があります。

本年度は、次に掲げる事項を重点課題として取り組んでいきます。

(1) 卸売市場の体質強化

卸売市場においては、輸入食料の増加、量販店の産地直送などによる市場を通さない取引、さらにはインターネット取引など流通の多様化で取扱量の減少が続いています。

この状況に対して、他市場では経営基盤を確立するために、市場間統合や市場民営化などが進められています。このような他市場の動向も注視しながら運営方法を研究していきます。

(2) 卸売市場活性化への取組み

卸売市場が産地のブランド品の増加に対して機能を発揮するためには、卸売市場関係者が連携して流通の要請に応えていく必要があります。

- ① 卸売事業者、生産者及び消費者などが連携し、消費者情報や商品情報の提供及び商品開発などの機能の強化を図ります。
- ② 食品の安全性の確保及び品質管理の徹底を図り、消費者への安全な食品の提供を図ります。
- ③ 地場野菜の消費拡大のために、消費者に地産地消を促すとともに、食育啓発事業の推進を図ります。

(3) 食の安全・安心の確保

食品業界における偽装表示や廃棄食品の不正利用、生産作物の残留農薬問題など消費者の信頼を揺るがす不祥事や事故により、食の安全・安心の確保が重要性を増しています。

食品業界においては、法令の遵守に向けた対応や消費者の信頼を確保するため、食の安全・安心に対する取組みを一層推進していく必要があります。

- ① 食の安全・安心への関心が高まる中で、卸売市場を経由して流通する生鮮食品の安全についても、生産者や生産地の明確化など消費者の信頼を損なわないよう食の安全・安心を確保するよう図ります。
- ② ポジティブリスト(残留農薬の基準)制度については、生産者を含む市場関係者がその制度の趣旨を十分に理解し、食の安全を守る責任ある立場にあることを自覚するとともに、その使命を果たすことが重要であります。

食の安全・安心に関しては業務の基本であり、生産者を含む市場関係者のコンプライアンス(法令遵守)体制の確立などにより意識の高揚を図ります。

(4) 事業発展への取組み

卸売事業者や関連事業店舗組合など市場関係者には、既存の事業の見直しにより事業の改善を図ります。

特に、地域への市場開放事業による関連店舗の売り上げの向上と消費拡大のため平成8年度から実施している「日曜新鮮市」に関しては、来場者増のために内容の充実を図り、関連店舗の消費者利用のPRに努め事業の推進を図ります。

(5) 事務事業の見直し及び効果

市場取扱量の減少が進む中で、市場の運営に関する開設者の責任と役割が大変重要になってきております。

特に、事業実施においては事業効果を十分に検討し、より大きな効果を得るように努めます。

事務事業においては常に簡素で効率的な事業運営を基本とし、より一層の経 費節減に努めます。

(6) 施設などの維持管理

市場の関係施設は開設から40年以上になり、建物や設備等の老朽化が全般的に激しくなってきております。建物や設備の大規模改修には多額の経費を要するため、適正に点検を実施することで施設の延命化に努めます。

(7) 借入金の償還

長期借入金の償還については、財務体質の改善及び財政運営の安定化に努め計画的に償還を行います。

2. 令和5年度取扱高の目標

(単位:トン・百万円)

品目	取扱高	数 量	金額
	野菜	9,137.1	2,893
青果物	果実	1,141.4	3 9 0
	その他	1 2. 6	1 2 3
小	計	10,291.1	3,406
水	産物	4.2	5
合	計	10,295.3	3,411

※ 参 考 (単位:トン・百万円)

品	取扱高	R 2年度実績		R 3年	度実績	R 4年月 (1,2,3月分はR 年度の平均値よ	元年度~R3
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
青	野菜	8, 183	2, 316	8, 647	2, 593	8, 702	2, 755
果	果実	1,006	316	1, 048	375	1, 087	371
物	その他	20	23	13	50	12	117
1	小計	9, 209	2, 655	9, 708	3, 018	9, 801	3, 243
7.	水産物	12	12	8	9	4	5
Î	合 計	9, 221	2, 667	9, 716	3, 027	9, 805	3, 248

3. 長期借入金の償還

令和5度元金償還計画

借入先	償 還 金(円)	返済財源
一宮市	5, 000, 000	自己資金
愛知西農協①	9, 996, 000	自己資金
愛知西農協②	6, 000, 000	自己資金
計	20, 996, 000	

* 令和4年度末長期借入金残高

一 宮 市435,550,000円愛知西農協①25,863,000円

愛知西農協② 18,000,000円

4. 預り保証金

令和5年度

(単位:円)

期 首 残 高	期中返済額	新規見込額	期末残高
24, 558, 567	0	707,080	25, 265, 647

*新規テナント1コマ

令和4年度

期首残高	期中返済額	期中預り額	期末残高
24, 558, 567	0	0	24, 558, 567

令和5年度収支計画(案)

単位:千円

科	目	金 額	<u> </u>
市 場 賃 市 場	売上高使用料 施設使用料 使 用 料 貸 収 入 サ 益 費 収 益 費 入 取 利 息	92, 000 6, 000 3, 500 1, 350 10	102, 860
役給賃退厚旅交会広水消修保借減負租車火通リ清雑職生費 告道 守価 災 掃	耗	2, 300 13, 700 0 900 2, 500 150 30 10 150 3, 500 5, 600 10, 000 1, 500 5, 500 150 3, 000 1, 500 1, 500 4, 500 4, 000 800	
			<u>87, 890</u>
	丁当期純利益 人 税 等 純 利 益		14, 970 6, 737 8, 233